

## (16) 計画的にバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を目指すリゾートホテル



A 全景

### 富士レークホテル

所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町  
船津1番地  
設計者 トライボッド・デザイン、  
石井建築事務所  
施工者 梶原工業所(客室)、  
川上建設(レストラン)、  
インテリアマノワ(インテリア)  
構造 鉄筋コンクリート造  
階数 地下1階、地上6階  
客室改修 7種類、23室  
改修年 1999年、2001年、2002年、  
2006年、2008年、2010年  
客室面積 23~70㎡

このホテルは、約25年前より全国のホテル旅館業界の中で先駆け、障害者の雇用に積極的に取り組んできた。現在、従業員111名の内、3名が何らかの障害を持つスタッフである。

そのような組織土壌の中、1999年以降、高齢化社会、及び障害者と障害のない人が共生する社会へ向けて、ハードとしての建物のユニバーサル対応(バリアフリー対応)に着手することとなった。

現在、少しずつユニバーサル化(バリアフリー化)に取り組んでおり、改修工事予算を計上し、既存建物を修繕している。

	東館	西館
7階	レストラン	客室 14室
6階	バリアフリールーム 2室 露天風呂付き客室(UD化)1室 その他客室 6室	客室 8室
5階	バリアフリールーム 1室 露天風呂付き客室(UD化)9室	客室 8室
4階	バリアフリールーム 1室 露天風呂付き客室(UD化)9室	客室 8室
3階	宴会場等	客室 1室 リニューアル和洋室(UD化)6室
2階(ロビー階)	フロント、屋外プール、宴会場等	レークビュー貸切風呂(バリアフリー)
1階	ダイニングフロア、大浴場等	

ホテル全体案内図 色のついている部分の客室をBF・UD化している。



B 玄関前の(手すり付き)スロープ増設

2008年改修 玄関前の手すり増設、河口湖眺望露天風呂つき客室等を整備



C 露天風呂つき客室和(なごみ)

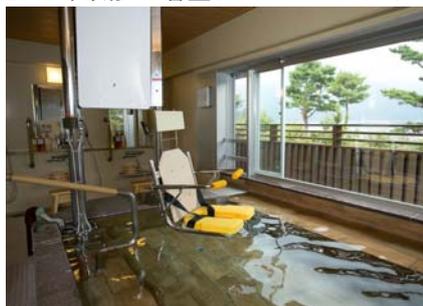


D 露天風呂つき客室コンフォート



E 露天風呂つき客室セミコンフォート

2010年改修 客室のユニバーサル・デザイン化、BF・UDに配慮した貸切風呂の整備、エレベーターホールのトイレのBF・UD化



F 介助用リフトを整備したレークビュー貸切風呂(バリアフリー)



G EVホール UD化トイレ



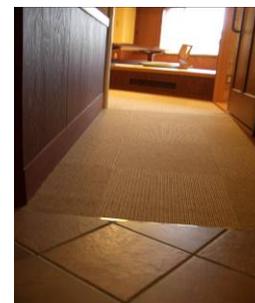
H リニューアル和洋室 トイレ

- 継続的、かつ計画的に、バリアフリー・ユニバーサルデザイン改修を行っているホテル
- 既存客室を2戸1化して改修しユニバーサル室を全 23 室整備

### 客室の改修



I 客室：スイートルーム (70 m<sup>2</sup>)



J 客室：スタンダードルーム (42 m<sup>2</sup>)

### ダイニングの改修

- ・ 2006 年の客室（UDルーム）改修に伴い、ダイニング（総面積 1000 m<sup>2</sup>）も同時に改修し、食事場所におけるユニバーサル・デザイン化に取り組んだ。
- ・ スロープをつけて段差を解消し、バーやカラオケルームを含む 1 階フロア全体をユニバーサル・デザイン化した。
- ・ オストメイト対応の便所を設置した。
- ・ ハード面の改修と同時に、食事自体も、刻み食、ペースト対応、アレルギー対応などユニバーサル・デザイン化に取り組んでいる。



L 1階通路（改修後）



K ダイニング部分



M 便所（オストメイト用汚物流しを設置）

# (17) バリアフリー改修や事前の情報提供、ソフト対応等により、高齢者、障害者等が快適に宿泊できるシティホテル



## 京王プラザホテル

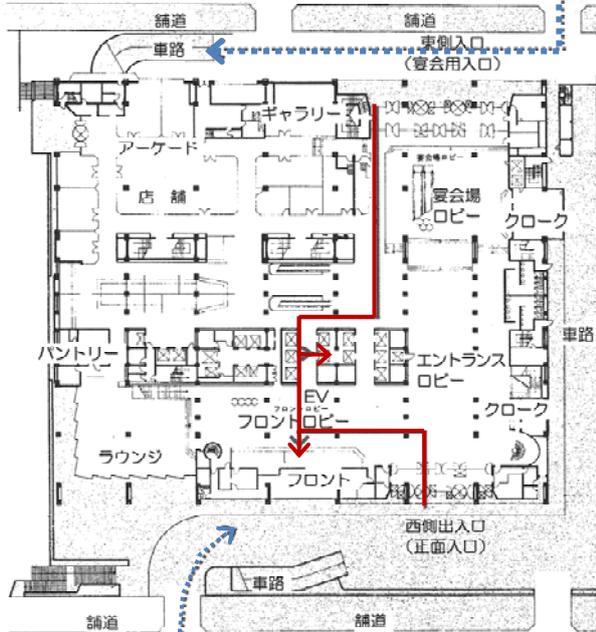
所在地 東京都新宿区  
 設計者 日本設計  
 構造 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート  
 階数 本館-地下2階・地上47階  
 南館-地下2階・地上34階  
 1988年6月車いすで利用が可能な客室15室設置  
 2002年3月ユニバーサルルーム10室設置  
 2004年宴会場に磁気ループシステム導入  
 2007年補助犬専用トイレ新設(設計: 渥美設計事務所)  
 竣工年 1971年3月、6月オープン  
 延床面積 175,042.56㎡

1988年に世界リハビリテーション会議の会場となったことをきっかけに、車いすで利用が可能な客室を15室設置(現在は一般客室として使用)し、2002年3月には、利用者やバリアフリー建築専門の設計事務所の助言をもとに、ユニバーサルルーム10室を改修により設置した。

その後も機器の導入等、継続的な改善を図るほか、法施行前からの補助犬受け入れの積極的な推進や、従業員教育での「心のバリアフリー」への取り組み等、ソフト面の充実化にも取り組んでいる。

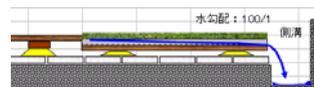
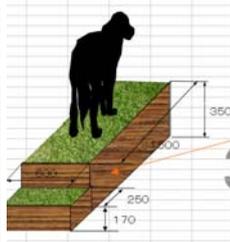
### A 北側エントランス

2階北側エントランスのスロープ(増設)



3階平面図

← 主たる利用者動線  
 ← 車動線



### E 補助犬専用トイレ

敷地内に補助犬専用トイレ(人工芝の部分)を設けている。排水が側溝に流れるよう床に水勾配を設けており、シャワー設備も設けられている。車いす利用者にも使いやすいよう、一段高い場所にも補助犬トイレを設けている。



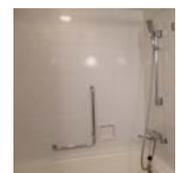
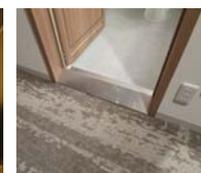
### B バリアフリー対応についてのホームページでの紹介

ホテルのホームページでは、車いす使用者、視覚・聴覚障害者、補助犬ユーザーへの配慮や、ユニバーサルルームの寸法や設備・備品を紹介している。また車いす使用者が、実際にユニバーサルルーム内やホテル内を移動・利用する様子や、新宿駅西口からホテルまでの経路等を動画で紹介し、利用者への情報提供に努めている。



### C 2階レストランフロア

高齢者や車いす使用者が利用しやすいよう、レストランの出入口は段がない、または傾斜路(写真左)や段差解消機(写真下)を設けたものとなっている。2階のトイレには、男女共用の多機能便房が設けられている。



### D 一般客室

ユニットバス出入口前後の高低差は擦りつけ状の下枠により解消が図られており、浴槽には手すりが設けられている。

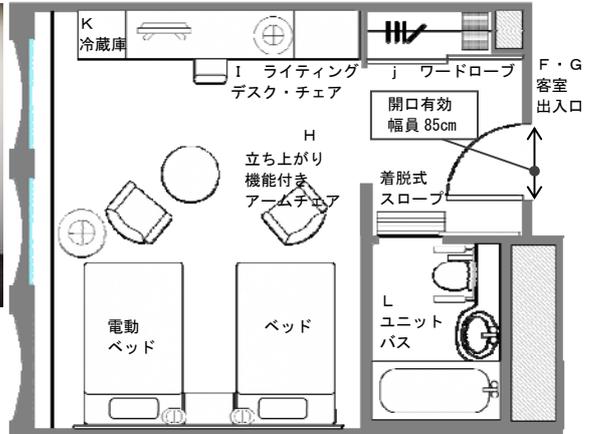
- バリアフリーへの数々の取り組みを集約したユニバーサルルーム
- 車いす使用者等に配慮した、エントランスやレストラン出入口の高低差解消（改修）
- ホテル及び周辺のバリアフリー対応等について、ホームページで紹介

ユニバーサルルームについて



**F 客室出入口 廊下側**  
 バーハンドルタイプのドア。約 60° まで はゆっくり閉鎖する。一般客室より低い位置に、カードキー受信機及びチャイムが設けられている。

**G 客室出入口 室内側**  
 ゆとりあるスペースを確保し、液晶ドアスコップ、室内側カードキーのボタン・スイッチ等は低い位置に設けている。聴覚障害者への情報伝達のため、ドアノック等に反応し、通路・室内照明が点滅、ベッドのクッションが振動し、さらに洗面化粧台・ヘッドボードの表示に「来客」等の表示が出る機器を設けている。



ユニバーサルルーム平面図



**H 内部**  
 立ち上がり補助機能付きのアームチェア 1 脚を設けている。2 台のベッドのうち 1 台は電動ベッドだが、ホテルらしい上質なデザインとなるように配慮している。(写真左)

ヘッドボードには、聴覚障害者用表示パネルが組み込まれている。(写真右上)  
 ベッドにはドアチャイムや目覚まし等を振動により伝える装置を入れたクッションがある。(写真右下)



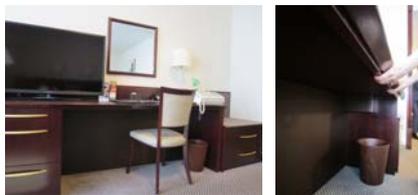
L ユニットバス

改修時にユニットバスの位置や大きさの変更はせず、設備機器の交換・手すり設置等を行ったほか、着脱式スロープを設け、出入口前後の高低差（約 6.5cm）を解消した。(写真上左・中)

洗面台に聴覚障害者対応の室内信号装置を設置、アメニティは視覚障害者が区別ができるよう輪ゴムを巻く工夫をしている。(写真左)



**J ワードローブ**  
 バーハンドル付の引き戸とし、車いす使用者の使いやすい低い位置にハンガーラックを設けられるようになっている。袖壁端部は引き戸の開閉時等に握りやすい R 状の形状としている。

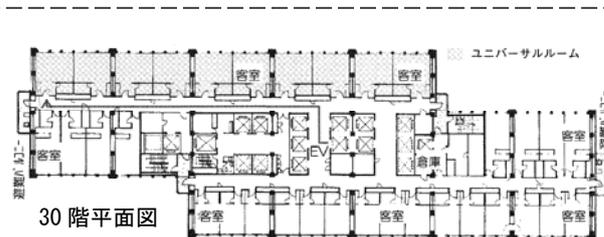


**I ライティングデスク**  
 車いす使用者の膝が入るよう、デスク下のスペースを確保するとともに、コンセント等をデスク手前に設置している。さらに動作時の手がかりとなるように、端部の形状を工夫している。

**M 様々な備品**  
 利用者の状態に合わせて取付のできる備品（タブレット等の情報伝達設備、浴槽用のマット・移乗台等、トイレの手すり・背もたれ、補助犬用のマットとポウル）を用意している。



**K 冷蔵庫上の備品**  
 車いす使用者等がとりやすいよう、コップ等は台の手前に置いている。



30 階平面図

1 室を先行して改修し、様々な意見を聞き反映した上で、9 室の改修を実施した。(工事期間は約 1 カ月半)  
 音の出る工事中、上下階の客室は使用しなかった。

(18) 空港出発ロビーに直結し、高齢者、障害者等や海外からの来訪者も快適に利用することができるホテル

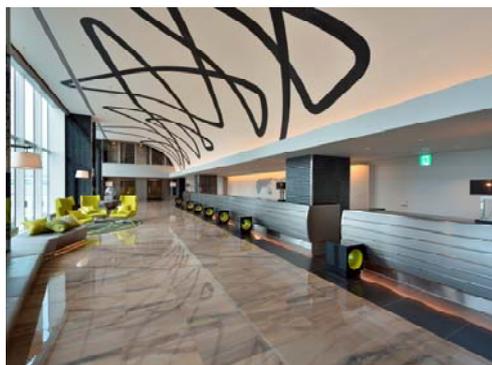


ロイヤルパークホテル ザ 羽田

所在地 東京都大田区羽田空港 2 丁目 6 番 5 号 羽田空港国際線旅客ターミナルビル内  
 設計者 梓・安井・PCPJ 東京国際空港国際線旅客ターミナル設計監理共同企業体/株式会社三菱地所設計 (ホテル内装設計他)  
 構造 鉄筋コンクリート造  
 階数 地上 8 階  
 竣工年 平成 26 年  
 建築面積 2,198.61 ㎡ (ホテル棟)  
 延床面積 11,642.60 ㎡ (ホテル用途面積)  
 客室数 一般エリア: 296 室 (うちユニバーサルツイン 5 室)  
 保安エリア: 17 室 (うちユニバーサルツイン 1 室)

羽田空港国際線旅客ターミナルビルに併設され、出発ロビーに直結するほか、保安エリア内に国内初のトランジットホテルを有するホテルである。

ユニバーサルルーム (ツイン) は、車いす使用者に対応しているほか、入浴用の備品の貸出し、聴覚障害者のための警報器の貸出し等を行っている。



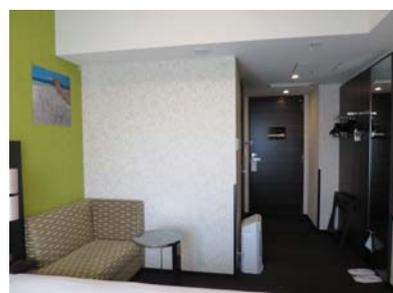
A エントランス・フロント  
 エントランスは、国際線旅客ターミナルビル 3 階・出発ロビー内に位置する。



B エレベーター内の非常ボタン  
 聴覚障害者が耳マークのボタンを押し続けると、係員が来るようになっている。



C 多機能便房  
 車いす使用者の利用に配慮したスペース (約 2.2×3.0m カウンター含まず) に、オストメイト用設備、大型ベッド、乳幼児用いす、乳幼児用おむつ交換台、着替え台を備えている。



F 一般客室内部  
 水廻り室前の通路は約 1.4m の幅員がある。



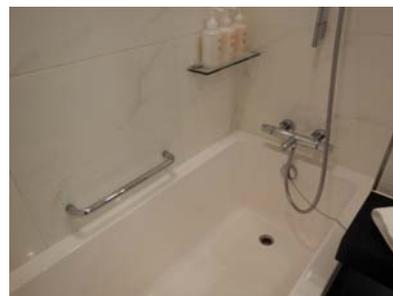
D トイレの案内表示  
 点字表示が併記されている。



E 一般トイレ (女性) の便房  
 両側手すりが設置された広めの便房が設けられている。



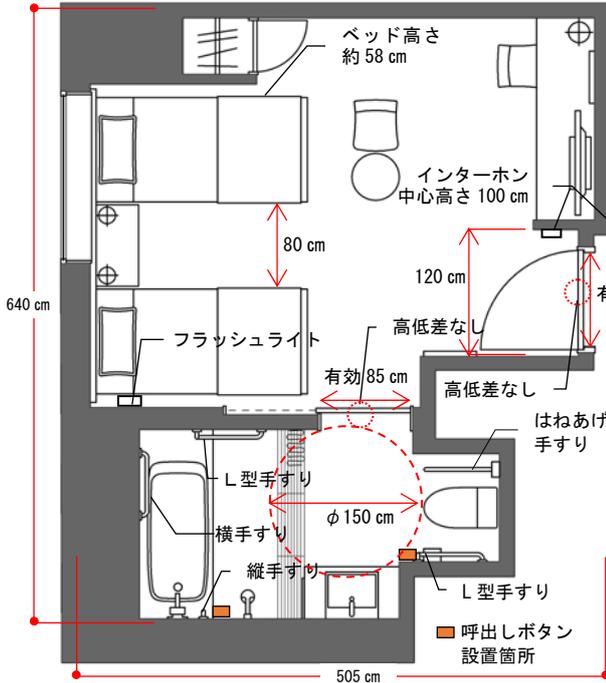
G シャワーチェア、浴槽移乗台 (バスボード) (貸出し備品)  
 予約時にリクエストがあると、客室に予め設置されている。



H 一般客室の浴槽  
 水廻り室の出入口には段差はない。浴槽での立ち座り姿勢を保持するための縦手すりのほか、浴槽出入りのための横手すりが設けられている。

- 一般エリアに5室、保安エリアに1室のユニバーサルルームを配置
- 高齢者や聴覚障害者に対応した備品の貸出しを実施

ユニバーサルツイン平面図



I ユニバーサルルーム内部

室内及び出入口前には、車いす使用者が360°回転可能なスペースが確保されている。  
内装はスタイリッシュなものとなっている。



J フラッシュライト  
インターホンが押されると、フラッシュライトが光るようになっている。



K カメラ付インターホン 廊下側



N クローゼット  
低い位置からハンガーを掛けることができるように、S字フックを貸し出している。



S 呼出しボタン



O 便所  
L型及びはねあげ式の手すり、呼出しボタンが設けられている。



P 洗面台  
下部に車いす使用者のひざが入るスペースが確保されている。



L カメラ付インターホン 室内側  
一般客室はインターホンのみだが、ユニバーサルルームはカメラ付であり、室内側のモニターは、床から100cmの高さに設けられている。



Q シャワー  
シャワーはハンドシャワーと天井への固定シャワーであり、浴槽に入らずにシャワー浴が可能となっている。  
ハンドシャワーのシャワーヘッドは、バーに沿ってスライドし、高さが調節できるようになっている。



R 浴槽及び手すり  
移乗台、浴槽での立ち座り姿勢を保持するための手すり、浴槽出入りのための手すりが設けられている。



M 貸出し備品等  
ユニバーサルルームには、呼出握りボタン、火災等の非常時に客室に電話で連絡すると、点灯するライトと文字による表示機器を貸し出している。

## (19) 異なるバリエーションの多機能便所を設置した庁舎



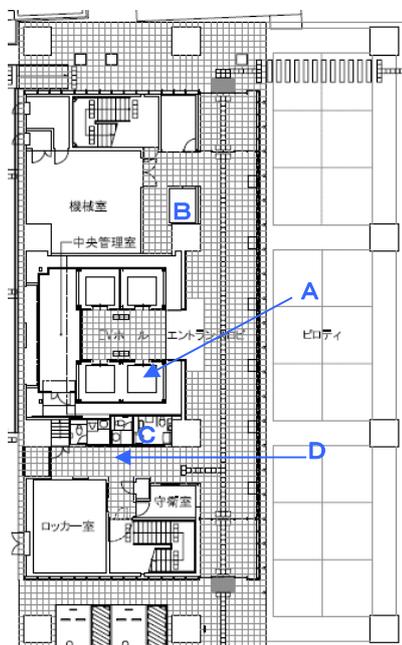
### 和歌山県庁南別館

所在地 和歌山県和歌山市湊通町北  
1丁目2番地の1  
設計者 梓・高松工事設計共同体  
構造 S造一部RC、SRC造  
階数 地上10階  
竣工年 2007年3月  
敷地面積 4,558.00㎡  
建築面積 1,195.82㎡  
床面積 11,431.16㎡  
用途 官公庁舎（防災センター）

和歌山県庁南別館は、県庁の分庁舎機能と、大規模災害対策の中核となる防災拠点としての機能を持ち合わせた施設である。防災拠点として十分な耐震性能・免震効果を保持しており、かつ全ての人が利用しやすい設備設計となっている。

中でも便所は、各階に女子便所、男子便所、多機能便所が各1ヶ所ずつ配置されている。また多機能便所は、高齢者、障害者、車いす使用者等が快適に利用できるように、各階で違ったバリエーションとなっており、利用者は自分にあった多機能便所を利用することが可能である。

外観



1階平面図



**A 障害者対応エレベータ**  
4台設置されており、うち1台は非常用エレベータとなっている。



**B 授乳室**  
1階北側入口付近に設置されている。



**C 1階多機能便所**  
左手側の多機能便所となっている。入口には、便所のレイアウトがよくわかる案内図及び各階多目的便所の案内が表示されている。



D 1階多機能便所入口

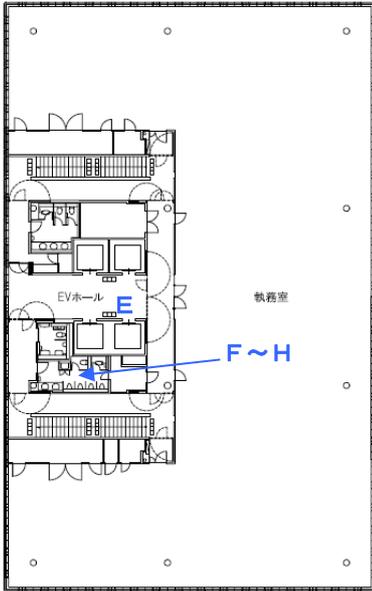


・トイレ案内図（上）  
各便所入口に設置されている。

・各階案内表示（右）  
各階多機能便所入口に設置されており、利用者にわかりやすい表示になっている。



- 建物内に様々な利用者を想定した多機能便所を分散
- 各便所入口にトイレ案内図、多機能便所入口に各階多機能便所の案内表示を設置
- 1階に授乳室、2～10階多機能便所に乳幼児用イスを設置



**E エレベータ横案内図**  
各階エレベータ横にはフロア案内図が設置されており、その階の多機能便所の種類も表示されている。

基準階平面図

・各階多機能便所の種類

(※2～10階には乳幼児用イスを設置)

10F	背もたれ オストメイト ベビーシート	(右勝手)
9F	細長型	(左勝手)
8F	洗浄機能付き 背もたれ ユニバーサルシート	(右勝手)
7F	洗浄機能付き 背もたれ オストメイト ベビーシート	(右勝手)
6F	背もたれ ユニバーサルシート	(左勝手)
5F	細長型	(左勝手)
4F	洗浄機能付き 背もたれ ユニバーサルシート	(右勝手)
3F	洗浄機能付き 背もたれ オストメイト ベビーシート	(左勝手)
2F	細長型	(右勝手)
1F		(左勝手)



**F 2階多機能便所**

右勝手の多目的便所で、細長型の便器となっている。



**G 3階多機能便所**

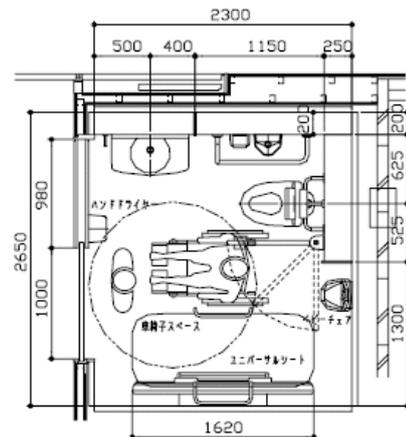
左勝手の多目的便所で、オストメイト対応となっている。また、ベビーシートが設置されている。



**H 4階多機能便所**

右勝手の多目的便所で、ユニバーサルシートが設置されている。

・4、8階多機能便所平面図



## (20) 住民参加によってバリアフリー化を図った庁舎



A 外観

### 鳥取県東部総合事務所

所在地 鳥取県鳥取市立川町六丁目  
176番地  
設計者 ㈱新居千秋都市建築設計  
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造  
階数 地下1階地上5階  
竣工年 2000年12月  
敷地面積 9,634㎡  
建築面積 5,514㎡  
延床面積 9,014㎡(庁舎棟)  
8,660㎡(立体駐車場棟)  
用途 庁舎

鳥取県東部総合事務所は、県税事務所、鳥取地方県土整備局など県の地方機関と各種団体が集積された公共性の高い建築物である。県では、福祉のまちづくり条例を積極的に推進する立場から、県有施設を建設、改修する際には、障害者団体の参加を通例としている。このため、本庁舎の設計コンペを行う際にも、「地域の障害者の参加」を条件とした。



B 入口ドア

上部に音声案内装置が設けられている。



C 音声案内装置

入口ドア上部に設けられている装置

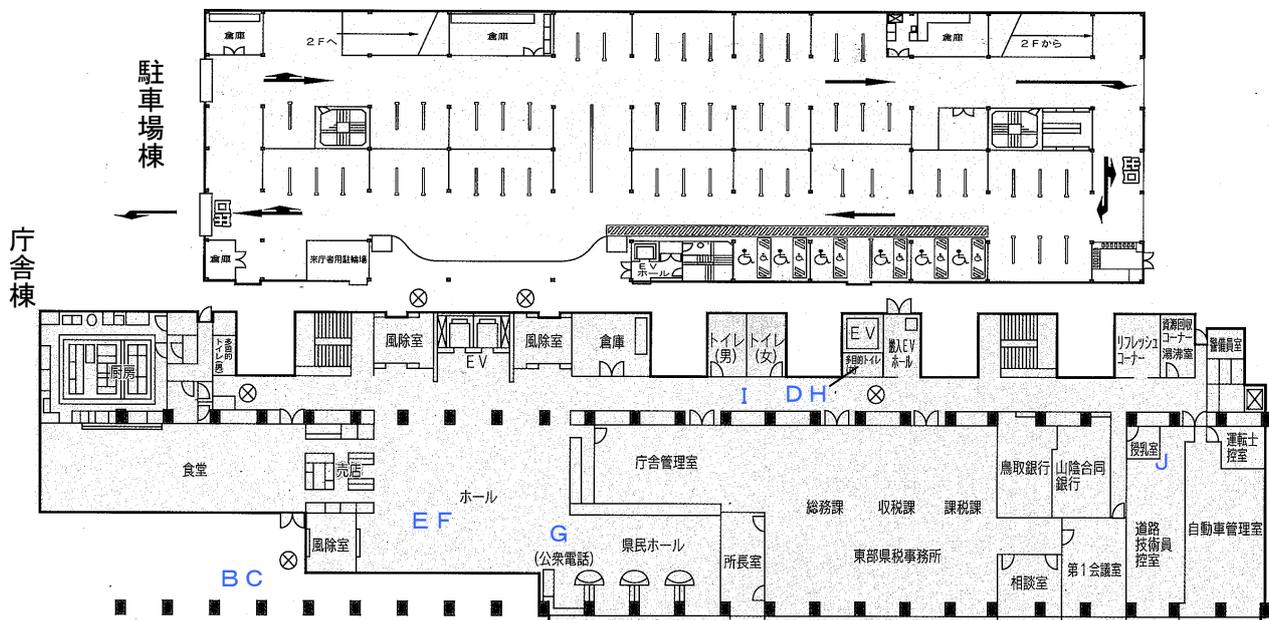
- ・本プロジェクトでは、障害者団体への意見聴取のための全体会議は2回実施。団体ごとの個別の会議を多く行っている。
- ・本庁舎を設計する際には、地域の障害者団体の協力により、簡易模型を使って使い勝手を検証した。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの敷設の仕方については、障害者団体の要望を反映し、受付に加えて、エレベーター前まで敷設した。
- ・乳幼児同伴の利用者にも配慮して、授乳室を設置、便房には、乳幼児用いすを設置した。

D 多機能便房

左手の多機能便房が設置されている。



1F 平面図



- 乳幼児連れから、高齢者まで様々な利用者の利便性に配慮
- 障害者団体、地域住民の意見を取り入れてバリアフリー化



**E ホール入口**  
視覚障害者誘導用ブロックは右が受付へ、左はエレベーターホールへ導いている。



**F ホール入口全景**  
シンプルで分かり易い動線となっている。



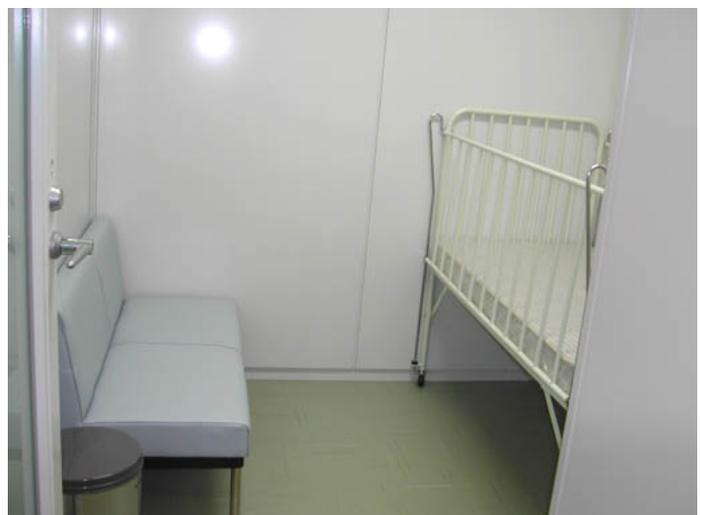
**G 県民ホール入口**  
段のない入口。



**H 多機能便房**  
乳幼児用ベッドが設置されている。



**I 便房**  
乳幼児用いすが設置されている。



**J 授乳室**  
乳幼児用ベッドと、授乳用椅子が用意されたスペースがある。

## (21) 住棟アプローチを車いす使用者がアクセスしやすい傾斜路に改修した分譲マンション



A 傾斜路  
改修後なだらかになった状態。



B 駐車場から続く傾斜路



C 改修後の傾斜路



改修前の傾斜路



D 駐車場から傾斜路を見る



E 足元灯  
設置後、明るく安全になった。

### 千里山田BC住宅A4棟

所在地 大阪府吹田市山田西1丁目  
22番  
設計者 集合住宅管理機構  
階数 地上14階、168戸  
延床面積 15,795.82㎡

千里ニュータウンの外周部に、1970年代に建設された集合住宅（分譲）である。大規模改修に併せて、急勾配の傾斜路を車いすの自力走行でも登れるような勾配に改修し、夜間の利用にも配慮した。

- ・この住宅は、駐車場を経て共用玄関にアプローチしているが、駐車場と玄関とのレベル差が2.5m以上ある。新築時から傾斜路が設置されているが、勾配が1/8程度と急勾配で車いすの利用は難しい状況であった。そこで、大規模改修を実施するにあたって、傾斜路の改修も実施した。
- ・改修では、傾斜路の勾配は、1/16~1/20とし、車いす使用者が自力走行で傾斜路を登れるようにした。
- ・足元灯を設置して、夜間の通行にも配慮した。



## (22) 障害の有無に関わらず、競技や観戦を楽しめるスポーツ施設



A 施設外観

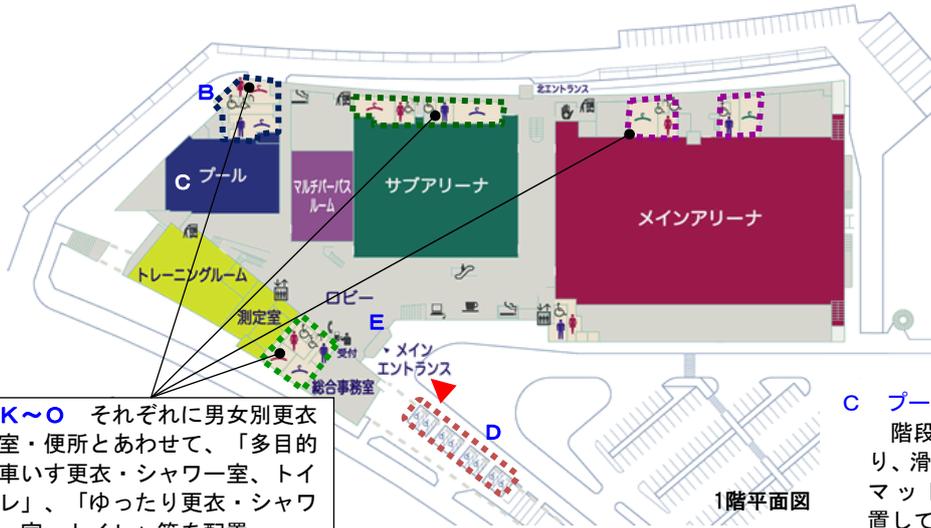
### いしかわ総合スポーツセンター

所在地 石川県金沢市稚日野町北  
 発注者 石川県  
 設計者 池原義郎建築設計事務所  
 構造 鉄筋コンクリート造、  
 鉄骨鉄筋コンクリート造、  
 鉄骨造  
 階数 地上4階、地下1階  
 敷地面積 52,398㎡  
 建築面積 18,065.93㎡  
 延床面積 28,316.34㎡  
 竣工 2008年3月

本施設は、障害の有無に関わらず、誰もが安心して競技や観戦のできるスポーツ施設を目指して計画されたものである。

基本設計時には、障害者スポーツ競技の視察・ヒアリングを行い、実施設計・施工時には、発注者、コーディネーター、県障害者スポーツ協会、施工者等が参画するバリアフリー検討会を継続的に開催し、計画内容、寸法・設備等の検討・検証を行った。

便房、更衣・シャワー室は、モックアップを製作し、モニターによる動作検証を行うことにより、様々な身体特性の動作に対応した3種類の広さ・仕様で計画・配置している。



B プール更衣室

男女更衣室の他に、異性介助に配慮した「多目的更衣室」（広めの更衣室）を配置している。



C プール入口

階段、手すり、滑り止めマットを設置している。

K~O それぞれに男女別更衣室・便所とあわせて、「多目的車いす更衣・シャワー室、トイレ」、「ゆったり更衣・シャワー室、トイレ」等を配置



D 車いす用駐車施設 (12台)

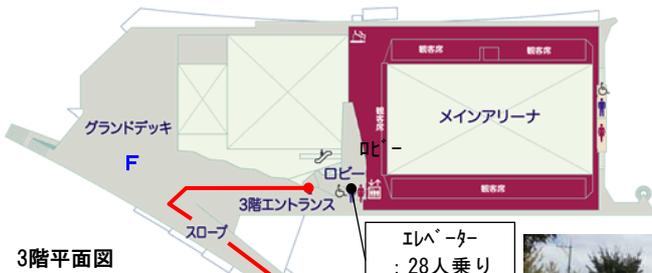
競技用車いすを出し入れするための車後方のスペースを確保するとともに、出入口までの動線には、屋根を途切れなく設置している。



E 視覚障害者への対応

バス停から受付、及び主要動線へ視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、出入口の音声案内装置・触知案内図の設置等を行っている。視覚障害者誘導用ブロックは、輝度比2.75を確保し、設計時に利用者団体が敷設範囲等を確認している。

移動等で介助が必要な際には、PHS(利用者へ貸出)により管理者・主催者側への介助依頼が可能である。



3階平面図

F グランドデッキ

3階屋外には、メインアリーナ3階席への出入口兼一時待避スペースがあるグランドデッキ、地上への避難経路にもなる幅の広いスロープを配置している。



スロープ

G 災害時の対応

災害時の避難に対応するため、廊下には高齢者等を階段で降ろすための階段避難車を配置している。



- 設計・施工段階で、障がい者スポーツ団体や利用者の意見を取り入れ
- モックアップによる動作検証で、数種類の便所、更衣・シャワー室を計画



2階



3階



**H 車いす使用者用観覧席（メインアリーナ2階・3階：計42席）**

2階の最前列に設けられた車いす使用者用観覧席（3カ所に分散）の他、3階にも車いす使用者用観覧席を確保している。（総観覧席数：計5,019席）

**I 観覧席の通路**

段鼻の色を変えて段をわかりやすくし、手すりを設置している。



磁気ループ接続端子

**J 聴覚障害者への対応**

観覧席と会議室には集団補聴システム（磁気ループ接続端子：5カ所）を設置している。また便所や更衣室、アリーナ等には火災報知機に連動する点滅灯を設置している。  
さらに管理者、主催者からのPHS（利用者へ貸出）一斉メールの送信により、非常時等の聴覚障害者への案内を行うことが可能である。

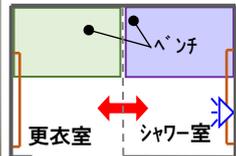


**K 一般更衣室内シャワー室**

男女別更衣室のシャワーブースのうち2カ所（計20カ所）を、杖歩行や車いす使用者に対応した広さとしている。  
室内には、手すりやシャワー用の腰掛けを設置している。



**L 多目的車いすシャワー室**

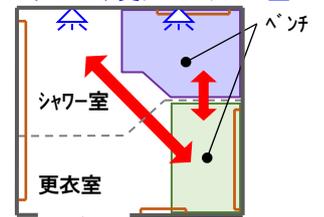


▲ 出入口（幅120cm、引き戸（競技用車いすに対応））

男女別更衣室のシャワーブースのうち1カ所（計8カ所）を、端座位の車いす使用者に対応可能な広さ、しつらえとしている。  
室内には、水まわり用の車いすを設置している。



**M ゆったり更衣・シャワー室**



▲ 出入口（幅120cm、引き戸）

異性介護が可能な位置に設けた「ゆったり更衣・シャワー室」（計4カ所）は、障害が重く臥位、長座位の場合にも対応可能な広さ、しつらえとしている。  
室内には、シャワー用のストレッチャーを設置している。



**N 男女別更衣室**

車いす使用者の更衣や車いすへの移乗がしやすいよう、十分なスペース・ベンチを設けているほか、下部に足元が入るスペースを設けたロッカーを設置している。  
女子更衣室内には授乳室を設置している。



ゆったりトイレ（多機能便房）



車いす使用者用簡易型便房

多目的車いすトイレ（多機能便房）

**O 障害の程度や、設置位置に対応した様々な便房**

障害の内容や程度、観覧席や控え室等の設置位置に対応できるように、「ゆったりトイレ」（大型ベッド付多機能便房（ロビー等）：計3ヶ所）、「多目的車いすトイレ」（不特定多数仕様多機能便房（観覧席等）：計3ヶ所、競技者仕様多機能便房（メインアリーナ）：計4ヶ所）、車いす使用者用簡易型便房（男女別：計34カ所）を設置している。

(23) あらゆる障壁(バリア)からの自由を理念とし、最先端の知と文化を提供する公共施設



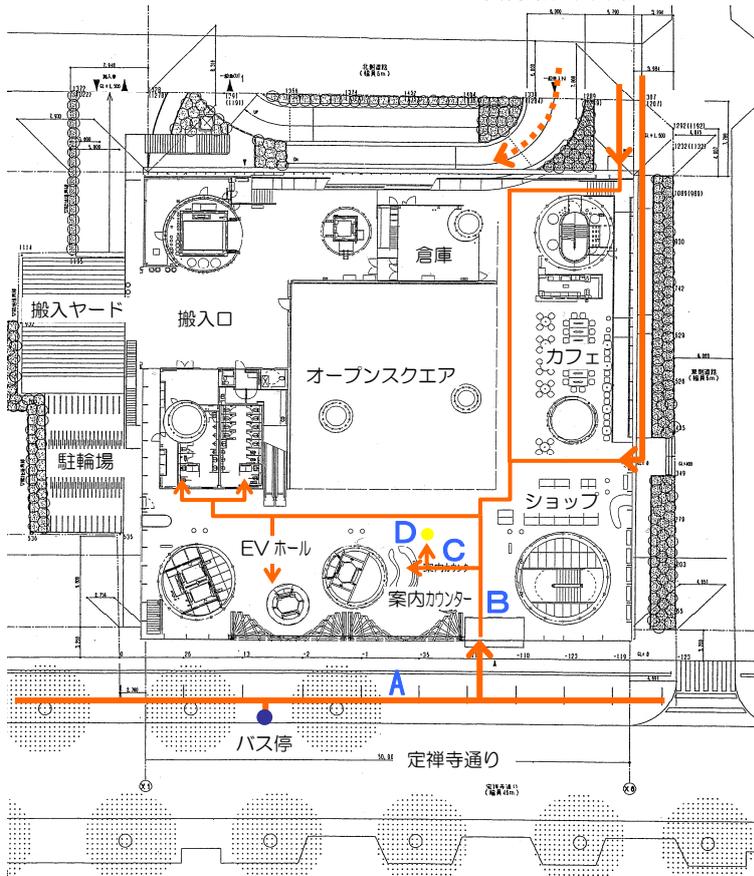
A 全景  
定禅寺通りの南側ファサード。

せんだいメディアテーク

所在地 宮城県仙台市青葉区春日町 2-1  
 設計者 (株)伊東豊雄建築設計事務所  
 構造 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造  
 階数 地下2階・地上7階+屋上階  
 竣工年 2000年8月、2001年1月オープン  
 敷地面積 3,948.72㎡  
 建築面積 2,933.12㎡  
 延床面積 21,682.15㎡  
 用途 図書館(視聴覚教材センター等)、美術館、映画館

透明なチューブ状の鉄骨独立柱と薄い鉄骨フラットスラブのユニークな構造。上下階を視覚的に貫通するガラス張りチューブ状柱及び透明ガラスカーテンウォールにより、明るく、見通しの良い、開放的な市民広場を形成している。

視覚障害者への配慮として視覚障害者誘導用ブロックの敷設、点字による表示を行っている。建築的な対応と同時に人的対応も重視している。あらゆる障害者等に対応するため、最新設備機器を備えている。ハートビル法認定建築物。



1階 平面図

← 主たる利用者動線  
 ← 車動線  
 ● 触る模型

B エントランス

バス停から館内まで視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設している。



C 案内カウンター

手話で案内も可能。カウンターの前には触る模型も設置。スタッフ呼び出し連絡用PHSや車いすの館内貸し出しを行う。



D 触る模型

その階の地図を立体的にした模型で、現在地が最も高くなっている。音声装置、点字表示あり。1, 2, 3, 7階に設置している。



E 館内視覚障害者誘導用ブロック

各階入口(シースルーEV)から案内カウンター、触る模型、便所に単純明快に誘導している。

F フラッシュランプ付非常口誘導灯

非常時に点滅し、聴覚障害者にも注意喚起される。



- 視覚障害者誘導用ブロックを明快に敷設
- 様々な障害者の利用を考慮した、最新の設備機器
- 充実したスタッフサービス



**G 2階ブラウジングコーナー**  
視覚障害者用パソコン、拡大読書器、音声読書器が設置されている。



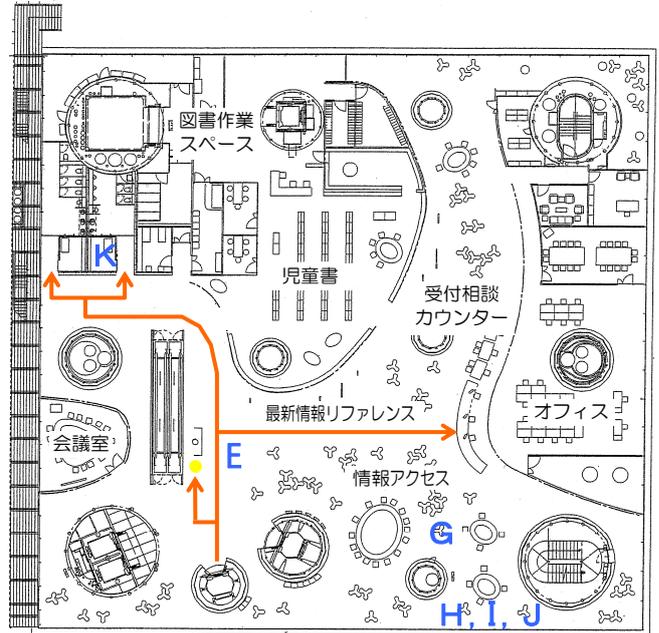
**H 視覚障害者用パソコン**  
点字付キーボードで入力し、ディスプレイ画面の拡大、読み上げ、点字ディスプレイでの確認もできる。



**I 音声読書器**  
墨字資料をスキャナーで読み取り、自動音読される。



**J 拡大読書器**  
モニターに拡大されて表示される。



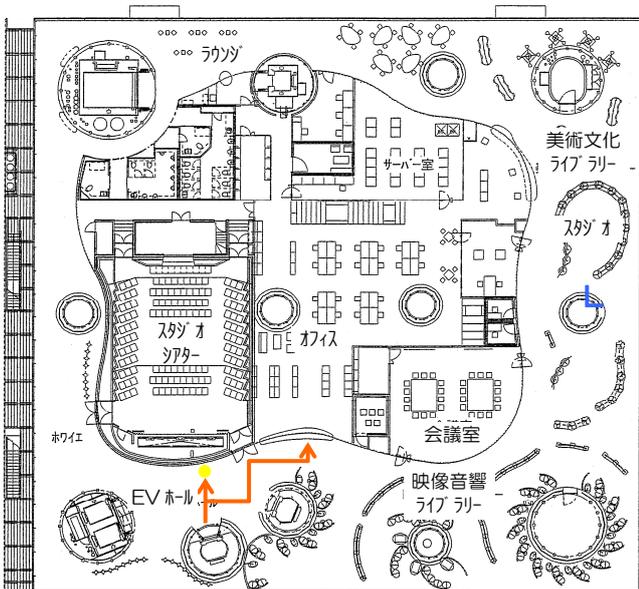
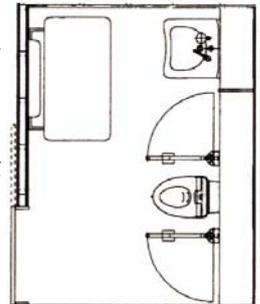
← 主たる利用者動線  
← 車動線  
● 触る模型

2階 平面図



**K 多機能便房**  
左右勝手を考慮して、各階に男女共それぞれ1か所ずつ設置。全ての便房に手すり、洗浄ボタン、呼び出しボタン、大型ベッド装備。背もたれ(7階)、感知センサー付き洗浄ボタン(2階)もある。

- (上右) 折りたたみ式大型ベッド
- (上左) 2階便所内部
- (右) 2階女性用便所平面図



7階 平面図



**L スタジオ**  
可動パーティションで間仕切り、シニア向け IT 講習等、自由に利用可能な空間となっている。

## (24) だれもが楽しめる温泉浴場



A 外観

道路からの境界には段が無く、車いすでスムーズに施設内へ入ることができる。

### 弘法の里湯

所在地 神奈川県秦野市鶴巻北 3-1-2  
 設計者 (株)国設計  
 構造 鉄筋コンクリート造及び鉄骨造  
 階数 地上2階  
 竣工年 2000年8月、10月オープン  
 敷地面積 3,603.85㎡  
 建築面積 1,513.4㎡  
 延床面積 2,088.79㎡  
 用途 公営公衆浴場  
 (日帰り入浴施設)

弘法の里湯は、神奈川県鶴巻温泉郷にある秦野市営の日帰り温泉である。利便性の高い駅前に立地し、誰もが気軽に快適に利用できることを目指して整備、運営されている。同じ敷地内には、宮永岳彦記念美術館が併設され、訪れる人は、温泉のくつろぎと美術鑑賞の楽しみを満喫できる。



B 正面玄関

室内まで段差が無く、スムーズに入れる。

- ・動線計画は、明快で分かりやすく、サインも大きく読みやすいよう配慮されている。敷地内から、建物受付まで視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている。玄関入り口は、段を排除し、車いすの利用や、つまずきの防止に配慮した。
- ・下足入れには、当初点字表示がなかったが、利用者の要望により設置した。
- ・高齢者の利用も多いため廊下にも手すりを設置した。手すりは、高さを変えて2段にした。冷たい感触を避けるため木製としている。
- ・貸し切り浴室は、介助が必要な方及び家族での入浴に配慮したものである。ひとりで入浴する事が困難な高齢者、障害者等も介助者とともに入浴することができる。ハード面では、段の解消、手すり及び可動式シャワーかけを設置している。浴槽のまたぎ越しは低くして、両側に手すりを設置している。ソフト面では、必要な場合には、浴室で使用できるシャワーチェアやバスボードの貸し出しをしている。また、呼出ボタンを設置し、緊急時の対応が可能となっている。



C 下駄箱

利用者からの要望により点字が併記された。



D 建物内廊下

2段手すり使用。触っても冷たくないよう、木製を採用。  
 手すり高： 上段 800mm  
 下段 650mm



E 自動販売機、入浴券販売機

高齢者・車いす使用者等が使いやすいように、小銭投入口を大きくしてあり、操作ボタンも大きい。  
 入浴券も同様の使用となっている。



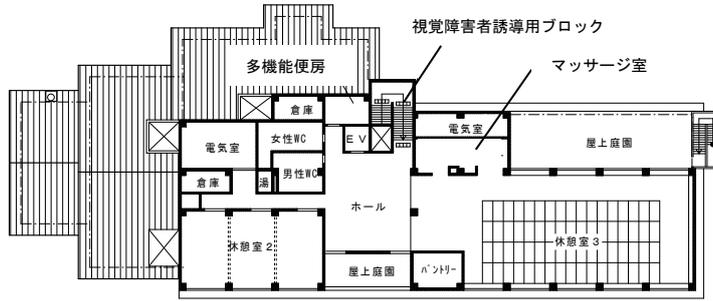
F わかりやすい  
 便所のサイン

多機能便房には全て設置している。

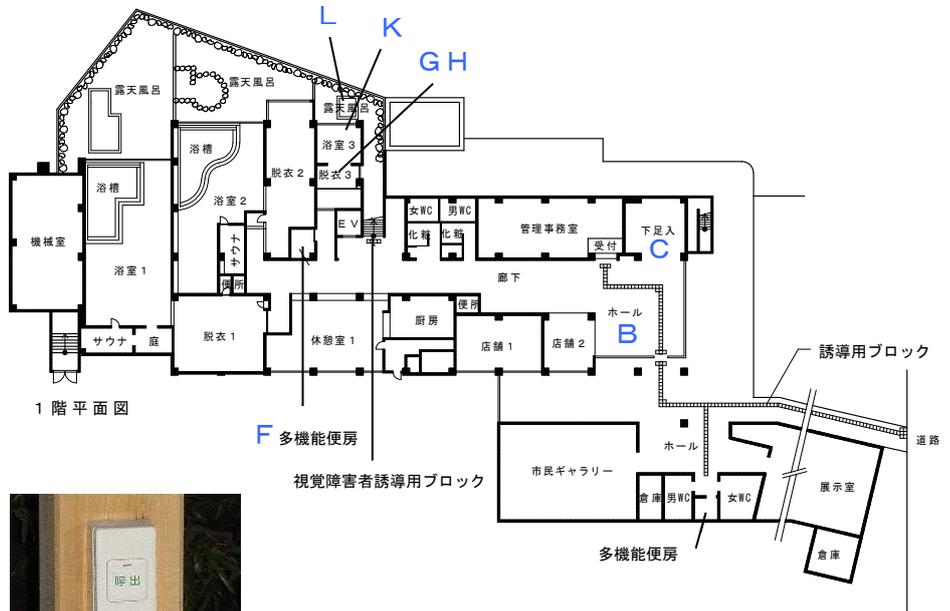
- わかりやすい動線計画とサインの設置
- 車いす使用者、視覚障害者等への配慮がきめこまかい
- 異性介助者でも一緒に入浴できる露天風呂付き貸し切り浴室を設置



**G 貸切浴室（脱衣室洗面台）**  
 天板下を開放し、車いす使用者に対応となっている。手すりも設けられている。



**H 貸切浴室（脱衣室）**  
 手すりを設置。浴室内で使用可能な手すりやバスボードがあり、ソフト面での細かい配慮が伺える。



**I 貸切浴室（露天風呂）**  
 緊急呼び出し装置が浴室以外にも多機能便房等に設けられている。



**J 貸切浴室（シャワーチェア）**  
 車いす使用者が浴室内で使用できるシャワーチェアを設置。



**K 貸切浴室（洗場）**  
 段を無くし、手すり及び可動式シャワー掛けを設置。



**L 貸切浴室（露天風呂）**  
 高齢者、障害者等が使いやすいように、跨ぎ越しを低くし、手すりを設置。

## (25) ユニバーサルデザイン化をめざす銀行



### みずほ銀行六本木支店

所在地	東京都港区六本木 7-15-7
設計者	株式会社竹中工務店
構造	鉄筋コンクリート造
階数	地下1階地上8階(RH2階)
竣工年	2006年12月
敷地面積	1438.00㎡
建築面積	946.71㎡
延床面積	8234.77㎡
用途	金融機関

障害者の社会参加の増加等の社会状況の変化を背景に、CSR（企業の社会的責任）の一環として、「年齢、性別、障害の有無に関わらず、誰にでも利用しやすい銀行」を目指し、「ハートフルプロジェクト」として、多面的なバリアフリー化を推進している。

同プロジェクトでは、店舗・設備・機器類等の「ハード面」、お客さま対応、お客さま向け書類・インターネットコンテンツ等の「ソフト面」役職員一人ひとりの接客等の「ハード面」におけるバリアフリー化に取り組んでいる。



#### A 入口の自動ドア化

ドア有効幅員の拡張も含めた自動ドア化を実施している。



#### C 通路幅の整備

接客カウンターの間仕切りの間隔は車いす使用者が利用可能な間隔を基本としている。ロビー内の什器類についても、車いす使用者の通行のしやすさを考慮した配置としている。



#### E 車いす使用者用駐車場の設置

車いす使用者用駐車場を設置し、店舗入口までの動線上の段差を解消するとともに扉を自動化している。



#### D 視覚障害者対応ATMの整備

すべてのATMに音声案内用のハンドマイクセットが整備されている。一部のATMについては端末両端の間仕切り間隔も拡張している



#### F 多機能便房の設置

1階ロビーに多機能便房を設置している。オストメイト対応のパウチ尿瓶洗浄水栓・多目的ベッド・手元手洗器・手すりを設置している。

なお、壁面の操作鈕、非常鈕はJIS規格に基づき配置、自動ドアの開閉スイッチは大型鈕式を採用し車いすで利用しやすい位置に設置している。



- 耳マーク、サインの設置などによる情報の提供の充実
- 接客に関する教育訓練
- 段差解消、自動ドア化、通路幅の整備、視覚障害者誘導用設備ほかハード面の充実



**役員教育の推進**  
 高齢のお客さまやお身体が不自由なお客さまへ接客時の留意点をまとめたマニュアルを作成し、役職員の研修を推進している



**G 店内サインの工夫**  
 文字の縁取りにより、コントラストを強め、視認性を向上させている。



**H 貸金庫閲覧ブースの改修**  
 車いすのお客さまでも利用できるようブースを大きくし、車いすで回転できるスペースを確保、入口扉はコンパクトな納まりの引き戸を採用した。



**I 筆談用ホワイトボード・耳マーク表示版の設置**  
 筆談等の準備があることをお客さまにお伝える「耳マーク表示版」と「筆談用ホワイトボード」を設置している。



**J 快適な店舗**  
 お客さまに店内で快適に過ごしていただく為に、各種情報の発信を行う大画面モニターの設置、お客さまの嗜好に合わせた雑誌のご用意等、待ち時間を感じさせない工夫をしている。

## (26) 車いす使用者が楽々利用できる美容院



A 全 景

### わかば美容院

所在地 北海道北見市若葉1丁目1-2  
設計者 (有) ヤマガチ住建+田中 稔浩  
構 造 木造(併用住宅)  
階 数 1 階  
竣工年 1999 年  
面 積 約 54 m<sup>2</sup> (美容室部分)

駐車場・入口から、セットスペース、多機能便房まで、一連の美容サービスをバリアフリーに整備した個人美容院。

この美容院は、個人経営の住宅併用建築物であり、小規模ながら車いす使用者に配慮した整備が行き届いていて、誰にでも使いやすい整備が実現している。基本設計は自ら車いすを使用している方が行っており、きめ細かい配慮が随所に見られる。

このバリアフリー整備に対して「北海道福祉のまちづくり賞」(H12 年度、優秀賞)を受けている。その選考理由として以下のように評価された。

「出入口の段を無くし、多機能便房及び車いすのままカットが可能なスペースを整備するなど、障害者等の意見を取り入れた設計となっており、個人の美容室として先駆的な取り組みを行っています。」



B 視覚障害者誘導用ブロックと車いす使用者用駐車スペース

屋外の通路は、幅員 1,800mm で、平坦な仕上げ(アスファルト舗装)になっており、視覚障害者誘導用ブロックを歩道から玄関まで連続的に敷設。また、ロードヒーティングにより除雪。

車いす使用者用駐車スペースは、W3,500mm × D5,000mm で、出入口に近く、表示を明記している。



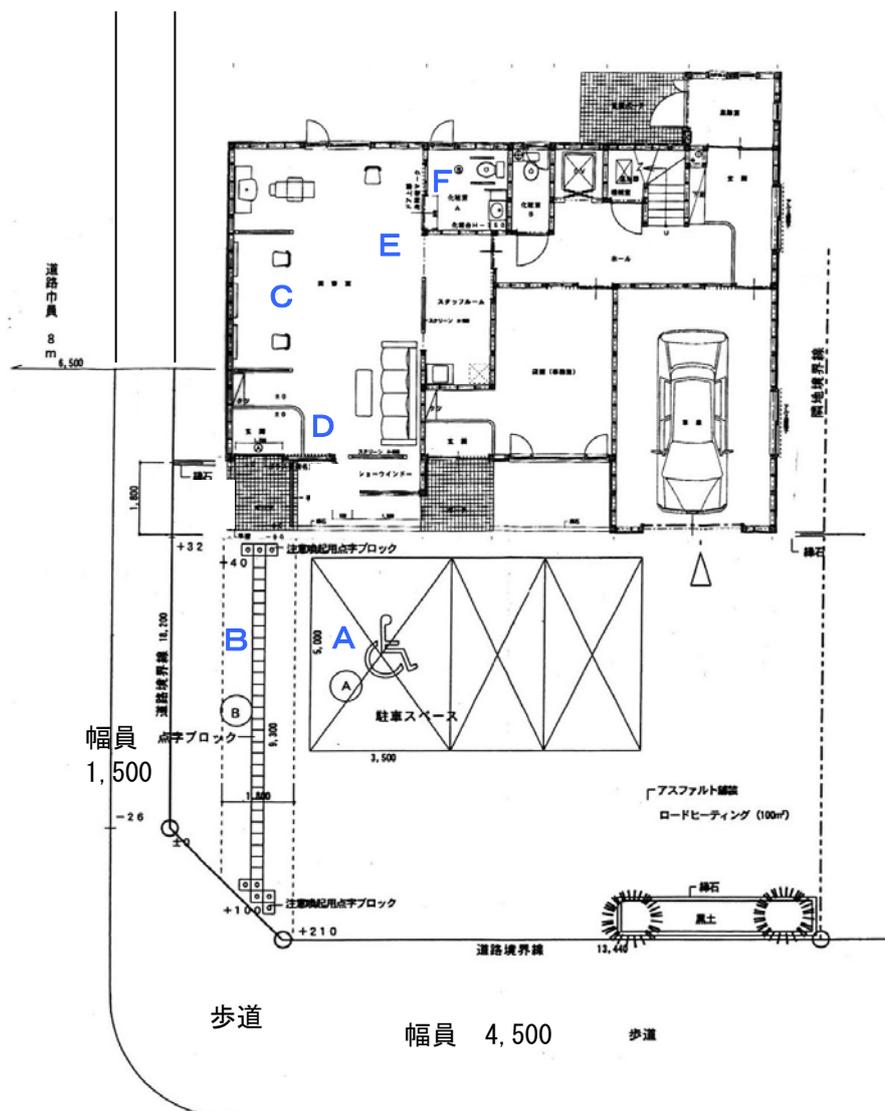
D 段差のない玄関踏みまわり



C カットスペース

車いすのままカットが可能なスペースとなっている。

- 駐車場から屋内まで段差を排除
- 車いすのままカットが可能なスペースを設置
- 高齢者、障害者等の意見を取り入れた設計



1階 平面図



E 便所出入口とスタッフルーム出入口まわり  
床に段差のない仕様となっている。



F 多機能便房  
車いす使用者に配慮されている便房となっている。

## (27) ソフト・ハードの両面から配慮して整備された駐車場



A 駐車場出入口

### 川口市駅東口地下駐車場

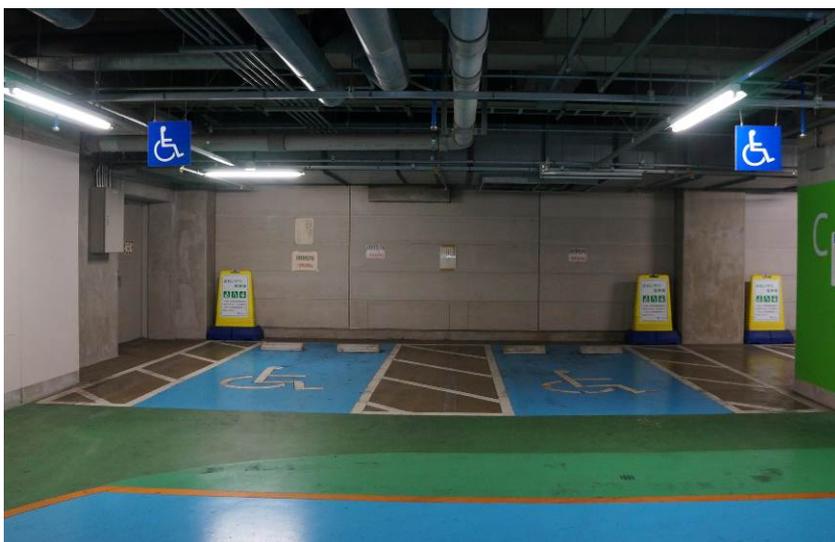
所在地 川口市川口1-1-1  
 設計者 エイアンドティ建築研究所  
 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造  
 階数 地下2階  
 竣工年 2007年4月  
 建築面積 9,994㎡  
 用途 駐車場 248台分

本施設は、川口市駅前再開発事業において整備されたキュポ・ラ（商業施設、図書館等の公共施設、住宅の複合建築物）の地下に立地する川口市営の駐車場である。

車いす使用者用駐車施設（思いやり駐車場）の整備とあわせて、エレベーターに近い位置の利用を必要とする利用者のための優先スペースを設けられている。

思いやり駐車場は、川口市がパーキング・パーミッション制度によって運営しており、ハードの整備と運営面の工夫によって真に必要な利用者の優先権を確保している。

- ・車いす使用者用駐車施設は、計5台、上階のキュポ・ラにつながるエレベーターから最も近い位置に配置されている。
- ・車いす使用者用駐車施設は、床を青色に塗装し、また車の乗降の際に必要な幅員を確保している。
- ・優先スペースは計6台、車いす使用者等以外の利用者（例 高齢者）で、エレベーターに近い駐車場を必要とする人のために確保したスペースである。
- ・優先スペースは、床をピンク色に塗装し、他と区別できるようにしている。
- ・優先スペースは一般と同様の寸法である。
- ・パーキング・パーミッション制度には公民合わせて市内126施設が参加（2012年1月現在）。この制度等は川口市バリアフリー基本構想に基づき、計画・運用されている



B 車いす使用者用駐車施設（思いやり駐車場）

案内表示は床面及び上部に取り付けられている。  
 駐車スペースは青色に塗装されている。

川口市おもいやり駐車場制度に関する詳細は以下  
<http://www.city.kawaguchi.lg.jp/ctg/40050088/40050088.html>



図 地下1階平面図

- 車いす使用者用駐車場の他に、高齢者等のための優先スペースを整備
- パーキング・パーミッション制度による車いす使用者用駐車施設等の運営



**C 満車／空車を示すサイン**  
 駐車場出入口での満車の表示は、一般向けと車いす使用者用駐車施設で分けて表示される。



**D おもいやり駐車場サイン**  
 車いす使用者用駐車施設の利用には、川口市が発行する利用者証が必要である旨を示している。



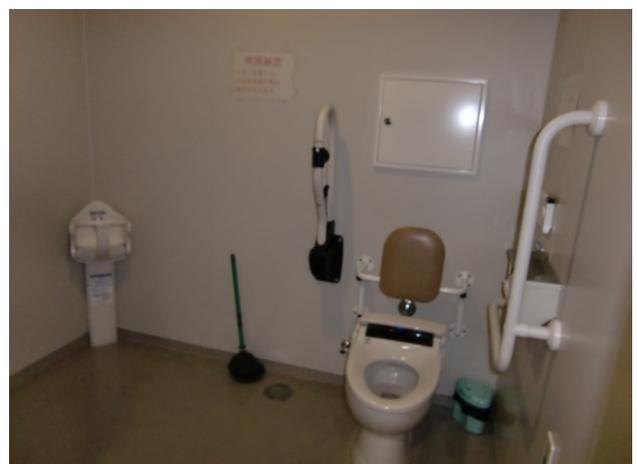
**E 優先スペース**  
 車いす使用者等以外の利用者で、エレベーターに近い位置の利用が必要な人のための駐車スペース。一般と同様の寸法であるが、色を塗り分けてある。



**F 優先スペースに設けられたサイン**  
 駐車スペースの塗り分けとあわせてサインを設けることにより、優先スペースの対象とする利用者をわかりやすく示している。



**G 券売機**  
 障害者手帳保持者への割引を示している。



**H 車いす使用者用トイレ**  
 キュボ・ラ内部に多様な利用者に配慮された便所があるため、駐車場には車いす使用者用トイレ（乳幼児用椅子を配置）を整備している。

## (28) 駅舎から連続的にバリアフリー整備されている公衆便所



### 坂戸駅北口公衆便所

所在地 埼玉県坂戸市日の出町  
1-7  
設計者 東武谷内田建設株式会社  
アドバイザー  
東洋大学教授 高橋儀平  
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造  
階数 地上2階部分の1階  
竣工年 2011年9月  
建築面積 58.6㎡  
用途 公衆便所

東武鉄道坂戸駅舎の建て替えにあたって、坂戸市と東武鉄道が共同で事業を実施し駅舎とそれ以外の部分のバリアフリー整備を連続的に実施した事例である。

ここでいう駅舎とは厳密には改札より内側をさし、改札より外側は管理者が異なる。したがって連続的にバリアフリー整備を実施するためには、建物所有者間の綿密な連携が不可欠であった。両者が連携したことによって、駅改札から市が管理する公衆便所まで途切れることなく視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている。

#### A 車いす使用者等用便房入口ドア

内部に配置されている設備のピクトグラムをデザインした、自動式引戸になっている。



#### B 多機能便房

##### (男女共用) 内部

手すり、手洗い水洗、オストメイト用汚物流し、大型ベッド、子ども用椅子を整備し、車いす回転用のスペースを確保している。



#### C 乳幼児連れに配慮した便房

手すり、おむつ替え用ベッド、子ども用椅子を設置している。(乳幼児連れに配慮した便房は、男女便所に一か所ずつ整備されている。)

- ・便所の整備にあたっては、トイレメーカー2社からの提案を受けた。
- ・計画段階で、専門家および障害者団体などの意見を取り入れた。
- ・本施設は駅舎階段下のスペースを使って整備されている。コンパクトではあるが必要な設備は十分に備えた快適な空間に仕上がっている。
- ・男女の便所のほか、男女共用で車いす使用者等にも使いやすい便房が設置されている。車いす使用者のための回転スペース、手すり、オストメイト用流し、子ども用椅子、大型ベッドが設置されている。
- ・男女の便房内にオムツ交換用ベッド、子ども用椅子、手すりが設置された大き目の便房が設置されている。
- ・駅舎から視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設し、便所入り口の点字付き触知図まで誘導している。
- ・案内表示は色使い、大きさなどで、はっきりと男女の区別ができる、便房内に配置された機能が外からわかるなどの工夫をした。
- ・管理の容易性と快適性の両面からデザインを工夫している。
- ・本施設の管理者は坂戸市であるが、警報ボタンの作動、病人、使用上の問題などがある場合には市が委託している警備会社に対応するシステムとなっている。実際には、駅員が様子を確認し警備会社に通報することも多い。
- ・便所内の倉庫には、大災害に備え毛布や飲料水などを備蓄している。

- 異なる事業主体間での連続的バリアフリー整備
- 車いす使用者等用便房と一般の便房に機能を分散



**D 視覚障害者誘導用ブロック**  
 駅改札口から公衆便所の案内表示板及びエレベーターまで、視覚障害者誘導用ブロックを敷設している。



**E 便所入り口上部サイン**  
 便所に設置された機能を示している。



**F サイン1**  
 男女の便所の位置をわかりやすく表示するサイン



**G サイン2**  
 乳幼児連れに配慮した便房のドアに設置されたサイン



**H 入口に設置された触知案内板**



**I 手すりの設置された男性用小便器**  
 三か所の小便器のうち一か所に、手すりが設置している。

## (29) 面的にバリアフリーが広がるまち



### 世田谷区松陰神社通り

所在地 東京都世田谷区

施工概要

舗装：道路延長 約 400m  
 道路幅員 約 6m  
 施工面積 約 2,390㎡  
 排水溝：円形側溝 約 330m  
 サイン：路面サイン 8箇所  
 交差点サイン 3箇所  
 庁舎案内サイン 1箇所  
 踏切：線形改良及び拡幅

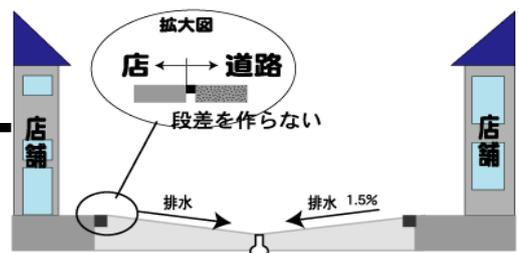
世田谷区では、まち全体を対象としたバリアフリーの実現のために、「福祉的環境整備推進地区」を指定し、住民参加型でバリアフリーの計画づくり、整備などを行っている。

- ・ 商店街は東急世田谷線松陰神社前駅を挟み南北に延びる区道の沿道に位置する商圈500m程度の生鮮三品等物販店が中心となる近隣型の商店街である。延長約450m、道路幅員約6m、歩車道の区別がない単断面の区道である。
- ・ 区役所周辺地区では、松陰神社通り商店街を中心に「街づくり協議会」を設置し、商店主、地区住民、障害者の参加を得て提案や啓発活動を実施
- ・ 中央排水型の車道整備により、ほとんどの店舗で段差が解消された
- ・ 沿道の商店と道路との段差を解消
- ・ AMラジオ放送を使った音声案内など

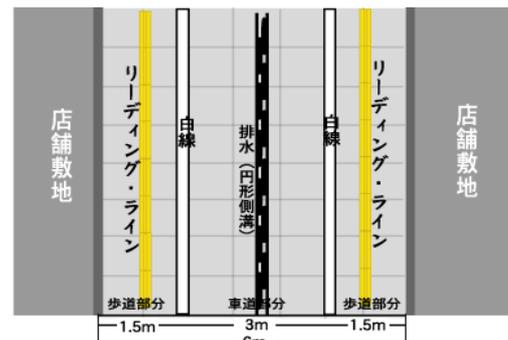
東京都のユニバーサルデザイン福祉のまちづくり推進モデル事業地区にも指定された。



立面図



平面図



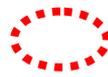
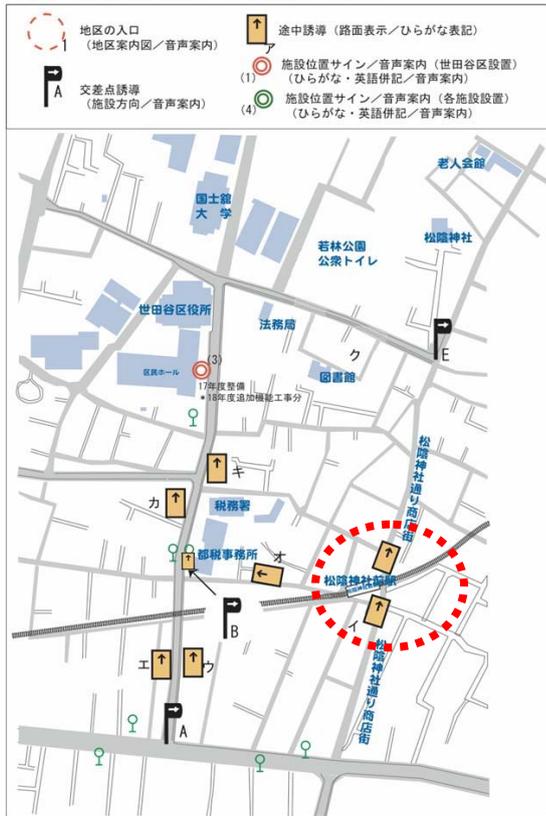
A 勾配を店側から道路中心の方向につけることにより、店と道路の段差を解消した。

自主ルールとして「商店街まちづくりルール」を策定  
 【元気でやさしいまちづくりルール】

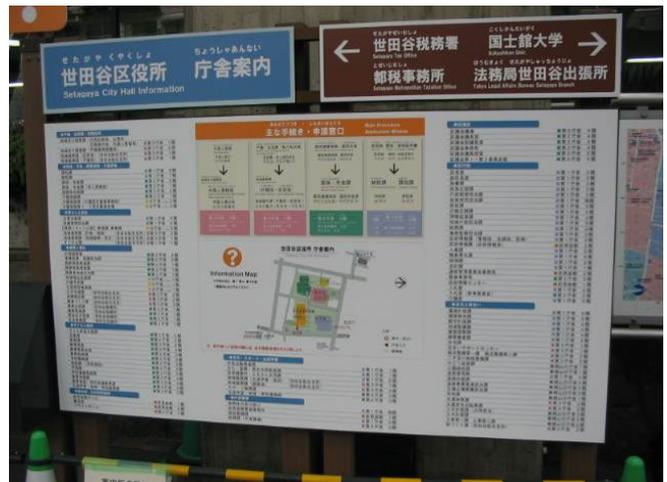
1. 歩行者の安全のために商店街は道路上の看板、商品を自粛します
  2. 商店は駐輪スペースを設け、利用者は歩行者の妨げとならないような駐輪に心がけましょう
  3. 店舗のバリアフリーを推進します
  4. 建物の1階部分は店舗、事務所とし、商店街機能を維持します
  5. 景観に配慮した町並み・店舗づくりを推進します
  6. 地域の人が商店街まちづくりに参加する関係を作り、一緒に安全・安心な商店街環境維持活動を実践します
- ほか

- 商店街の店舗の敷地と道路との境界の段差を解消
- わかりやすい表示、案内
- 面的にバリアフリーに取り組むまち

ユニバーサルデザイン サイン整備 平成18年度整備計画



B 自転車・乳母車・車椅子等横断しづらく危険な斜め交差の踏切を改良。歩行者等の安全性の向上を図った



D 誰もが分かりやすい区役所庁舎内のサインを、住民参加により整備。目の不自由な方の触地図や音声案内も整備した。



C ひらがな表記により誰にでもわかりやすく、高齢者や車いす利用者が見やすいように路面にサインを敷設した。

#### 心のバリアフリーと商店街活性化の取り組み

- ・ 店の前に近づくと、店主の声で店の情報が聞こえる音声案内装置を設置（20店舗に導入）
- ・ 路上のはみ出し看板の代わりに店前の敷地部分に各店が売り出し情報を黒板で提示
- ・ やさしい商店街マップを発行
- ・ 障害者自身による介助研修が開催され、商店の人々が参加した。

## (30) バリアフリー化を点（建物）から面（地域）へ展開する



### A 街並み整備事業

道道整備事業、商店街近代化事業、電線類地中化事業により整備された街並み

## 訓子府町

所在地 北海道訓子府町

施工概要

街並み整備事業

- 道道整備事業
- 商店街近代化事業
- 電線類地中化事業

- ・訓子府町は、人口6,400人あまりの小規模な街である
- ・バリアフリーをまちづくりのコンセプトの一つとして位置づけ、道路整備、商店街近代化、電線類地中化などの事業を総合的に進めるとともに、町並みと一体化した役場庁舎・総合福祉センター「うらら」の整備、町独自の補助による店舗の改築、駅舎（第3セクター鉄道）の整備をバリアフリーに配慮して行っている

- ・役場庁舎・総合福祉センターの正面ロビーには、障害者の意見を契機に精神、知的、肢体不自由者合同の共同作業所「喫茶たんぼぼ」を開設し、障害者の自立支援を進めている
- ・ハード整備に当たっては、当初から利用者参加が行われており、車いす使用者や高齢者、町職員による町並みウォッチングや研修会などの機会を通して多くの町民から意見を聞きながら進めた
- ・福祉系のコミュニティ活動も活発で、それとも連動しながら、整備面で随時検証が行われた。さらに、町主催のリハビリ教室、いきいきライフ教室の開催など、障害のある人や高齢者の社会参加活動へと広がりを見せている。



ポケットパークの噴水で水遊びする子供たち



整備された街路を活用した夏のイベント「くんねっぶるさとまつり」



ポケットパークの夜景  
町民の憩いの場となっている

- 街並整備事業により街並み整備とまちづくりの拠点、バリアフリーを一体的に整備
- ハード面での整備、障害者の働く場の整備など総合的なバリアフリーに取り組む
- 面的なバリアフリーに取り組むまち

#### 街並み整備事業

- ・ 花に飾られた歩道と近代化された店舗の風景（下）
- ・ バリアフリー化されたトイレ・店内（右、右下）



#### 訓子府駅・農業交流センター「くる・ネップ」

- ・ 駅舎と農畜産物加工施設を備えた農業交流センターを併設（右）
- ・ 入り口に設けられたスロープによるアプローチ（下）



#### 訓子府町役場庁舎・総合福祉センター「うらら」

- ・ 平成13年度建設、ハートビル法、北海道福祉のまちづくり条例認定建築物



#### 庁舎内の多目的トイレ

- ・ 身障者用便器、幼児用便器、身障者用洗面器、ベビーベッド等を設置している



#### 役場庁舎の窓口

- ・ 車いす利用者も利用しやすい低いカウンター
- ・ 補聴器サポートシステムの設置



#### 総合福祉センター「うらら」内に開設された喫茶「たんぽぽ」

- ・ 障害者の働く場として多くのボランティアや町民の協力を得て運営されている。

(31) バリアフリー改修により、国内及び海外からの多くの観光客等、訪れる誰もが楽しむことのできる歴史的、伝統的な文化財等の観光施設



A 舞台

音羽山 清水寺

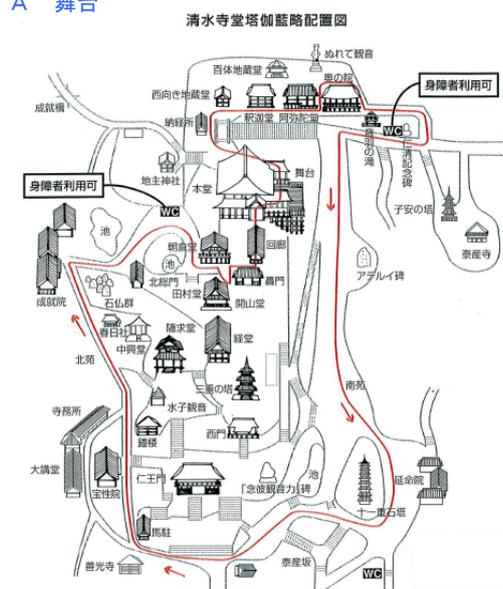
所在地 京都府京都市



D 車いす用舗装部

清水寺では、山裾に位置する傾斜地の境内に国宝の本堂をはじめ数多くの重要文化財の建造物等が建ち並んでおり、バリアフリー化には厳しい条件下にあるが、関係機関と協議を重ね、文化財の保護や景観保全への配慮をしつつ、できる限り車いすでも境内を周遊できるように、これらの間を結ぶ段差のない舗装参拝路や建物内外の段差を解消するスロープ板などを随所に整備した。

そのほか、音羽の滝周辺の階段部も大規模改修でスロープ化、境内一周参拝ルートを整備、参拝ルート上への複数の多機能トイレの設置、拝観入口付近までの車のアクセス確保等を行っている。



赤い線の経路にそって進んで頂ければ、境内を一周していただけます。順路の途中から引き返して頂く事も可能です。途中、砂利道、坂道もございますので十分気をつけてお参りください。

ご参拝ありがとうございます。

合掌

B 車いす境内参拝マップ

車いす境内参拝マップはホームページからダウンロード可能なほか、境内・轟門でも配布している。



E 千体石仏群の前の車いす用舗装部



C 音羽の滝付近の参拝路

従前、階段が多く段差が解消されていなかったが、風致を損ねることなく参拝路をスロープ化することで、境内を一周できる段差のない参拝ルートの整備を完成させた。



F 本堂横のスロープ



H 音羽の滝付近の多機能便房



G 本堂に設けられたスロープ



J トイレの案内表示



I 多機能便房

段差を解消した参拝ルート上の3つのポイントに多機能トイレを設置している(うち1箇所は京都市による整備)。

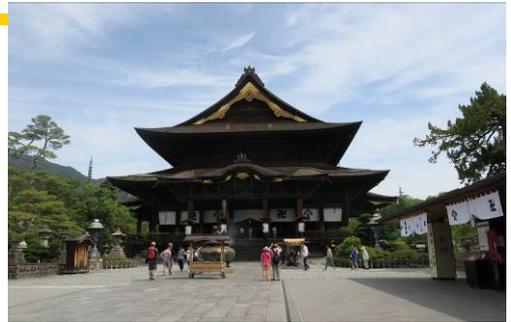
- 駐車場等から車いすで移動しやすい敷地内の経路を確保
- 傾斜路により出入口の高低差等を解消
- 車いす使用者用便房を設置

## 善光寺

所在地 長野県長野市

善光寺では、1997年の前立本尊御開帳、1998年の長野冬季オリンピック・パラリンピックの開催等にあわせ、本堂（国宝）に傷をつけることなく、仮設としてスロープを設置した。

このときに設置した仮設スロープを、現在も本設スロープとして活用するとともに、車いす使用者用トイレの整備等を行い、境内のバリアフリー化を図っている。



A 本堂



B 本堂東側スロープ

本堂と違和感のないデザインのスロープで、車いすのまま本堂に入ることができる。



C 本堂に設けられたスロープ



- 車椅子でも通行しやすいルート
- 🚻 車椅子対応お手洗い
- 🚼 車椅子貸出所
- P 身体障害者専用駐車場

D 車いすで参拝しやすいルートのマップ

マップは、ホームページからダウンロード可能となっている。

境内の主な参道は石畳などで舗装され、傾斜も比較的ゆるやかなため、車いすでほぼ通行可能となっている。



E 車いす使用者用便房のあるトイレ



F トイレの出入口

車いす専用トイレ（左）と乳幼児用トイレ（右）を案内表示で示している。



G 車いす使用者用便房

オストメイト用設備等が設けられている。



## 第 4 章 基本寸法等



## 第2部第4章 基本寸法等

### 4. 1 バリアフリー対応を図るべき利用者について

- ・建築物を計画し、設計する側があらかじめ留意すべき点について以下に示す。
- ・なお、これらは施設用途や規模により対応が異なる場合も考えられるので、必要に応じて利用者が建築物の計画に参画することが求められる。

対象者		建築的対応の考え方
①高齢者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・加齢による移動の困難、視認性の低下等への配慮が求められる</li> <li>・機器類の操作性の確保が求められる</li> </ul>
②身体障害者	肢体不自由者 (車いす使用者、杖使用者、上下肢障害者等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高低差がバリアとなるため、上下移動に対する配慮や、高低差・段の解消が求められる</li> <li>・スイッチ・ボタン類、機器類の操作性の確保、設置位置等への配慮が求められる</li> <li>・上肢障害者に対しては、設備や器具等の操作の容易性確保への配慮が求められる</li> </ul>
	視覚障害者 (全盲、弱視)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚情報を聴覚等の情報として伝達することが求められる</li> <li>・建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置のわかりやすさの確保等、建物の用途や運営方法に応じた建築的対応と、ガイドヘルプ・人的対応等のソフト面での対応が求められる</li> <li>・視覚障害者誘導用ブロック等や音声誘導装置の適切な配置など、安全確保、誘導、注意喚起への配慮が求められる</li> <li>・視覚障害者誘導用ブロック等の敷設方法、スイッチ・ボタン類等の位置、配置・形状の統一、標準化が求められる</li> </ul>
	聴覚障害者 (聾者、難聴者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音情報を視覚情報として伝達することが求められる</li> <li>・建物の用途や運営方法に応じた建築的対応と、手話通訳・人的対応等のソフト面での対応が求められる</li> </ul>
	内部障害者 (腎臓、心臓、呼吸器障害、人工肛門・人工膀胱保有者等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腎臓、心臓、呼吸器障害の内部障害者は、階段の昇降等が困難であるため、特に長い移動、上下移動に対する配慮が求められる</li> <li>・人工肛門・人工膀胱保有者(オストメイト)に対しては、特に便所設備での配慮が求められる。(本設計標準では、「オストメイト対応」として記載している)</li> </ul>
③知的障害者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置のわかりやすさの確保等、建築物の用途や運営方法に応じた建築的対応と、人的対応等のソフト面での対応が求められる</li> <li>・案内表示には、図記号(ピクトグラム)やひらがなの併記が求められる</li> </ul>
④精神障害者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置のわかりやすさの確保等、建築物の用途や運営方法に応じた建築的対応が求められるほか、人的対応等のソフト面での対応が求められる場合もある</li> <li>・投薬や療養によって疲れやすい場合もあるため、休憩できる場(部屋やスペース)が必要となる</li> </ul>
⑤発達障害者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置のわかりやすさの確保等、建築物の用途や運営方法に応じた建築的対応と、人的対応等のソフト面での対応が求められる</li> <li>・言葉による認知が難しいこともあるため、案内表示には、図記号(ピクトグラム)の併記が求められる</li> <li>・音に敏感な障害であるため、一人で静かに過ごせる場(部屋やスペース)が必要となる。</li> <li>・保護者等の同伴への配慮・工夫が求められる。</li> </ul>

4. 1 バリアフリー対応を図るべき利用者について

対象者	建築的対応の考え方
⑥児童、乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成人と体格が異なることから、安全性の確保が重要となる。また低い視線位置からの視認性、操作性の確保への配慮が求められる</li> <li>・乳幼児は保護者同伴の場合が大半であるため、建築的な対応では乳幼児連れ利用者（保護者）への対応も求められる。特に便所等では、乳幼児連れ利用者が男性、女性両者の場合があることへの配慮が求められる（例：乳幼児用いす、乳幼児用おむつ交換台を男女両方の便所に設置する）</li> <li>・ベビーカー利用に対する配慮が求められる</li> </ul>
⑦妊婦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階段の昇降等が困難であるため、特に長い移動、上下移動への配慮が求められる</li> <li>・足元が見えないこと、しゃがむ動作や前かがみの姿勢をとることが難しいこと等への配慮が求められる</li> </ul>
⑧外国人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報伝達上の配慮が求められる</li> <li>・特に建築物の用途、運営方法に応じたソフト面での対応が求められる</li> <li>・案内表示には、図記号（ピクトグラム）や多言語の併記が求められる</li> </ul>
⑨上記以外の市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体の寸法には個性があり、また誰にも、けが・病気等によって一時的な障害が生じる可能性がある。</li> <li>・誰にでも使いやすい建築物とするためには、様々な人体特性に配慮した環境整備を行うことが求められる。</li> </ul>

## 4. 2 主要寸法の基本的な考え方

- ・本設計標準で採用している主要寸法及びその意味は次の通りである。

寸法	意味
80cm	車いすで通過できる寸法
90cm	車いすで通過しやすい寸法 通路を車いすで通行できる寸法
120cm	通路を車いすで通行しやすい寸法 人が横向きになれば車いす使用者とすれ違える寸法 杖使用者が円滑に通過できる寸法
140cm	車いす使用者が転回（180度方向転換）できる寸法 杖使用者が円滑に上下できる階段幅の寸法
150cm	車いす使用者が回転できる寸法 人と車いす使用者がすれ違える寸法
180cm	車いす使用者が回転しやすい寸法 車いす使用者同士が行き違いやすい寸法

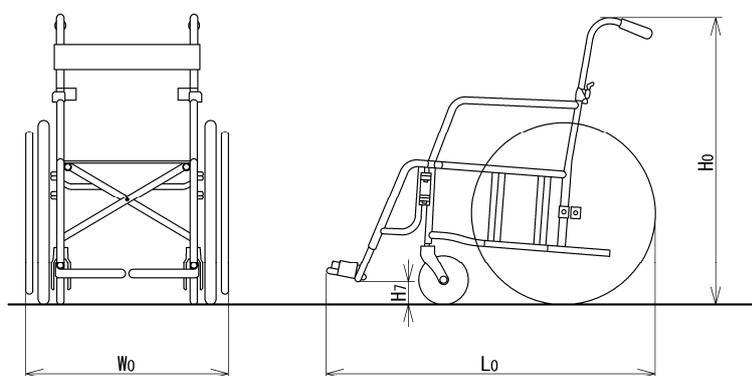
## 4. 3 車いす使用者の寸法

### (1) 車いすの寸法

#### ① 手動車いす

- ・JIS規格（日本工業規格）では手動車いすの種類、性能、構造、寸法及び形状、外観、試験方法等が標準化されている。
- ・手動車いすは、主としてその外観及び用途によって、自走用と介助用に分類されている。自走用には、標準形、室内形、座位変換形、スポーツ形、パワーアシスト形、特殊形があり、介助用には標準形、室内形、座位変換形、浴用形、パワーアシスト形、特殊形がある。
- ・JIS規格では、座面高さの規定がないが、介助用車いすでは、自力移動を助けるために座面高さが低くなっているものがあるため、設計の際には配慮を要する。
- ・以下に、JIS T 9201（手動車椅子）より基本的な寸法を抜粋して示す。

#### ■ 自走用標準型車いすの例 (JIS T 9201 の車いす寸法図をもとに作成)



#### ■ JIS T 9201（手動車椅子） における手動車いすの寸法（単位：mm）

部位	寸法値 <sup>b)</sup>
全長 ( $L_0$ )	1200 以下
全幅 ( $W_0$ )	700 以下
フットプレート高 ( $H_7$ )	50 以上
全高 ( $H_0$ ) <sup>a)</sup>	1200 以下

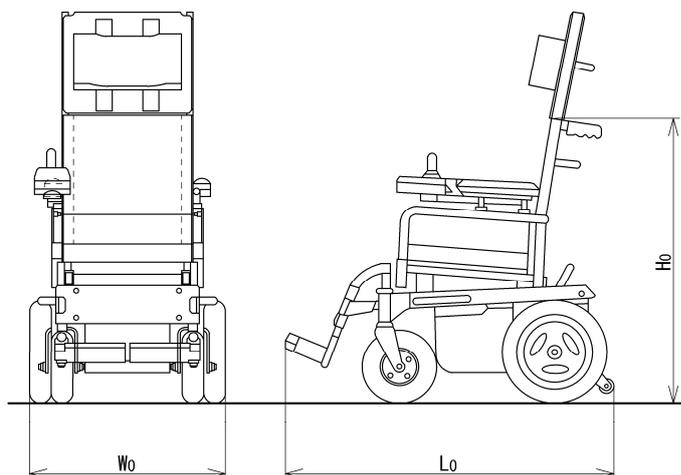
a) ヘッドサポートを外した時

b) リクライニング機構及び／又はティルト機構を装備する車椅子は、標準状態の寸法とする。

#### ② 電動車いす

- ・JIS規格では電動車いすの種類、構造、寸法及び角度、外観、試験方法等が標準化されている。
- ・電動車いすは、主としてその外観及び用途によって、自操用と介助用に分類されている。
- ・以下に、JIS T 9203（電動車椅子）より基本的な寸法を抜粋して示す。

#### ■ 電動車いす（自操用標準型）の例 (JIS T 9203 の自操用標準型車いすの図をもとに作成)



#### ■ JIS T 9203（電動車椅子） における電動車いすの最大寸法（単位：mm）

区分	最大寸法 <sup>a)</sup>
全長 ( $L_0$ )	1200
全幅 ( $W_0$ )	700
全高 ( $H_0$ ) <sup>b)</sup>	1200

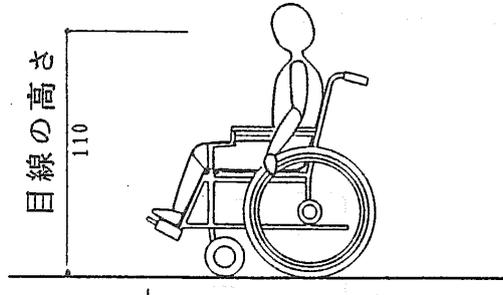
a) リクライニング機構、リフト機構及びティルト機構を装備する電動車椅子は、標準状態の寸法とする。

b) ヘッドサポート取外し時。ただし、バックミラーを持つ場合、その高さは1090mmとする。

## (2) 人間工学的寸法

・車いす使用者の人間工学的寸法は、以下の通りである。

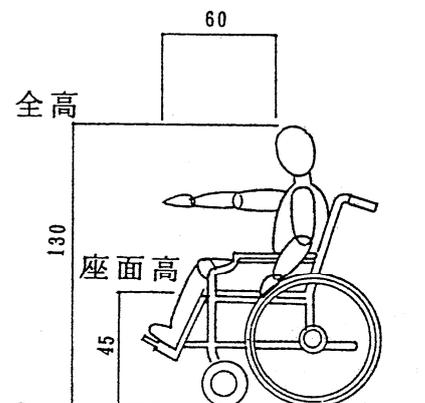
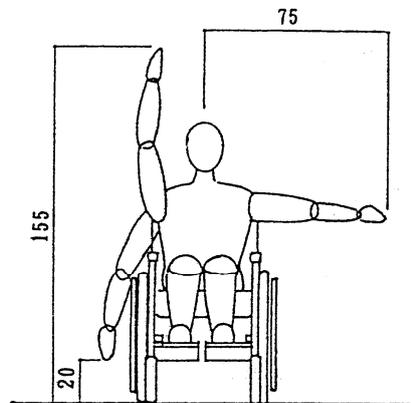
## ■ 目線の高さ



**留意点：車いす使用者の目線の高さ**

・建築設計資料集成—人間 p. 64 (日本建築学会/平成15年/発行：丸善株式会社) では、車いす使用者の眼高は、男性：115cm、女性：105cmとされている。

## ■ 手の届く範囲



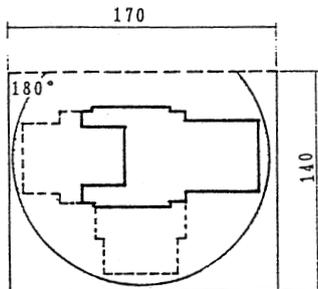
出典：ハンディキャップ者配慮の設計手引き/日本建築学会設計計画パンフレット 26/昭和 59 年/発行：彰国社

(3) 車いす使用者の基本動作寸法

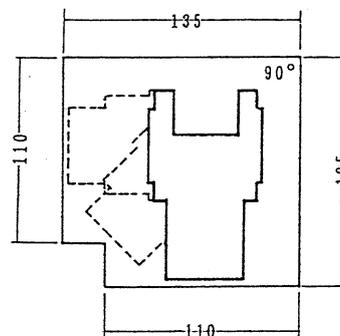
・車いす使用者にとって最小限必要な動作空間は、以下の通りである。

① 手動車いすの最小動作空間

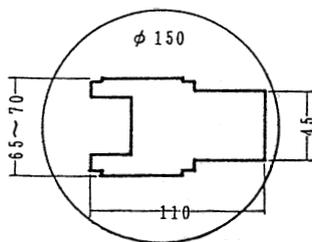
■ 180° 回転（車輪中央を中心）



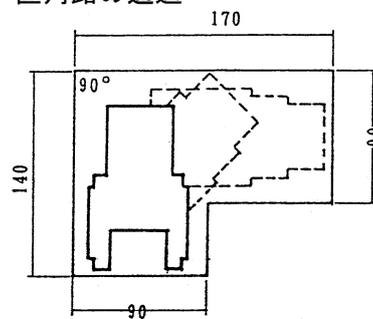
■ 90° 回転（車軸中央を中心）



■ 最小の回転円

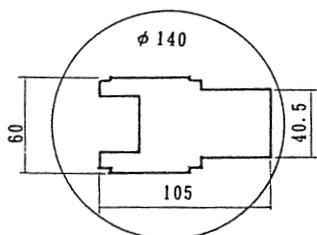


■ 直角路の通過

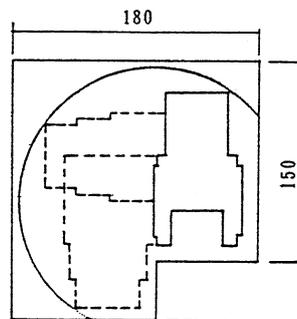


② 電動車いすの最小動作空間

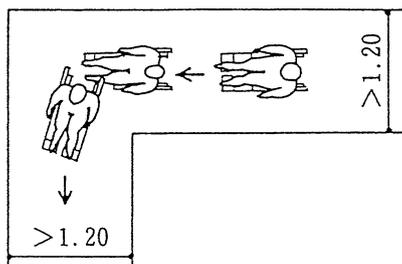
■ 360° 回転（車軸中央を中心）



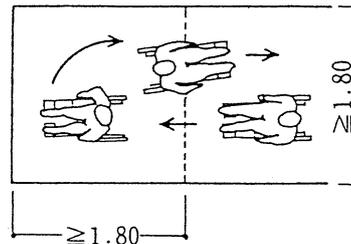
■ 180° 回転（車軸中央を中心）



■ 直角路の通過（屋外用）



■ 方向転換



出典：ハンディキャップ者配慮の設計手引き/日本建築学会設計計画パンフレット 26/昭和 59 年/発行：彰国社

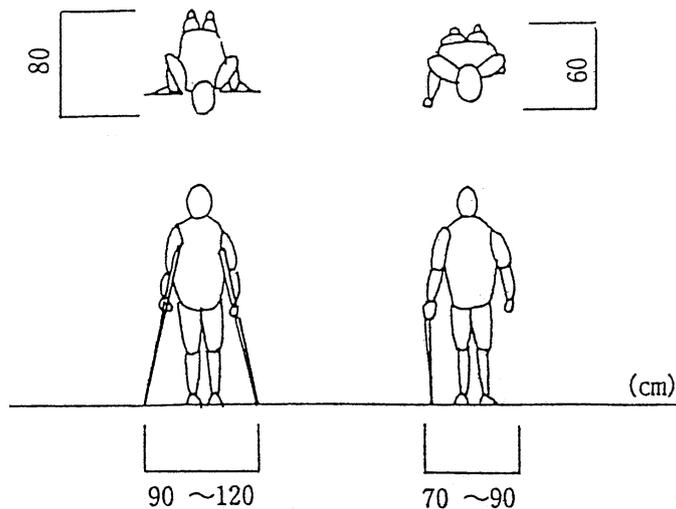
## 4. 4 杖使用者の寸法

### (1) 杖使用者の基本動作寸法

#### ① 人間工学的寸法

- 杖使用者の人間工学的寸法は、以下の通りである。
  - 松葉杖使用者の歩行時の幅は、90～120cm程度
  - 杖を片手で使用した際の歩行時の幅は、70～90cm程度
  - 低いところに手が届かない。(しゃがむことができない)

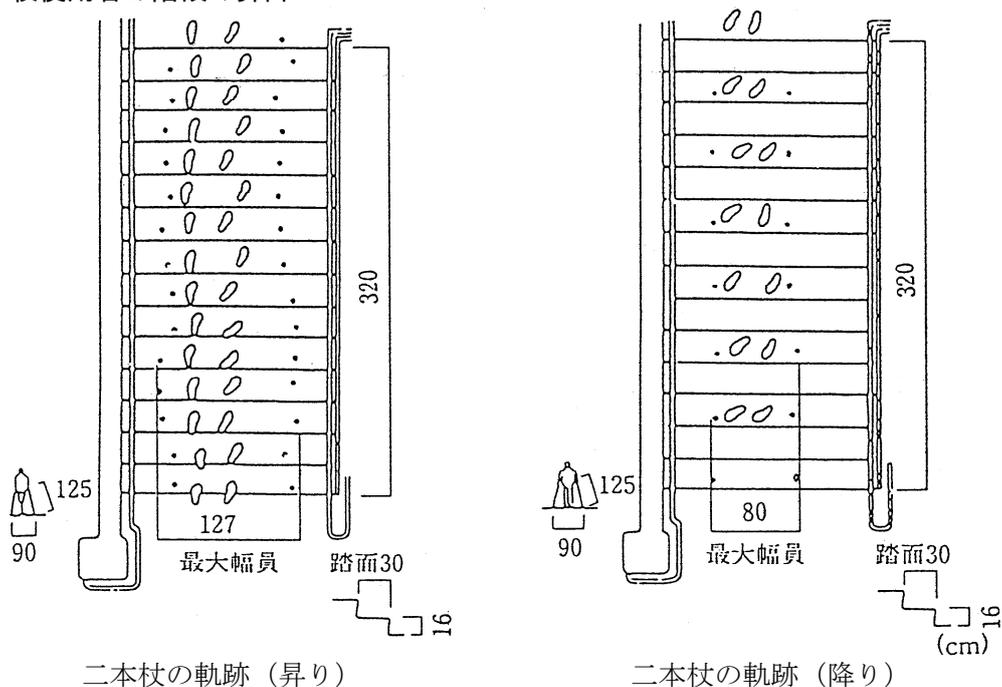
#### ■ 人間工学的寸法



#### ② 計画上必要な動作空間

- 杖使用者にとって最小限必要な動作空間は、以下の通りである。

#### ■ 二本杖使用者の階段の昇降



出典：ハンディキャップ者配慮の設計手引き/日本建築学会設計計画パンフレット 26/昭和 59 年/発行：彰国社

## 4. 5 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設について

### (1) 突起の形状・寸法及びその配列

- ・視覚障害者誘導用ブロック等は、視覚障害者の屋内外での移動を支援するものとして、道路・公共施設・駅等に敷設され広く普及しているが、その色、材質等については多様である。
- ・JIS規格では、視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列が標準化されており、以下に、JIS T 9251（高齢者・障害者配慮設計指針－視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列）より基本的な寸法等を抜粋して示す。

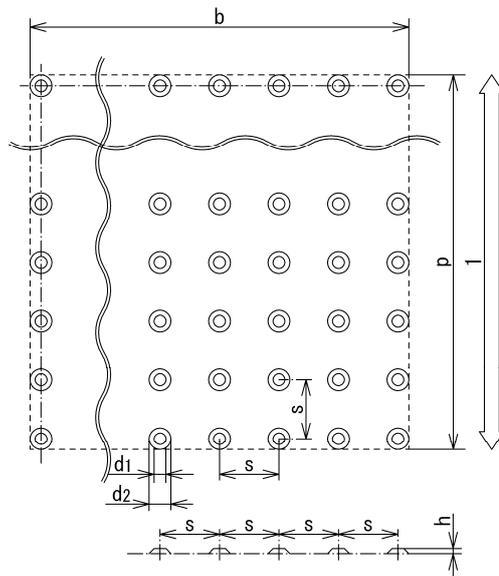
#### ① 適用範囲

- ・この規格は、視覚障害者誘導用ブロック等（以下、ブロック等という。）の突起の形状、寸法及びその配列について規定する。

#### ② 点状突起の形状・寸法及びその配列

- ・点状ブロック等を構成する点状突起は、想定する主な歩行方向に対して平行に配列する（図参照）。点状突起の下図は25（5×5）点を下限とし、点状突起を配列するブロック等の大きさに応じて増やす。
- ・なお、ブロック最外縁の点状突起の中心とブロック端部との距離は、 $s/2$ 寸法より、5.0mmを超えない範囲で大きくしてもよい。

#### ■ 点状突起の配列及び寸法（JIS T 9251 の図をもとに作成）



単位:mm

記号	寸法	許容差
$d_1$	12.0	+1.5 0
$d_2$	$d_1+10.0$	
$s$	55.0~60.0 <sup>a)</sup>	
$h$	5.0	+1.0

1 : 想定する主な歩行方向

$d_1$  : 点状突起の上面半径

$d_2$  : 点状突起の基底部の直径

$s$  : 隣接する点状突起の中心間の距離

$h$  : 点状突起の高さ

$b$  : 有効幅

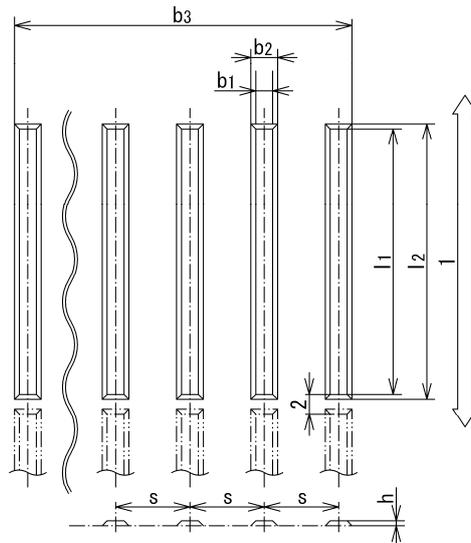
$p$  : 有効奥行き

注<sup>a)</sup> ブロック等の大きさに応じて、この範囲内の寸法を一つ選定して製造する。

② 線状突起の配列及び寸法

- ・線状ブロック等を構成する線状突起は、示そうとする歩行方向に向けて配列する（図参照）。線状突起の本数は、4本を下  
限とし、線状突起を配列するブロック等の大きさに応じて増  
やす。
  - ・線状突起の間に滞水のおそれがある場合は、30.0mm以下の排  
水用の隙間（隣接する線状突起の上面端の間隔）を設ける<sup>1)</sup>。
- 注<sup>1)</sup> 視覚に障害のある歩行者にとって、線状突起はなるべく途  
切れず連続したものがたど（辿）りやすい。また、排水  
用の隙間は、どの列も同じ間隔で設けることが望ましい。

■ 線状突起の配列及び寸法（JIS T 9251 の図をもとに作成）



単位:mm

記号	寸法	許容差
b <sub>1</sub>	17.0	+1.50 0
b <sub>2</sub>	b <sub>1</sub> +10.0	
s	75.0	+1.0
h	5.0	
l <sub>1</sub>	270.0 以上	
l <sub>2</sub>	l <sub>1</sub> +10.0	

- 1 : 示そうとする歩行方向  
 2 : 排水用の隙間（線状突起の上面間）  
 b<sub>1</sub> : 線状突起の上面幅  
 b<sub>2</sub> : 線状突起の基底部の幅  
 b<sub>3</sub> : 有効幅  
 s : 近接する線状突起の中心間の距離  
 h : 線状突起の高さ  
 l<sub>1</sub> : 線状突起の上面の長さ  
 l<sub>2</sub> : 線状突起の基底部の長さ

## 4. 6 便房内操作部の器具配置の概要

・JIS規格では、便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置が標準化されており、以下に、JIS S 0026（高齢者・障害者配慮設計指針－高齢者・障害者配慮設計指針－公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置）より、操作部及び紙巻き器の配置についてを抜粋して示す。

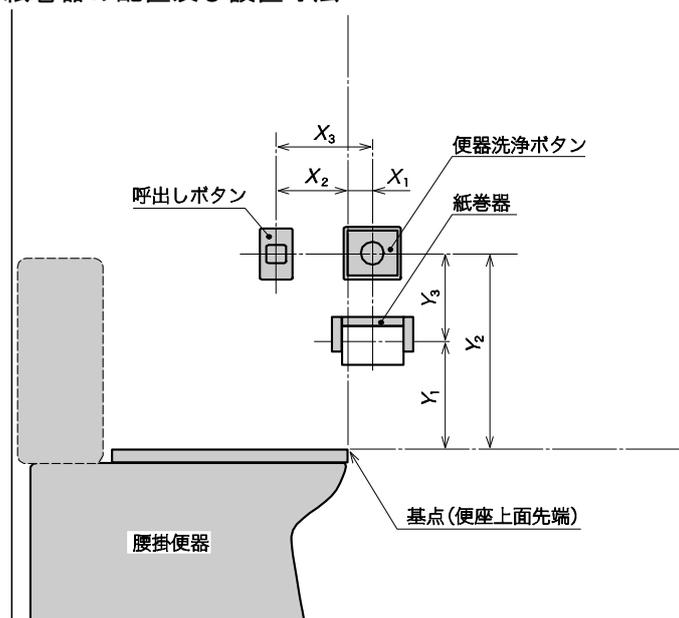
### ① 操作部及び紙巻き器の配置

・操作部及び紙巻き器の配置は、次による。

- 操作部及び紙巻き器は、便器座位、立位などの姿勢の違いを含めて多くの利用者が操作可能で、かつ、視覚障害者にも認知しやすい配置とする。
- 操作部及び紙巻き器は、腰掛便器の左右どちらかの壁面にまとめて設置する。
- 便器洗浄ボタンは、紙巻き器の上方に設置し、呼出しボタンは、便器洗浄ボタンと同じ高さで腰掛便器後方に設置する。
- 操作部及び紙巻き器は、表 1 の条件を満たす位置に設置する。
- 操作部及び紙巻き器と同一壁面上に手すり、温水洗浄便座リモコン、手洗器などの器具を併設する場合には、各器具の使用・操作を相互に妨げないように配置する。
- 操作部及び紙巻き器と同一壁面上に、手すり、温水洗浄便座リモコン、手洗器などの器具の併設又は紙巻き器、腰掛便器横壁面の形状などにより、表 1 の配置及び設置寸法によらない場合であっても、c) の位置関係は、満たすものとする。
- 呼出しボタンは、利用者が転倒した姿勢で容易に操作できる位置にも設置することが望ましい。

■ 表 1 操作部及び紙巻き器の配置及び設置寸法

単位 mm



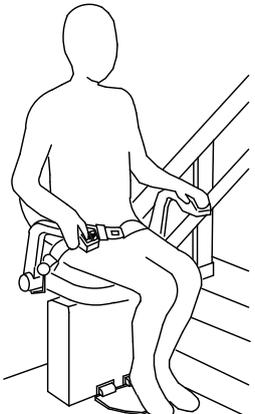
器具の種類	便座上面先端（基点）からの水平距離	便座上面先端（基点）からの垂直距離	二つの器具間距離
紙巻き器	$X_1$ : 便器前方へ 約 0～100	$Y_1$ : 便器上方へ 約 150～400	—
便器洗浄ボタン		$Y_2$ : 便器上方へ 約 400～550	$Y_3$ : 約 100～200 (紙巻き器との垂直距離)
呼出しボタン	$X_2$ : 便器後方へ 約 100～200		$X_3$ : 約 200～300 (便器洗浄ボタンとの水平距離)

## 4. 7 段差解消機関連告示

	段差解消機（鉛直型）	段差解消機（斜行型）
●図、写真		
●関連規格・関連法規	1. ISO/TC178 国際標準 ISO9386-1 [2000] 2. 平成 12 年建設省告示 第 1413 号第一第九号（構造方法） 第 1415 号第五（積載荷重） 第 1423 号第六（制動装置） 等	1. ISO/TC178 国際標準 ISO9386-2 [2000] 2. 平成 12 年建設省告示 第 1413 号第一第九号（構造方法） 第 1415 号第五（積載荷重） 第 1423 号第六（制動装置） 等
●構造安全基準等	<p>上記 2 の告示より            定格速度 15m/分以下、かつ、かご床面積 2.25 m<sup>2</sup>以下</p> <p>上記 2 の告示より  <b>車いすに座ったまま使用する一人乗りのエレベーター</b>（かご内の人がエレベーターの昇降の操作を行うことができないタイプ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入口の部分を除いて、高さ 65cm 以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面するかごの部分で、かごの床から 7cm（出入口の幅が 80cm 以下の場合にあっては、6cm）以上の立ち上がりを設け、かつ、高さ 65cm 以上の丈夫な手すりを設けた部分にあってはこの限りではない。</li> </ul> <p><b>それ以外エレベーター</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入口の部分を除いて、高さ 1m 以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面するかごの部分で、かごの床から高さ 15cm 以上の立ち上がりを設け、かつ、高さ 1m 以上の丈夫な手すりを設けた部分にあってはこの限りではない。</li> </ul> <p><b>積載量</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①かごの床面積が 1 m<sup>2</sup>以下で住戸内に設置されるもののうち、車いすに座ったまま使用ができないもの →900N（約 90kg）</li> <li>②かごの床面積が 1 m<sup>2</sup>以下で住戸内に設置されるもの（①を除く） →床面積 1 m<sup>2</sup>につき 1800N（約 180kg）として計算した数値で、かつ 1300N（約 130kg）以上の数値</li> <li>③かごの床面積が 2 m<sup>2</sup>以下のもの（①及び②を除く） →1800N（約 180kg）</li> <li>④かごの床面積が 2 m<sup>2</sup>を超え 2.25 m<sup>2</sup>以下のもの →2400N（約 240kg）</li> </ol> <p><b>昇降路</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さ 1.8m の壁・囲い、出入口は戸又は可動手摺を設ける。ただし、かごの底と当該壁若しくは囲いまたは床との間に、人または物が挟まれる恐れがある場合、かごの下にスカートガード等を設けるか、または強く挟まれたときにかごの昇降を停止する装置を設ける場合を除く。</li> <li>・ 出入口の床敷居とかご床先端との隙間は 4cm 以下</li> </ul> <p><b>安全装置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昇降行程が 1m を越える場合、戸または手摺が閉じていなければ昇降させられない装置</li> <li>・ かごを動力で折りたたむものは、かごの開閉は鍵によるものとし、人等を挟んだ時はかごの開閉を制止する装置。かご上に人等がある時は開閉できない装置</li> <li>・ かごが着脱式の場合は、かごがレールに確実に取り付けられていなければ昇降させられない装置</li> <li>・ 過積載時は警報を発し、かつ運転できない装置又は鍵を用いなければ、かごの昇降ができない装置（住戸内のみ昇降するものを除く）</li> </ul>	

4. 7 段差解消機関連告示

	<p><b>制動装置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動力が切れた場合、かごの降下を自動的に制止する装置</li> <li>・主索または鎖が緩んだ場合、動力を自動的に切る装置</li> <li>・主索または鎖が切れた場合、かごの降下を自動的に制止する装置</li> <li>・終点スイッチ、ファイナルリミットスイッチ、油圧駆動のものにあつては、プランジャーストッパーを設ける。</li> <li>・昇降路低部緩衝装置</li> <li>・乗降口及びかご内においてかごの昇降を停止させる装置</li> <li>・かごを油圧により動かす装置にあつては、             <ul style="list-style-type: none"> <li>イ) プランジャーのシリンダーからの離脱防止装置</li> <li>ロ) 電動機の空転防止装置</li> </ul> </li> <li>ハ) かご上運転する場合、頂部安全距離 1.2mを確保し、頂部安全距離以上のかごの上昇を自動制御する装置</li> </ul>
--	--

いす式階段昇降機	
●図、写真	
●関連規格・関連法規	<p>1. ISO/TC178 国際標準 IS09386-2 [2000]</p> <p>2. 平成 12 年建設省告示 第 1413 号第一第十号 (構造方法)            第 1415 号第五 (積載荷重)            第 1423 号第七 (制動装置) 等</p>
●構造安全基準等	<p>上記 2 の告示より 定格速度 9 m/分 以下</p> <p>上記 2 の告示より</p> <p><b>いす</b> ・定員 1 名、積載荷重 900 N (約 90kg)</p> <p><b>安全装置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昇降はボタン等により行い、ボタンを押している間だけ昇降できるものであること</li> <li>・人等が階段または床との間に挟まれた場合、かごの昇降を停止する装置</li> <li>・いすからの転落防止用シートベルト</li> </ul> <p><b>制動装置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作をやめた場合、操縦器が停止させる状態に自動的に復する装置</li> <li>・主索または鎖が緩んだ場合、動力を自動的に切る装置</li> <li>・動力が切れたときに惰性による原動機の回転を制止する装置</li> <li>・主索または鎖が切れた場合、かごの降下を自動的に制止する装置</li> <li>・かご又はつり合おもりが昇降路の底部に衝突するのを自動的に防止し、制御する装置 (終点スイッチ、ファイナルリミットスイッチ)</li> </ul>

## 4. 8 案内用図記号

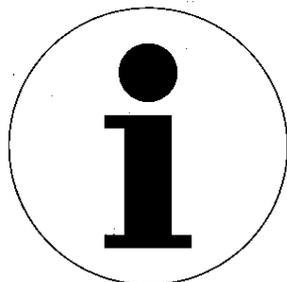
- ・ JIS規格では、言葉によらない表現による”案内”に用いる図記号が標準化されており、以下に、JIS Z 8210（案内用図記号）より、案内用図記号の分類等を抜粋して示す。

### ■ 案内用図記号の分類

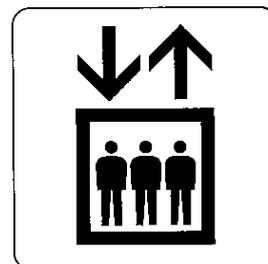
案内用図記号 －施設等	公共・一般施設図記号	不特定多数の人々が利用する施設、サービス等を表す図記号
	交通施設図記号	交通に関わる施設、サービス等を表す図記号
	商業施設図記号	商業に関わる施設、サービス等を表す図記号
	観光・文化・スポーツ施設図記号	観光・文化・スポーツに関わる施設、サービス等を表す図記号
案内用図記号 －安全等	安全図記号	安全確保のための防火、危険、誘導設備及び場所を表す図記号
	禁止図記号	一般の行動において禁止事項を表す図記号
	注意図記号	一般の行動において注意事項を表す図記号
	指示図記号	一般の行動において指示事項を表す図記号
	災害種別一般図記号	災害の種類を表す図記号

### ■ 案内用図記号 ー施設など（公共・一般施設）（抜粋）

- ・ 情報コーナー



- ・ エレベーター



- ・ お手洗



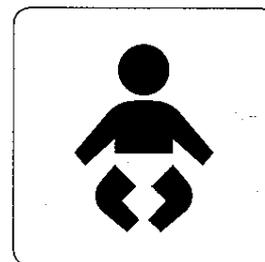
- ・ エスカレーター



- ・ スロープ



- ・ 乳幼児用設備





国際シンボルマークは、車いす使用者など移動能力が限定されているすべての者が利用できる建物・施設を明確に表示するため、またはそこへの道順を示すためにのみ使用できる。

障害者が利用できる建物・施設の基準は、各国で責任を持つ機関が決定する。基準を決定する際は、国連障害者生活環境専門家会議（United Nations Expert Group Meeting on Barrier - free Design）が1974年に定めた最低基準に従わなければならない。

国際シンボルマークを複製することは禁止する。ただし、これを普及させ、その目的を広く知ってもらうため出版物その他のメディアに転載することは許可する。出版物などに転載する場合は、その出版物などの内容が障害者に直接関わりある場合を除いては、このマークが「国際シンボルマーク」であることを明記しなければならない。

国際シンボルマークを商業目的で使用することは禁止する。例えば、広告、商標、レターヘッド、障害者のための商品、障害者自身が作った商品などにこのマークを使用してはならない。ただし商業目的の建物・施設が障害者に利用できることを表示する場合は、このマークを使用してもよい。

国際リハビリテーション協会の加盟団体は、この決議に定められた方針に従って、各国で国際シンボルマークを法的に保護し、その使用を管理することができる。各国の加盟団体は、シンボルマークの管理を他の適切な機関に委任してもよい。加盟団体がない国では、国際リハビリテーション協会が文書によって認可した機関が、シンボルマークを管理することができる。

国際シンボルマークの使用指針は以下に表示されている。

<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/other/z00014/z0001401.html>

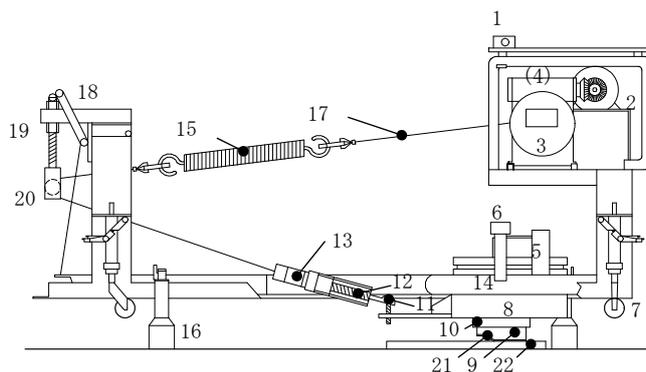
## 4. 10 床の滑り

- 床の材料及び仕上げは床の使用環境を考慮した上で、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるものとする。

### (1) 履物着用の場合の滑り

#### ① 評価指標

- 床の滑りの指標として、JIS A 1454 (高分子系張り床材試験方法) に定める床材の滑り性試験によって測定される滑り抵抗係数 (C.S.R) を用いる。



- |             |                 |               |
|-------------|-----------------|---------------|
| 1: メインスイッチ  | 9: 鋼製すべり片台座     | 17: ワイヤ       |
| 2: 定速モータ    | 10: すべり片台座受け    | 18: ガイドレール昇降器 |
| 3: 減速機      | 11: ユニバーサルジョイント | 19: 引張角度調整器   |
| 4: ワイヤ巻き取り器 | 12: 初期荷重調整器     | 20: 滑車        |
| 5: スタートスイッチ | 13: 荷重変換器       | 21: すべり片      |
| 6: ストップスイッチ | 14: ガイドレール      | 22: 測定対象床     |
| 7: 移動用車輪    | 15: 引張荷重速度調整器   |               |
| 8: 重錘       | 16: 固定脚         |               |

JIS A 1454 に準拠している滑り試験機の例

#### ② 評価方法

- 床の材料・仕上げは、当該部位の使用条件を勘案した上で、表-1の滑り抵抗係数の推奨値(案)を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望ましい。

#### 留意点：滑り抵抗係数の推奨値(案)

- (社)日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事 WG『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値(案)』(2008年6月)では、履物着用・素足・斜路及び、階段(踏面と段鼻をあわせた評価)・杖の滑り等について推奨値(案)を示している。

■表-1 履物着用の場合の滑り 日本建築学会\*の推奨値(案)

床の種類	単位空間等	推奨値(案)
履物を履いて動作する床、路面	敷地内の通路、建築物の出入口、屋内の通路、階段の踏面・踊場、便所・洗面所の床	C.S.R=0.4 以上
	傾斜路(傾斜角: $\theta$ )	$C.S.R - \sin \theta = 0.4$ 以上
	客室の床	C.S.R=0.3 以上

(※ (社)日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事 WG『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値(案)』(2008年6月))

## (2) 素足の場合の滑り (※ここでは大量の水や石鹸水などがかかる床を想定)

## ① 評価指標

- 床の滑りの指標として、JIS A 1509-12 (陶磁器質タイル試験方法—第12部：耐滑り性試験方法) に定める耐滑り性試験方法によって測定される素足の場合の滑り抵抗値 (C.S.R・B) を用いる。

## ② 評価方法

- 床の材料・仕上げは、当該部位の使用条件を勘案した上で、表-2の滑り抵抗値の推奨値 (案) を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望ましい。

**留意点：床の材料・仕上げ選択時の留意点**

- 材料・仕上げのC.S.R値等を確認するときには、床の使用条件 (下足 (靴、運動靴、サンダル等)・上足 (靴下・スリッパ等)・素足) や、雨掛かり、ほこり・水分・油の有無等を考慮し、試験時の滑り片、試験片の表面状態を確認することが望ましい。
- 階段の滑りには、踏面だけでなく段鼻の滑りも大きく影響するため、滑りにくい段鼻材を選ぶことが望ましい。
- 特に高齢者等にとっては、床を滑りにくくしすぎると、つまずき等の原因となることがあることについても留意することが望ましい。
- 滑りに配慮した材料・仕上げを用いることとあわせて、水溜まり等ができないよう、水はけ (水勾配の確保や床下地の不陸調整) にも留意することが望ましい。

**留意点：大量の水や石鹸水などがかかる床以外における素足の場合の滑り**

- 一般に、素足で歩く可能性はあるが大量の水や石鹸水などがかからない床では、素足より靴下の方が滑りやすい場合が多いことから、すべり片を靴下としたC.S.R値で安全側に評価できる可能性が高い。

■表-2 素足の場合の滑り 日本建築学会※の推奨値 (案)

床の種類	単位空間等	推奨値 (案)
素足で動作し 大量の水や 石鹸水などが かかる床	浴室 (大浴場)、プールサイド シャワー室・更衣室の床	C.S.R・B=0.7 以上
	客室の浴室・シャワー室の床	C.S.R・B=0.6 以上

(※ (社) 日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG  
『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値 (案)』(2008年6月))

## (3) 滑りの差

- 突然滑り抵抗が変化すると滑ったりつまずいたりする危険が大きいため、同一の床において、滑り抵抗に大きな差がある材料の複合使用は避けることが望ましい。

**留意点：視覚障害者誘導用ブロック等の材料**

- 金属製の視覚障害者誘導用ブロックは、雨滴によりスリップしやすいので、敷地内の通路や建築物の出入り口等に使用する際には十分配慮することが望ましい。
- グレーチングやマンホール蓋も、雨滴によりスリップしやすいので、敷地内の通路や建築物の出入り口等に使用する際には、滑りに配慮されたものを使用する等、十分配慮することが望ましい。

**留意点：建築物の利用時における適切な床の滑りの維持・確保**

- 床の滑りは、歩行や清掃等に伴う摩耗により、竣工時の状況から変化することに留意して、メンテナンスを行うことが望ましい。
- 建築物の床を改修する場合においても、滑り抵抗係数が各推奨値 (案) を満足する材料、仕上げを採用することが望ましい。



# 付 録



# 1. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

平成十八年六月二十一日

法律第九十一号

最終改正 平成二十六年六月十三日

法律第六十九号

## 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 基本方針等（第三条―第七条）
- 第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置（第八条―第二十四条）
- 第四章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施（第二十五条―第四十条）
- 第五章 移動等円滑化経路協定（第四十一条―第五十一条）
- 第六章 雑則（第五十二条―第五十八条）
- 第七章 罰則（第五十九条―第六十四条）
- 附則

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。
- 二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。
- 三 施設設置管理者 公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等をいう。
- 四 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。
  - イ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）
  - ロ 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。第二十三号ハにおいて同じ。）
  - ハ 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業者（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。以下この条において同じ。）及び一般乗用旅客自動車運送事業者
  - ニ 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三十六号）によるバスターミナル事業を営む者
  - ホ 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）による一般旅客定期航路事業（日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。次号ニにおいて同じ。）を営む者
  - ヘ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による本邦航空運送事業者（旅客の運送を行うものに限る。）
  - ト イからへまでに掲げる者以外の者で次号イ、ニ又はホに掲げる旅客施設を設置し、又は管理するもの
- 五 旅客施設 次に掲げる施設であつて、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

- イ 鉄道事業法 による鉄道施設
  - ロ 軌道法 による軌道施設
  - ハ 自動車ターミナル法 によるバスターミナル
  - ニ 海上運送法 による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る。）
  - ホ 航空旅客ターミナル施設
- 六 特定旅客施設 旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。
- 七 車両等 公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車（一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては道路運送法第五条第一項第三号 に規定する路線定期運行の用に供するもの、一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものその他主務省令で定めるものに限る。）、船舶及び航空機をいう。
- 八 道路管理者 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項 に規定する道路管理者をいう。
- 九 特定道路 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法 による道路をいう。
- 十 路外駐車場管理者等 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十二条 に規定する路外駐車場管理者又は都市計画法（昭和三十二年法律第百号）第四条第二項 の都市計画区域外において特定路外駐車場を設置する者をいう。
- 十一 特定路外駐車場 駐車場法第二条第二号 に規定する路外駐車場（道路法第二条第二項第六号 に規定する自動車駐車場、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項 に規定する公園施設（以下「公園施設」という。）、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。）であって、自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。
- 十二 公園管理者等 都市公園法第五条第一項 に規定する公園管理者（以下「公園管理者」という。）又は同項 の規定による許可を受けて公園施設（特定公園施設に限る。）を設け若しくは管理し、若しくは設け若しくは管理しようとする者をいう。
- 十三 特定公園施設 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設をいう。
- 十四 建築主等 建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。
- 十五 建築物 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号 に規定する建築物をいう。
- 十六 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。
- 十七 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。
- 十八 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。
- 十九 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。
- 二十 所管行政庁 建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項 又は第九十七条の三第一項 の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。
- 二十一 重点整備地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。
- イ 生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
  - ロ 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
  - ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市

- 機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。
- 二十二 特定事業 公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業をいう。
- 二十三 公共交通特定事業 次に掲げる事業をいう。
- イ 特定旅客施設内において実施するエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業
  - ロ イに掲げる事業に伴う特定旅客施設の構造の変更に関する事業
  - ハ 特定車両（軌道経営者又は一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。以下同じ。）を床面の低いものとすることその他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業
- 二十四 道路特定事業 次に掲げる道路法 による道路の新設又は改築に関する事業（これと併せて実施する必要がある移動等円滑化のための施設又は設備の整備に関する事業を含む。）をいう。
- イ 歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識その他の移動等円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業
  - ロ 歩道の拡幅又は路面の構造の改善その他の移動等円滑化のために必要な道路の構造の改良に関する事業
- 二十五 路外駐車場特定事業 特定路外駐車場において実施する車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業をいう。
- 二十六 都市公園特定事業 都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業をいう。
- 二十七 建築物特定事業 次に掲げる事業をいう。
- イ 特別特定建築物（第十四条第三項の条例で定める特定建築物を含む。ロにおいて同じ。）の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業
  - ロ 特定建築物（特別特定建築物を除き、その全部又は一部が生活関連経路であるものに限る。）における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業
- 二十八 交通安全特定事業 次に掲げる事業をいう。
- イ 高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九条 の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示その他の移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示（第三十六条第二項において「信号機等」という。）の同法第四条第一項 の規定による設置に関する事業
  - ロ 違法駐車行為（道路交通法第五十一条の二第一項の違法駐車行為をいう。以下この号において同じ。）に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業

## 第二章 基本方針等

### （基本方針）

- 第三条 主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項
  - 二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項
  - 三 第二十五条第一項の基本構想の指針となるべき次に掲げる事項
    - イ 重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項
    - ロ 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項
    - ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する基本的な事項
    - ニ 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項
    - ホ ニに規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）その他の市街地再開発事業（都市

計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。) に関し移動等円滑化のために考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

四 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

3 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(施設設置管理者等の責務)

第六条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の責務)

第七条 国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために協力するよう努めなければならない。

### 第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置

(公共交通事業者等の基準適合義務等)

第八条 公共交通事業者等は、旅客施設を新たに建設し、若しくは旅客施設について主務省令で定める大規模な改良を行うとき又は車両等を新たにその事業の用に供するときは、当該旅客施設又は車両等(以下「新設旅客施設等」という。)を、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する主務省令で定める基準(以下「公共交通移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

2 公共交通事業者等は、その事業の用に供する新設旅客施設等を公共交通移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

3 公共交通事業者等は、その事業の用に供する旅客施設及び車両等(新設旅客施設等を除く。)を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

5 公共交通事業者等は、その職員に対し、移動等円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。

(旅客施設及び車両等に係る基準適合性審査等)

第九条 主務大臣は、新設旅客施設等について鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる許可、認可その他の処分の申請があった場合には、当該処分に係る法令に定める基準のほか、公共交通移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、主務大臣は、当該新設旅客施設等が公共交通移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、これらの規定による許可、認可その他の処分をしてはならない。

2 公共交通事業者等は、前項の申請又は鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる届出をしなければならない場合を除くほか、旅客施設の建設又は前条第一項の主務省令で定める大規模な改良を行おうとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 3 主務大臣は、新設旅客施設等のうち車両等（第一項の規定により審査を行うものを除く。）若しくは前項の政令で定める法令の規定若しくは同項の規定による届出に係る旅客施設について前条第一項の規定に違反している事実があり、又は新設旅客施設等について同条第二項の規定に違反している事実があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（道路管理者の基準適合義務等）

第十条 道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下この条において「新設特定道路」という。）を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例（国道（道路法第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）にあっては、主務省令）で定める基準（以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- 2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。
- 3 道路管理者は、その管理する新設特定道路を道路移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 4 道路管理者は、その管理する道路（新設特定道路を除く。）を道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 新設特定道路についての道路法第三十三条第一項及び第三十六条第二項の規定の適用については、これらの規定中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第二号に規定する移動等円滑化のために必要なものとして国土交通省令で定める基準」と、同法第三十三条第一項中「同条第一項」とあるのは「前条第一項」とする。

（路外駐車場管理者等の基準適合義務等）

第十一条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場（以下この条において「新設特定路外駐車場」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- 2 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場を路外駐車場移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定路外駐車場を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、路外駐車場移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。
- 4 路外駐車場管理者等は、その管理する特定路外駐車場（新設特定路外駐車場を除く。）を路外駐車場移動等円滑化基準（前項の条例で付加した事項を含む。第五十三条第二項において同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（特定路外駐車場に係る基準適合命令等）

第十二条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「知事等」という。）に届け出なければならない。ただし、駐車場法第十二条の規定による届出をしなければならない場合にあっては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定により届け出た事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。
- 3 知事等は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（公園管理者等の基準適合義務等）

第十三条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設（以下この条において「新設特定公園施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例（国の設置に係る都市公園にあっては、主務省令）で定める基準（以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- 2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。
- 3 公園管理者は、新設特定公園施設について都市公園法第五条第一項の規定による許可の申請があった場合には、同法第四条に定める基準のほか、都市公園移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければ

ばならない。この場合において、公園管理者は、当該新設特定公園施設が都市公園移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、同項の規定による許可をしてはならない。

4 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設を都市公園移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

5 公園管理者等は、その管理する特定公園施設（新設特定公園施設を除く。）を都市公園移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等）

第十四条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（次項において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認められる場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第一項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。

4 前三項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定とみなす。

5 建築主等（第一項から第三項までの規定が適用される者を除く。）は、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物（同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。）を建築物移動等円滑化基準（同項の条例で付加した事項を含む。第十七条第三項第一号を除き、以下同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（特別特定建築物に係る基準適合命令等）

第十五条 所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、建築主等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物が前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該特別特定建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。

3 所管行政庁は、前条第五項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特別特定建築物の設計及び施工に係る事項その他の移動等円滑化に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

（特定建築物の建築主等の努力義務等）

第十六条 建築主等は、特定建築物（特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。）の建築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条第一項において同じ。）をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 所管行政庁は、特定建築物について前二項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特定建築物又はその建築物特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定）

第十七条 建築主等は、特定建築物の建築、修繕又は模様替（修繕又は模様替にあつては、建築物特定施設に係るものに限る。以下「建築等」という。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定建築物の位置
- 二 特定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積
- 三 計画に係る建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項

#### 四 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画

#### 五 その他主務省令で定める事項

- 3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。
- 一 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。
  - 二 前項第四号に掲げる資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 4 前項の認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該申請に併せて、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第七項において同じ。）の規定による確認の申請書を提出して、当該申請に係る特定建築物の建築等の計画が同法第六条第一項の建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知（以下この条において「適合通知」という。）を受けよう申し出ることができる。
- 5 前項の申出を受けた所管行政庁は、速やかに当該申出に係る特定建築物の建築等の計画を建築主事に通知しなければならない。
- 6 建築基準法第十八条第三項及び第十四項の規定は、建築主事が前項の通知を受けた場合について準用する。この場合においては、建築主事は、申請に係る特定建築物の建築等の計画が第十四条第一項の規定に適合するかどうかを審査することを要しないものとする。
- 7 所管行政庁が、適合通知を受けて第三項の認定をしたときは、当該認定に係る特定建築物の建築等の計画は、建築基準法第六条第一項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。
- 8 建築基準法第十二条第八項、第九十三条及び第九十三条の二の規定は、建築主事が適合通知をする場合について準用する。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更）

第十八条 前条第三項の認定を受けた者（以下「認定建築主等」という。）は、当該認定を受けた計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

- 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（認定特定建築物の容積率の特例）

第十九条 建築基準法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五（第二号イを除く。）、第六十八条の五の二（第二号イを除く。）、第六十八条の五の三第一項（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の四（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の五第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率（同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。）の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二条第三項及び第六項に定めるもののほか、第十七条第三項の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第二十一条において同じ。）に係る特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

（認定特定建築物の表示等）

第二十条 認定建築主等は、認定特定建築物の建築等をしたときは、当該認定特定建築物、その敷地又はその利用に関する広告その他の主務省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、主務省令で定めるところにより、当該認定特定建築物が第十七条第三項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定建築主等に対する改善命令)

第二十一条 所管行政庁は、認定建築主等が第十七条第三項の認定を受けた計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し)

第二十二条 所管行政庁は、認定建築主等が前条の規定による処分に違反したときは、第十七条第三項の認定を取り消すことができる。

(既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例)

第二十三条 この法律の施行の際現に存する特定建築物に専ら車いすを使用している者の利用に供するエレベーターを設置する場合において、当該エレベーターが次に掲げる基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めるときは、当該特定建築物に対する建築基準法第二十七条第二項、第六十一条及び第六十二条第一項の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造(同法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。)とみなす。

- 一 エレベーター及び当該エレベーターの設置に係る特定建築物の主要構造部の部分の構造が主務省令で定める安全上及び防火上の基準に適合していること。
- 二 エレベーターの制御方法及びその作動状態の監視方法が主務省令で定める安全上の基準に適合していること。

2 建築基準法第九十三条第一項本文及び第二項の規定は、前項の規定により所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認める場合について準用する。

(高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の容積率の特例)

第二十四条 建築物特定施設(建築基準法第五十二条第六項に規定する昇降機並びに共同住宅の共用の廊下及び階段を除く。)の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物で、主務大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準に適合するものについては、当該建築物を同条第十四項第一号に規定する建築物とみなして、同項の規定を適用する。

#### 第四章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

(移動等円滑化基本構想)

第二十五条 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を作成することができる。

2 基本構想には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 重点整備地区の位置及び区域
- 二 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
- 三 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項(旅客施設の所在地を含まない重点整備地区にあっては、当該重点整備地区と同一の市町村の区域内に所在する特定旅客施設との間の円滑な移動のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項を含む。)
- 四 前号に掲げる事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

3 前項各号に掲げるもののほか、基本構想には、重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針について定めるよう努めるものとする。

4 市町村は、特定旅客施設の所在地を含む重点整備地区について基本構想を作成する場合には、当該基本構想に当該特定旅客施設を第二項第二号及び第三号の生活関連施設として定めなければならない。

5 基本構想には、道路法第十二条ただし書及び第十五条並びに道路法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百六十三号。以下「昭和三十九年道路法改正法」という。)附則第三項の規定にかかわらず、国道又は都道府県道(道路法第三条第三号の都道府県道をいう。第三十二条第一項において同じ。)(道路

法第十二条ただし書及び第十五条並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定により都道府県が新設又は改築を行うこととされているもの（道路法第十七条第一項から第四項までの規定により同条第一項の指定市、同条第二項の指定市以外の市、同条第三項の町村又は同条第四項の指定市以外の市町村が行うこととされているものを除く。）に限る。以下同じ。）に係る道路特定事業を実施する者として、市町村（他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者。第三十二条において同じ。）を定めることができる。

- 6 基本構想は、都市計画及び都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 8 市町村は、基本構想を作成しようとする場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは、これに定めようとする特定事業に関する事項について、関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）と協議をしなければならない。
- 9 市町村は、次条第一項の協議会が組織されていない場合には、基本構想を作成するに当たり、あらかじめ、関係する施設設置管理者及び公安委員会に対し、特定事業に関する事項について基本構想の案を作成し、当該市町村に提出するよう求めることができる。
- 10 前項の案の提出を受けた市町村は、基本構想を作成するに当たっては、当該案の内容が十分に反映されるよう努めるものとする。
- 11 市町村は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する施設設置管理者及び公安委員会に、基本構想を送付しなければならない。
- 12 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により基本構想の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。
- 13 第七項から前項までの規定は、基本構想の変更について準用する。

（協議会）

第二十六条 基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
  - 一 基本構想を作成しようとする市町村
  - 二 関係する施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者
  - 三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者
- 3 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。
- 5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（基本構想の作成等の提案）

第二十七条 次に掲げる者は、市町村に対して、基本構想の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る基本構想の素案を作成して、これを提示しなければならない。

- 一 施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施しようとする者
  - 二 高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者
- 2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき基本構想の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、基本構想の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(公共交通特定事業の実施)

第二十八条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公共交通事業者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して公共交通特定事業を実施するための計画（以下「公共交通特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該公共交通特定事業を実施するものとする。

- 2 公共交通特定事業計画においては、実施しようとする公共交通特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 公共交通特定事業を実施する特定旅客施設又は特定車両
  - 二 公共交通特定事業の内容
  - 三 公共交通特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
  - 四 その他公共交通特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 3 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かななければならない。
- 4 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。
- 5 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の変更について準用する。

(公共交通特定事業計画の認定)

第二十九条 公共交通事業者等は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、公共交通特定事業計画が重点整備地区における移動等円滑化を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

- 2 主務大臣は、前項の規定による認定の申請があった場合において、前条第二項第二号に掲げる事項が基本方針及び公共交通移動等円滑化基準に照らして適切なものであり、かつ、同号及び同項第三号に掲げる事項が当該公共交通特定事業を確実に遂行するために技術上及び資金上適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 3 前項の認定を受けた者は、当該認定に係る公共交通特定事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。
- 4 第二項の規定は、前項の認定について準用する。
- 5 主務大臣は、第二項の認定を受けた者が当該認定に係る公共交通特定事業計画（第三項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に従って公共交通特定事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(公共交通特定事業計画に係る地方債の特例)

第三十条 地方公共団体が、前条第二項の認定に係る公共交通特定事業計画に基づく公共交通特定事業で主務省令で定めるものに関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費であって地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に規定する経費のいずれにも該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

(道路特定事業の実施)

第三十一条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する道路管理者は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して道路特定事業を実施するための計画（以下「道路特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

- 2 道路特定事業計画においては、基本構想において定められた道路特定事業について定めるほか、当該重点整備地区内の道路において実施するその他の道路特定事業について定めることができる。
- 3 道路特定事業計画においては、実施しようとする道路特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 道路特定事業を実施する道路の区間
  - 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき道路特定事業の内容及び実施予定期間
  - 三 その他道路特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 4 道路管理者は、道路特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会の意見を聴かななければならない。
- 5 道路管理者は、道路特定事業計画において、道路法第二十条第一項 に規定する他の工作物について実施

し、又は同法第二十三条第一項の規定に基づき実施する道路特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該道路特定事業を実施する工作物又は施設の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該道路特定事業の費用の負担を当該工作物又は施設の管理者に求めるときは、当該道路特定事業計画に当該道路特定事業の実施に要する費用の概算及び道路管理者と当該工作物又は施設の管理者との分担割合を定めるものとする。

6 道路管理者は、道路特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会並びに前項に規定する工作物又は施設の管理者に送付しなければならない。

7 前三項の規定は、道路特定事業計画の変更について準用する。

(市町村による国道等に係る道路特定事業の実施)

第三十二条 第二十五条第五項の規定により基本構想において道路特定事業を実施する者として市町村（道路法第十七条第一項の指定市を除く。以下この条及び第五十五条から第五十七条までにおいて同じ。）が定められたときは、前条第一項、同法第十二条 ただし書及び第十五条 並びに昭和三十九年道路法 改正法附則第三項の規定にかかわらず、市町村は、単独で又は他の市町村若しくは道路管理者と共同して、国道又は都道府県道に係る道路特定事業計画を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

2 前条第二項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項から第六項までの規定中「道路管理者」とあるのは、「次条第一項の規定により道路特定事業を実施する市町村（他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者）」と読み替えるものとする。

3 市町村は、第一項の規定により国道に係る道路特定事業を実施しようとする場合においては、主務省令で定めるところにより、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、主務省令で定める軽易なものについては、この限りでない。

4 市町村は、第一項の規定により道路特定事業に関する工事を行おうとするとき、及び当該道路特定事業に関する工事の全部又は一部を完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、第一項の規定により道路特定事業を実施する場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わってその権限を行うものとする。

6 市町村が第一項の規定により道路特定事業を実施する場合には、その実施に要する費用の負担並びにその費用に関する国の補助及び交付金の交付については、都道府県が自ら当該道路特定事業を実施するものとみなす。

7 前項の規定により国が当該都道府県に対し交付すべき負担金、補助金及び交付金は、市町村に交付するものとする。

8 前項の場合には、市町村は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定の適用については、同法第二条第三項に規定する補助事業者等とみなす。

(路外駐車場特定事業の実施)

第三十三条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する路外駐車場管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して路外駐車場特定事業を実施するための計画（以下この条において「路外駐車場特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該路外駐車場特定事業を実施するものとする。

2 路外駐車場特定事業計画においては、実施しようとする路外駐車場特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 路外駐車場特定事業を実施する特定路外駐車場
- 二 路外駐車場特定事業の内容及び実施予定期間
- 三 その他路外駐車場特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3 路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かななければならない。

4 路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。

5 前二項の規定は、路外駐車場特定事業計画の変更について準用する。

(都市公園特定事業の実施)

第三十四条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公園管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して都市公園特定事業を実施するための計画（以下この条において「都市公園特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該都市公園特定事業を実施するものとする。ただし、都市公園法第五条第一項の規定による許可を受けて公園施設（特定公園施設に限る。）を設け若しくは管理し、又は設け若しくは管理しようとする者が都市公園特定事業計画を作成する場合には、公園管理者と共同して作成するものとする。

2 都市公園特定事業計画においては、実施しようとする都市公園特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 都市公園特定事業を実施する都市公園
- 二 都市公園特定事業の内容及び実施予定期間
- 三 その他都市公園特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。

4 公園管理者は、都市公園特定事業計画において、都市公園法第五条の二第一項に規定する他の工作物について実施する都市公園特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該他の工作物の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該都市公園特定事業の費用の負担を当該他の工作物の管理者に求めるときは、当該都市公園特定事業計画に当該都市公園特定事業の実施に要する費用の概算及び公園管理者と当該他の工作物の管理者との分担割合を定めるものとする。

5 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村及び施設設置管理者並びに前項に規定する他の工作物の管理者に送付しなければならない。

6 前三項の規定は、都市公園特定事業計画の変更について準用する。

(建築物特定事業の実施)

第三十五条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する建築主等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して建築物特定事業を実施するための計画（以下この条において「建築物特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該建築物特定事業を実施するものとする。

2 建築物特定事業計画においては、実施しようとする建築物特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物特定事業を実施する特定建築物
- 二 建築物特定事業の内容
- 三 建築物特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 四 その他建築物特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3 建築主等は、建築物特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。

4 建築主等は、建築物特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。

5 前二項の規定は、建築物特定事業計画の変更について準用する。

(交通安全特定事業の実施)

第三十六条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公安委員会は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して交通安全特定事業を実施するための計画（以下「交通安全特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該交通安全特定事業を実施するものとする。

2 前項の交通安全特定事業（第二条第二十八号イに掲げる事業に限る。）は、当該交通安全特定事業により設置される信号機等が、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機等に関する主務省令で定める基準を参酌して都道府県の条例で定める基準に適合するよう実施されなければならない。

3 交通安全特定事業計画においては、実施しようとする交通安全特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 交通安全特定事業を実施する道路の区間
- 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
- 三 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

- 4 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び道路管理者の意見を聴かなければならない。
- 5 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村及び道路管理者に送付しなければならない。
- 6 前二項の規定は、交通安全特定事業計画の変更について準用する。  
(生活関連施設又は一般交通用施設の整備等)

第三十七条 国及び地方公共団体は、基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の管理者（国又は地方公共団体を除く。）は、当該基本構想の達成に資するよう、その管理する施設について移動等円滑化のための事業の実施に努めなければならない。  
(基本構想に基づく事業の実施に係る命令等)

第三十八条 市町村は、第二十八条第一項の公共交通特定事業、第三十三条第一項の路外駐車場特定事業、第三十四条第一項の都市公園特定事業（公園管理者が実施すべきものを除く。）又は第三十五条第一項の建築物特定事業（国又は地方公共団体が実施すべきものを除く。）（以下この条において「公共交通特定事業等」と総称する。）が実施されていないと認めるときは、当該公共交通特定事業等を実施すべき者に対し、その実施を要請することができる。

- 2 市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣等（公共交通特定事業にあつては主務大臣、路外駐車場特定事業にあつては知事等、都市公園特定事業にあつては公園管理者、建築物特定事業にあつては所管行政庁。以下この条において同じ。）に通知することができる。
- 3 主務大臣等は、前項の規定による通知があつた場合において、第一項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくて公共交通特定事業等を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該公共交通特定事業等を実施すべきことを勧告することができる。
- 4 主務大臣等は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じない場合において、当該勧告を受けた者の事業について移動等円滑化を阻害している事実があると認めるときは、第九条第三項、第十二条第三項及び第十五条第一項の規定により違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合を除くほか、当該勧告を受けた者に対し、移動等円滑化のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例)

第三十九条 基本構想において定められた土地区画整理事業であつて土地区画整合法第三条第四項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行するものの換地計画（基本構想において定められた重点整備地区の区域内の宅地について定められたものに限る。）においては、重点整備地区の区域内の住民その他の者の共同の福祉又は利便のために必要な生活関連施設又は一般交通用施設で国、地方公共団体、公共交通事業者等その他政令で定める者が設置するもの（同法第二条第五項に規定する公共施設を除き、基本構想において第二十五条第二項第四号に掲げる事項として土地区画整理事業の実施に関しその整備を考慮すべきものと定められたものに限る。）の用に供するため、一定の土地を換地として定めず、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する全ての者の同意を得なければならない。

- 2 土地区画整合法第百四条第十一項及び第百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同条第一項中「第三条第四項若しくは第五項」とあるのは、「第三条第四項」と読み替えるものとする。
- 3 施行者は、第一項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整合法第百三条第四項の規定による公告があつた日における従前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。同法第百九条第二項の規定は、この場合について準用する。

4 土地区画整理法第八十五条第五項の規定は、この条の規定による処分及び決定について準用する。

5 第一項に規定する土地区画整理事業に関する土地区画整理法第二百二十三條、第二百二十六條、第二百二十七條の二及び第二百二十九條の規定の適用については、同項から第三項までの規定は、同法の規定とみなす。

(地方債についての配慮)

第四十條 地方公共団体が、基本構想を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

## 第五章 移動等円滑化経路協定

(移動等円滑化経路協定の締結等)

第四十一條 重点整備地区内の一団の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする借地権その他の当該土地を使用する権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。)を有する者(土地区画整理法第九十八條第一項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号。第四十五条第二項において「大都市住宅等供給法」という。))第八十三条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。)の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下この章において「土地所有者等」と総称する。)は、その全員の合意により、当該土地の区域における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定(以下「移動等円滑化経路協定」という。)を締結することができる。ただし、当該土地(土地区画整理法第九十八條第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合(当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。)においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

2 移動等円滑化経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 移動等円滑化経路協定の目的となる土地の区域(以下「移動等円滑化経路協定区域」という。)及び経路の位置

二 次に掲げる移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの

イ 前号の経路における移動等円滑化に関する基準

ロ 前号の経路を構成する施設(エレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備を含む。)の整備又は管理に関する事項

ハ その他移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項

三 移動等円滑化経路協定の有効期間

四 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置

3 移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

(認可の申請に係る移動等円滑化経路協定の縦覧等)

第四十二條 市町村長は、前条第三項の認可の申請があつたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該移動等円滑化経路協定を公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該移動等円滑化経路協定について、市町村長に意見書を提出することができる。

(移動等円滑化経路協定の認可)

第四十三條 市町村長は、第四十一條第三項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

二 土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。

三 第四十一條第二項各号に掲げる事項について主務省令で定める基準に適合するものであること。

2 市町村長は、第四十一條第三項の認可をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該移動等円滑化経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、移動等円滑化経路協定区域である旨を当該移動等円滑化経路協定区域内に明示しなければならない。

(移動等円滑化経路協定の変更)

第四十四条 移動等円滑化経路協定区域内における土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、移動等円滑化経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

(移動等円滑化経路協定区域からの除外)

第四十五条 移動等円滑化経路協定区域内の土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地)で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権等が消滅した場合においては、当該借地権等の目的となっていた土地(同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあっては、当該土地についての仮換地として指定された土地)は、当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。

2 移動等円滑化経路協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市住宅等供給法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第三項(大都市住宅等供給法第八十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法第百三条第四項(大都市住宅等供給法第八十三条において準用する場合を含む。)の公告があった日が終了した時において当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。

3 前二項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外された場合においては、当該借地権等を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 第四十三条第二項の規定は、前項の規定による届出があった場合その他市町村長が第一項又は第二項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外されたことを知った場合について準用する。

(移動等円滑化経路協定の効力)

第四十六条 第四十三条第二項(第四十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定は、その公告のあった後において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等となった者(当該移動等円滑化経路協定について第四十一条第一項又は第四十四条第一項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(移動等円滑化経路協定の認可の公告のあった後移動等円滑化経路協定に加わる手続等)

第四十七条 移動等円滑化経路協定区域内の土地の所有者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者)で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばないものは、第四十三条第二項(第四十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告があった後いつでも、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、当該移動等円滑化経路協定に加わることができる。

2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定による意思の表示があった場合について準用する。

3 移動等円滑化経路協定は、第一項の規定により当該移動等円滑化経路協定に加わった者がその時において所有し、又は借地権等を有していた当該移動等円滑化経路協定区域内の土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地)について、前項において準用する第四十三条第二項の規定による公告のあった後において土地所有者等となった者(前条の規定の適用がある者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(移動等円滑化経路協定の廃止)

第四十八条 移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、第四十一条第三項又は第四十四条第一項の認可を受けた移動等円滑化経路協定を廃止しよ

うとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

- 2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。  
(土地の共有者等の取扱い)

第四十九条 土地又は借地権等が数人の共有に属するときは、第四十一条第一項、第四十四条第一項、第四十七条第一項及び前条第一項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権等を有する者とみなす。

(一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定)

第五十条 重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。

- 2 市町村長は、前項の認可の申請が第四十三条第一項各号のいずれにも該当し、かつ、当該移動等円滑化経路協定が移動等円滑化のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。
- 3 第四十三条第二項の規定は、第一項の認可について準用する。
- 4 第一項の認可を受けた移動等円滑化経路協定は、認可の日から起算して三年以内において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第四十三条第二項の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定と同一の効力を有する移動等円滑化経路協定となる。  
(借主の地位)

第五十一条 移動等円滑化経路協定に定める事項が建築物その他の工作物の借主の権限に係る場合においては、その移動等円滑化経路協定については、当該建築物その他の工作物の借主を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

## 第六章 雑則

(資金の確保等)

第五十二条 国は、移動等円滑化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 国は、移動等円滑化に関する情報提供の確保並びに研究開発の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

(報告及び立入検査)

第五十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、公共交通事業者等に対し、移動等円滑化のための事業に関し報告をさせ、又はその職員に、公共交通事業者等の事務所その他の事業場若しくは車両等に立ち入り、旅客施設、車両等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 知事等は、この法律の施行に必要な限度において、路外駐車場管理者等に対し、特定路外駐車場の路外駐車場移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、特定路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 3 所管行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 4 所管行政庁は、認定建築主等に対し、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。
- 5 第一項から第三項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 6 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣等)

第五十四条 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、同条第二項第二号に掲げる事項については国土交通大臣とし、その他の事項については国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣とする。

- 2 第九条、第二十四条、第二十九条第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三項及び第五項、第三十二条第三項、第三十八条第二項、前条第一項並びに次条における主務大臣は国土交通大臣とし、第二十五条第十一項及び第十二項（これらの規定を同条第十三項において準用する場合を含む。）における主務大臣は国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣とする。
- 3 この法律における主務省令は、国土交通省令とする。ただし、第三十条における主務省令は、総務省令とし、第三十六条第二項における主務省令は、国家公安委員会規則とする。
- 4 この法律による国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

（不服申立て）

第五十五条 市町村が第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わってした処分に不服がある者は、当該市町村の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は、主務大臣に対して再審査請求をすることができる。

（事務の区分）

第五十六条 第三十二条の規定により国道に関して市町村が処理することとされている事務（費用の負担及び徴収に関するものを除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号 法定受託事務とする。

（道路法の適用）

第五十七条 第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わってその権限を行う市町村は、道路法第八章の規定の適用については、道路管理者とみなす。

（経過措置）

第五十八条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

## 第七章 罰則

第五十九条 第九条第三項、第十二条第三項又は第十五条第一項の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第三十八条第四項の規定による命令に違反した者
- 三 第五十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十一条 第十二条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十条第二項の規定に違反して、表示を付した者
- 二 第五十三条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 二 第五十三条第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第六十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則（略）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（抄）

平成十八年十二月八日

政令第三百七十九号

最終改正 平成二十八年三月三十一日

政令第百八十二号

内閣は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第六号、第九号、第十三号、第十六号から第十八号まで及び第二十号ただし書、第九条第一項及び第二項、第十四条第一項、第十九条、第三十二条第五項、第三十九条第一項及び第三項、第五十三条第三項並びに附則第四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定旅客施設の要件）

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第六号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 当該旅客施設の一当たりの平均的な利用者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあつては、当該旅客施設の一当たりの平均的な利用者の人数の見込み）が五千人以上であること。
- 二 次のいずれかに該当することにより当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあつては、当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数の見込み）が前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数と同程度以上であると認められること。
  - イ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する高齢者の人数が、全国の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者の人数以上であること。
  - ロ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する障害者の人数が、全国の区域における人口及び障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する障害者の人数以上であること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該旅客施設及びその周辺に所在する官公庁施設、福祉施設その他の施設の利用の状況並びに当該旅客施設の周辺における移動等円滑化の状況からみて、当該旅客施設について移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。

（特定道路）

第二条 法第二条第九号の政令で定める道路は、生活関連経路を構成する道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであつて国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものであることとする。

（特定公園施設）

第三条 法第二条第十三号の政令で定める公園施設は、公園施設のうち次に掲げるもの（法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置がとられていることその他の事由により法第十三条の都市公園移動等円滑化基準に適合させることが困難なものとして国土交通省令で定めるものを除く。）とする。

- 一 都市公園の出入口と次号から第十二号までに掲げる公園施設その他国土交通省令で定める主要な公園施設（以下この号において「屋根付広場等」という。）との間の経路及び第六号に掲げる駐車場と屋根付広場等（当該駐車場を除く。）との間の経路を構成する園路及び広場
- 二 屋根付広場
- 三 休憩所
- 四 野外劇場
- 五 野外音楽堂
- 六 駐車場
- 七 便所
- 八 水飲場
- 九 手洗場

- 十 管理事務所
  - 十一 掲示板
  - 十二 標識
- (特定建築物)

第四条 法第二条第十六号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第三条第一項に規定する建築物及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四百三十三條第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。）とする。

- 一 学校
  - 二 病院又は診療所
  - 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
  - 四 集会場又は公会堂
  - 五 展示場
  - 六 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
  - 七 ホテル又は旅館
  - 八 事務所
  - 九 共同住宅、寄宿舎又は下宿
  - 十 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
  - 十一 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
  - 十二 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
  - 十三 博物館、美術館又は図書館
  - 十四 公衆浴場
  - 十五 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
  - 十六 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
  - 十七 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
  - 十八 工場
  - 十九 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
  - 二十 自動車の停留又は駐車のための施設
  - 二十一 公衆便所
  - 二十二 公共用歩廊
- (特別特定建築物)

第五条 法第二条第十七号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 特別支援学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- 九 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
- 十 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）  
若しくはボーリング場又は遊技場
- 十二 博物館、美術館又は図書館
- 十三 公衆浴場
- 十四 飲食店
- 十五 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十七 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）

十八 公衆便所

十九 公共用歩廊  
（建築物特定施設）

第六条 法第二条第十八号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 出入口
- 二 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）
- 三 階段（その踊場を含む。以下同じ。）
- 四 傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）
- 五 エレベーターその他の昇降機
- 六 便所
- 七 ホテル又は旅館の客室
- 八 敷地内の通路
- 九 駐車場
- 十 その他国土交通省令で定める施設  
（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第七条 法第二条第二十号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第二十号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和三十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第二十四条において同じ。）が一万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場に係る部分に限る。）の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物  
（基準適合性審査を行うべき許可、認可その他の処分に係る法令の規定等）

第八条 法第九条第一項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

- 一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項、第九条第一項（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）、第十条第一項、第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項及び第二項並びに全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第九条第一項
- 二 軌道法（大正十年法律第七十六号）第五条第一項及び第十条並びに軌道法施行令（昭和二十八年政令第二百五十八号）第六条第一項 本文
- 三 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第三条及び第十一条第一項

2 法第九条第二項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

- 一 鉄道事業法第九条第三項（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第十二条第二項
- 二 軌道法施行令第六条第一項 ただし書
- 三 自動車ターミナル法第十一条第三項  
（基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模）

第九条 法第十四条第一項の政令で定める規模は、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積）の合計二千平方メートル（第五条第十八号に掲げる公衆便所にあっては、五十平方メートル）とする。

（建築物移動等円滑化基準）

第十条 法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、次条から第二十

三条までに定めるところによる。

(廊下等)

第十一条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 二 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(階段)

第十二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 踊場を除き、手すりを設けること。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
- 四 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 五 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 六 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

(階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)

第十三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
- 四 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(便所)

第十四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 便所内に、車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房（以下「車いす使用者用便房」という。）を一以上設けること。
  - 二 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上設けること。
- 2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

(ホテル又は旅館の客室)

第十五条 ホテル又は旅館には、客室の総数が五十以上の場合は、車いす使用者が円滑に利用できる客室（以下「車いす使用者用客室」という。）を一以上設けなければならない。

- 2 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車いす使用者用便房が設けられたものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。
- イ 便所内に車いす使用者用便房を設けること。
- ロ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。
- (1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。
- (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 二 浴室又はシャワー室（以下この号において「浴室等」という。）は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。
- イ 車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造であること。
- ロ 出入口は、前号ロに掲げるものであること。
- (敷地内の通路)

第十六条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 二 段がある部分は、次に掲げるものであること。
- イ 手すりを設けること。
- ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
- ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 三 傾斜路は、次に掲げるものであること。
- イ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

(駐車場)

第十七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を一以上設けなければならない。

2 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。
- 二 次条第一項第三号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(移動等円滑化経路)

第十八条 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上（第四号に掲げる場合にあつては、そのすべて）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条において「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

- 一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この条において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあつては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）
- 二 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車いす使用者用便房までの経路
- 三 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路

四 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

二 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

三 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、第十一条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ 五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、第十三条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、階段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。

ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

五 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

イ かご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。）は、利用居室、車いす使用者用便所又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

ロ かご及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

ハ かごの奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。

ニ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。

ホ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

ヘ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

ト 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。

チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものであること。

(1) かごの幅は、百四十センチメートル以上とすること。

(2) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。

リ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(1) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(2) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

(3) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

六 当該移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。

七 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第十六条の規定によるほか、次に掲げるものである

こと。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ 五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ニ 傾斜路は、次に掲げるものであること。

(1) 幅は、段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。

(2) 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

(3) 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

3 第一項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

（標識）

第十九条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

（案内設備）

第二十条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

3 案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。

（案内設備までの経路）

第二十一条 道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

2 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

二 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

イ 車路に近接する部分

ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）

（増築等に関する適用範囲）

第二十二条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。）をする場合には、第十一条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

一 当該増築等に係る部分

- 二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
- 四 第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車いす使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
- 六 車いす使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路  
（条例で定める特定建築物に関する読替え）

第二十三条 法第十四条第三項の規定により特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における第十一条から第十四条まで、第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、同条中「特別特定建築物」とあるのは「法第十四条第三項の条例で定める特定建築物」とする。

（認定特定建築物の容積率の特例）

第二十四条 法第十九条の政令で定める床面積は、認定特定建築物の延べ面積の十分の一を限度として、当該認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものとする。

（道路管理者の権限の代行）

第二十五条 法第三十二条第五項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第四号、第十八号、第十九号（道路法第四十六条第一項第二号の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。次項において同じ。）、第二十六号、第二十七号、第二十九号、第三十号及び第三十五号（同法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

- 2 市町村は、法第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第十八号又は第十九号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。
- 3 第一項に規定する市町村の権限は、法第三十二条第四項の規定に基づき公示される工事の開始の日から工事の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十九号及び第三十号に掲げる権限については、工事の完了の日後においても行うことができる。

（保留地において生活関連施設等を設置する者）

第二十六条 法第三十九条第一項の政令で定める者は、国（国の全額出資に係る法人を含む。）又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人とする。

（生活関連施設等の用地として処分された保留地の対価に相当する金額の交付基準）

第二十七条 法第三十九条第三項の規定により交付すべき額は、処分された保留地の対価に相当する金額を土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額で除して得た数値を土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項の規定による公告があった日における従前の宅地又はその宅地について存した地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、若しくは収益することができる権利の土地区画整理事業の施行前の価額に乗じて得た額とする。

（報告及び立入検査）

第二十八条 所管行政庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第十四条第一項の政令で定める規模（同条第三項の条例で別に定める規模があるときは、当該別に定める規模。以下この項において同じ。）以上の特別特定建築物（同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。以下この項において同じ。）の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。）若しくは維持保全をする建築主等に対し、当該特別特定建築物につき、当該特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準（同条第三項の条例で付加した事項を含む。次項において同じ。）への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、法第十四条第一項の政令で定める規模以上の特別特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特別特定建築物の建築

物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第三十五条第一項の規定に基づき建築物特定事業を実施すべき建築主等に対し、当該建築物特定事業が実施されるべき特定建築物につき、当該特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

附 則（略）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（抄）

平成十八年十二月十五日

国土交通省令第百十号

改正 平成二十三年十一月三十日

国土交通省令第八十五号

（建築物特定施設）

第三条 令第六条第十号の国土交通省令で定める施設は、浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）とする。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請）

第八条 法第十七条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第三号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

図書の種類	明示すべき事項	
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、特定建築物及びその出入口の位置、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の位置、敷地内の通路の位置及び幅（当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、敷地内の通路に設けられる手すり並びに令第十一条第二号に規定する点状ブロック等（以下単に「点状ブロック等」という。）及び令第二十一条第二項第一号に規定する線状ブロック等（以下単に「線状ブロック等」という。）の位置、敷地内の車路及び車寄せの位置、駐車場の位置、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅並びに案内設備の位置	
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、特定建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる点状ブロック等及び線状ブロック等、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備並びに突出物の位置、階段の位置、幅及び形状（当該階段が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、傾斜路に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、エレベーターその他の昇降機の位置、車いす使用者用便房のある便所、令第十四条第一項第二号に規定する便房のある便所、腰掛便座及び手すりの設けられた便房（車いす使用者用便房を除く。以下この条において同じ。）のある便所、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のある便所並びにこれら以外の便所の位置、車いす使用者用客室の位置、駐車場の位置、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅、車いす使用者用浴室等（高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第十三条第一号に規定するものをいう。以下この条において同じ。）の位置並びに案内設備の位置	
縦断面図	階段又は段	縮尺並びにけあげ及び踏面の構造及び寸法
	傾斜路	縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅
構造詳細図	エレベーターその他の昇降機	縮尺並びにかご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）、昇降路及び乗降ロビーの構造（かご内に設けられるかごの停止する

	予定の階を表示する装置、かごの現在位置を表示する装置及び乗降ロビーに設けられる到着するかごの昇降方向を表示する装置の位置並びにかご内及び乗降ロビーに設けられる制御装置の位置及び構造を含む。）
便所	縮尺、車いす使用者用便房のある便所の構造、車いす使用者用便房、令第十四条第一項第二号に規定する便房並びに腰掛便座及び手すりの設けられた便房の構造並びに床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器の構造
浴室等	縮尺及び車いす使用者用浴室等の構造

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の記載事項）

第九条 法第十七条第二項第五号の主務省令で定める事項は、特定建築物の建築等の事業の実施時期とする。

（認定通知書の様式）

第十条 所管行政庁は、法第十七条第三項の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、第四号様式による通知書に第八条の申請書の副本（法第十七条第七項の規定により適合通知を受けて同条第三項の認定をした場合にあっては、第八条の申請書の副本及び当該適合通知に添えられた建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項の申請書の副本）及びその添付図書を添えて行うものとする。

（法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更）

第十一条 法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、特定建築物の建築等の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更とする。

（表示等）

第十二条 法第二十条第一項の主務省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 広告
- 二 契約に係る書類
- 三 その他国土交通大臣が定めるもの

2 法第二十条第一項の規定による表示は、第五号様式により行うものとする。

（法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準）

第十三条 法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準は、次のとおりとする。

- 一 専ら車いす使用者の利用に供するエレベーターの設置に係る特定建築物の壁、柱、床及びはりは、当該エレベーターの設置後において構造耐力上安全な構造であること。
- 二 当該エレベーターの昇降路は、出入口の戸が自動的に閉鎖する構造のものであり、かつ、壁、柱及びはり（当該特定建築物の主要構造部に該当する部分に限る。）が不燃材料で造られたものであること。

（法第二十三条第一項第二号の主務省令で定める安全上の基準）

第十四条 法第二十三条第一項第二号の主務省令で定める安全上の基準は、次のとおりとする。

- 一 エレベーターのかご内及び乗降ロビーには、それぞれ、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。この場合において、乗降ロビーに設ける制御装置は、施錠装置を有する覆いを設ける等当該制御装置の利用を停止することができる構造とすること。
- 二 エレベーターは、当該エレベーターのかご及び昇降路のすべての出入口の戸に網入ガラス入りのはめごろし戸を設ける等により乗降ロビーからかご内の車いす使用者を容易に覚知できる構造とし、かつ、かご内と常時特定建築物を管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置が設けられたものとする。

（移動等円滑化経路協定の認可等の申請の公告）

第二十条 法第四十二条第一項（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

- 一 移動等円滑化経路協定の名称
- 二 移動等円滑化経路協定区域
- 三 移動等円滑化経路協定の縦覧場所

(移動等円滑化経路協定の認可の基準)

第二十一条 法第四十三条第一項第三号(法第四十四条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 移動等円滑化経路協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 二 法第四十一条第二項第二号の移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項は、法第二十五条第三項の重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針が定められているときは、当該基本的な方針に適合していなければならない。
- 三 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

(移動等円滑化経路協定の認可等の公告)

第二十二条 第二十条の規定は、法第四十三条第二項(法第四十四条第二項、第四十五条第四項、第四十七条第二項又は第五十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

(立入検査の証明書)

第二十五条 法第五十三条第五項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、第十八号様式によるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。

附則 (平成二三年八月三〇日国土交通省令第六七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二三年十一月三〇日国土交通省令第八五号)

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年十一月三十日)から施行する。

第3号様式（第8条関係）（日本工業規格A列4番）

（第一面）

認 定 申 請 書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称

印

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第1項の規定に基づき、特定建築物の建築等及び維持保全の計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(第二面)

1 特定建築物及びその敷地に関する事項

〔地名地番〕			
〔延べ面積〕	m <sup>2</sup>		
〔敷地面積〕	m <sup>2</sup>		
〔建築面積〕	m <sup>2</sup>		
〔建築物の階数〕	階		
〔構造方法〕	造	一部	造
〔主要用途〕			
〔用途別床面積〕			
用途 ( )	床面積 ( m <sup>2</sup> )	階 ( )	
( )	( m <sup>2</sup> )	( )	
( )	( m <sup>2</sup> )	( )	
( )	( m <sup>2</sup> )	( )	
( )	( m <sup>2</sup> )	( )	
〔建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える部分〕			
〔工事種別〕			
〔確認の特例〕			
法第17条第4項の規定による適合通知を受ける旨の申出の有無<有・無>			

(注意)

1. 〔主要用途〕及び〔用途別床面積〕の欄には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第4条及び第5条の用途の区分に従い用途をできるだけ具体的に記入するとともに、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。また、(階)の部分には、当概用途の部分がある階(複数の階に及ぶ場合はそのすべての階)を記入してください。
2. 〔建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える部分〕の欄には、法第19条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積(認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度とする。)を記入してください。また、当該床面積の算定根拠がわかる資料を別に添付してください。
3. 〔工事種別〕の欄には、「新築」、「増築」、「改築」、「用途変更」、「修繕」又は「模様替」のうち該当するものを記入してください。
4. 〔確認の特例〕の欄には、認定の申請に併せて、建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の確認申請書を提出して適合通知を受けることを申し出る場合においては「有」を○印で囲み、申し出ない場合においては、「無」を○印で囲んでください。

(第三面)

2 建築物特定施設の構造及び配置に関する事項

① 出入口

		平面図 番号等	段のある 出入口
多数の者が利用する出入口（直接地上へ通ずる出入口を除く。）	幅90cm以上のもの		
	幅90cm未満のもの		
直接地上へ通ずる出入口	幅120cm以上のもの		
	幅90cm以上120cm未満のもの		
	幅90cm未満のもの		

(注意)

平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図に記入した出入口の記号等を記入してください。

② 廊下等

	平面図番号等
突出物	
休憩用の設備	

(注意)

1. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置が分かるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したそれぞれの記号等を記入してください。
2. 突出物を設けている場合においては、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないように講じた措置がわかる資料を別に添付してください。
3. 廊下等及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

(第四面)

③ 階段

	平面図番号等	縦断面図番号
階段		

(注意)

1. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した階段の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該階段の構造を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 階段及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、段がある部分の上端に近接する踊場の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

④ 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路

	平面図番号等	縦断面図番号
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路		

(注意)

1. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した傾斜路の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該傾斜路の構造を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 傾斜路及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

(第五面)

⑤ エレベーターその他の昇降機

	配置図・平面図番号等	構造詳細図番号
エレベーター 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機		

	当該装置が設けられるエレベーター	提供する情報の内容	
		かご内	乗降ロビー
音声により情報を提供する装置			

(注意)

1. 配置図・平面図番号等の欄には、配置図又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図に記入したエレベーターその他の昇降機の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したエレベーターその他の昇降機の記号等を記入するとともに、当該エレベーターその他の昇降機の表示方法についてわかる資料を添付してください。構造詳細図番号の欄には、当該エレベーターその他の昇降機の構造詳細図の番号を配置図・平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 当該装置が設けられているエレベーターの欄には、音声により情報を提供する装置が設けられたエレベーターについて、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したエレベーターの記号等を記入し、提供する情報の内容の欄には、当該装置の音声により提供される情報の内容を、当該装置の設けられる場所に応じて、かご内及び乗降ロビーの欄に、それぞれ記入してください。

(第六面)

⑥ 便所

階	便所の総数	車いす利用者用便所数

	平面図番号等	構造詳細図番号
車いす利用者用便所のある便所		
水洗器具を設けた便所がある便所		
腰掛便座及び手すりの設けられた便所がある便所（車いす利用者用便所のある便所を除く。）		
床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器がある便所		

(注意)

1. 便所の総数の欄には、多数の者が利用する全便所（特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する全便所）にある便所（車いす利用者用便所を含む。）の総数を記入してください。
2. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した便所の記号等を記入するとともに、車いす利用者用便所又は水洗器具を設けた便所の表示方法についてわかる資料を別に添付してください。構造詳細図番号の欄には、当該便所の構造詳細図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

⑦ 車いす利用者用客室

客室の総数	車いす利用者用客室数

	平面図番号等
車いす利用者用客室	

(注意)

1. 客室の総数の欄には、ホテル又は旅館の客室の総数を記入してください。
2. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車いす利用者用客室の記号等を記入してください。

(第七面)

⑧ 敷地内の通路

	配置図	縦断面図番号
段		
傾斜路		

(注意)

1. 配置図の欄には、配置図内の位置が分かるように、配置図に記入したそれぞれの記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、段並びに傾斜路及びその踊場の構造を示す縦断面図の番号を配置図の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 敷地内の通路の床材の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。
3. 地形が著しく特殊な場合においては、当該地形の特殊性がわかる資料を別に添付してください。

⑨ 駐車場

全駐車台数	車いす利用者用駐車施設数

	配置図・平面図番号等
車いす利用者用駐車施設	

(注意)

1. 全駐車台数の欄には、多数の者が利用する全駐車場（特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する全駐車場）の駐車台数（車いす利用者用駐車施設数を含む。）の合計を記入してください。
2. 配置図・平面図番号等の欄には、配置図内又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図に記入した車いす利用者用駐車施設の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車いす利用者用駐車施設の記号等を記入するとともに、車いす利用者用駐車施設の表示方法についてわかる資料を別に添付してください。

(第八面)

⑩ 浴室等

	平面図番号等	構造詳細図番号
車いす使用者用浴室等		

(注意)

平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車いす使用者用浴室等の記号等を記入し、構造詳細図番号の欄には、当該浴室等の構造詳細図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

⑪ 案内設備までの経路

	配置図・平面図番号等
案内設備	
音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備	有 ・ 無

(注意)

1. 配置図・平面図番号等の欄には、配置図又は各階平面図内の位置が分かるように、配置図に記入した案内設備の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した案内設備の記号等を記入するとともに、案内設備の概要がわかる資料を別に添付してください。
2. 案内設備までの経路及び線状ブロック等又は点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、案内設備までの経路の部分については、線状ブロック等又は点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。
3. 音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備の有無の欄で「有」を○印で囲んだ場合においては、当該装置の概要がわかる資料を別に添付してください。

(第九面)

3. 建築物特定施設の維持保全に関する事項

(1) 維持保全に関する責任範囲及び実施体制

1 所有者の氏名又は名称	
2 管理者の氏名又は名称	
3 維持保全責任者の氏名又は名称	
4 維持保全業務の委託 ( ① 委託先の名称 ) ( ② 委託業務内容 )	する ・ しない
5 維持保全計画の作成予定等	

(注意)

1. 1 欄から 4 欄までは、特定建築物の建築等の事業の完了後について記入し、未定の場合は空欄にしておいてください。
2. 4 欄は、維持保全業務の委託について「する」又は「しない」のうち該当するものを○印で囲んでください。「する」を○印で囲んだ場合にのみ①②について記入してください。
3. 5 欄は、1 欄から 4 欄までが未定の場合において、今後どのようにして維持保全計画を作成するかについて、維持保全計画作成までの認定申請者の維持保全に関する責任範囲を含めて記入してください。

(2) 維持保全業務の概要

建築物特定施設	維持保全業務の内容

(注意)

維持保全業務の内容の欄には、建築物特定施設ごとに、定期的な点検の実施計画、修繕の実施計画等維持保全業務の内容として予定していることを記入してください。

(第十面)

4. 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画

	内 訳	金 額 (百万円)
支 出	建築費 用途取得造成費 事務費 借入金利息 ○ ○ ○	
	計	
収 入	自己資金 借入金 (借入先) ○ ○ ○	( )
	計	

5. 特定建築物の建築等の事業の実施時期

[事業の着手の予定年月日]	年	月	日
[事業の完了の予定年月日]	年	月	日

第4号様式（第10条第2項関係）（日本工業規格A列4番）

認 定 通 知 書

	認定番号	第		号
	認定年月日		年 月	日
(※)	確認番号	第		号
	確認年月日		年 月	日
	建築主事の氏名			

殿

所管行政庁 印

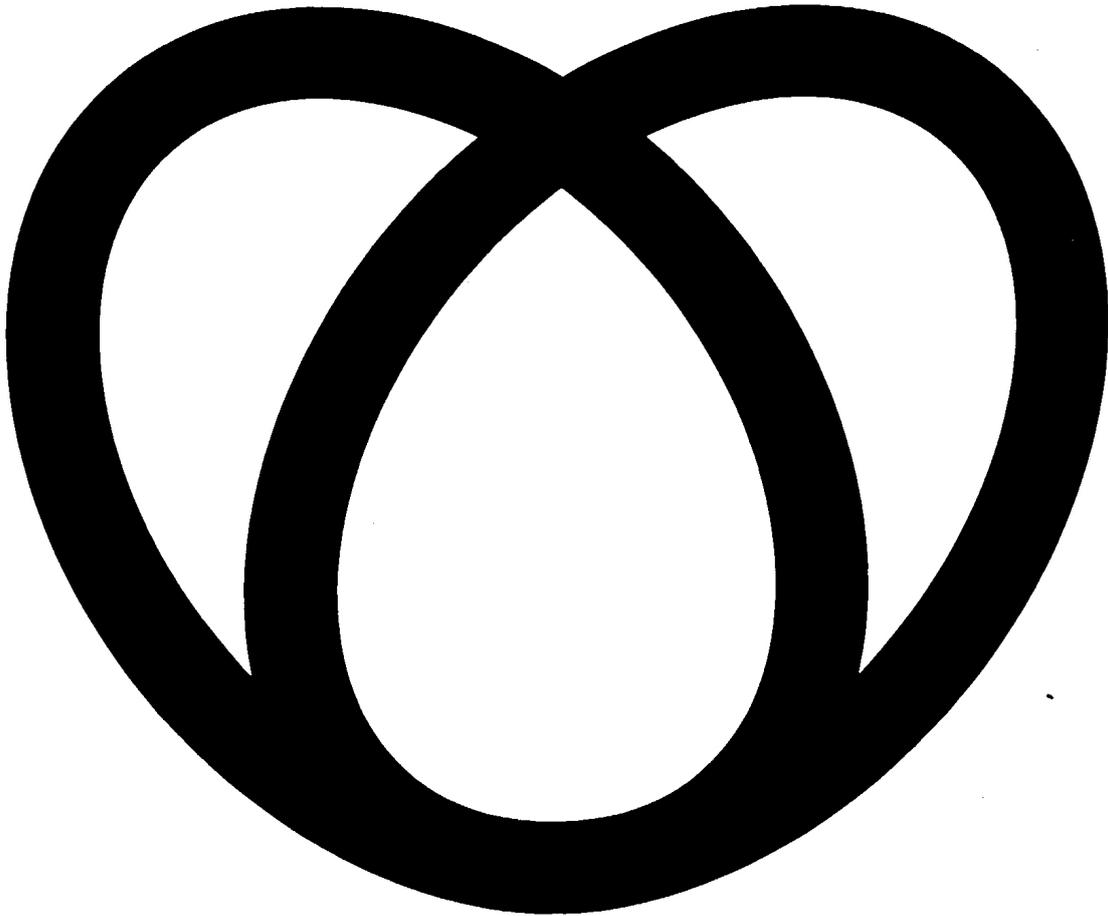
下記による申請書の記載の計画について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第3項の規定に基づき認定しましたので通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 特定建築物の位置
3. 特定建築物の概要
  - ① 主要用途
  - ② 延べ面積
  - ③ その他の事項

(※) は法第17条第4項の規定により適合通知を受けた場合に記入されます。

第5号様式（第12条第2項関係）



（注意）

1. 大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。
2. 増築等又は修繕等の場合は、建築物移動等誘導基準に適合するものとして認定を受けた部分を記載すること。

第18号様式（第25条関係）（日本工業規格A列6番）

（表）

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日発行第\_\_\_\_号（\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日まで有効）

職 名	氏 名	生 年 月 日

刻  
印

（写真）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進  
に関する法律第53条第5項の規定による  
立 入 検 査 証

\_\_\_\_（発行権者）\_\_\_\_印

---

(裏)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律抜粋

第53条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、公共交通事業者等に対し、移動等円滑化のための事業に関し報告をさせ、又はその職員に、公共交通事業者等の事務所その他の事業場若しくは車両等に立ち入り、旅客施設、車両等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事等は、この法律の施行に必要な限度において、路外駐車場管理者等に対し、特定路外駐車場の路外駐車場移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、特定路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 所管行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 所管行政庁は、認定建築主等に対し、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。

5 第一項から第三項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

三 第五十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

二 第五十三条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第63条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第五十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第64条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条に規定する標識に関する省令

平成十八年十二月十五日

国土交通省令第百十三号

- 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条に規定する標識は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。
- 2 前項の標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格Z八二一〇に定められているときは、これに適合するもの）でなければならない。

附 則

この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令

平成十八年十二月十五日  
国土交通省令第百十四号

(建築物移動等円滑化誘導基準)

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第十七条第三項第一号の主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、この省令の定めるところによる。

(出入口)

第二条 多数の者が利用する出入口（次項に規定するもの並びにかご、昇降路、便所及び浴室等に設けられるものを除き、かつ、二以上の出入口を併設する場合には、そのうち一以上のものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、九十センチメートル以上とすること。
- 二 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

2 多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口のうち一以上のものは、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、百二十センチメートル以上とすること。
- 二 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(廊下等)

第三条 多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、百八十センチメートル以上とすること。ただし、五十メートル以内ごとに車いすのすれ違いに支障がない場所を設ける場合にあつては、百四十センチメートル以上とすることができる。
  - 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
  - 三 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
  - 四 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
  - 五 側面に廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講ずること。
  - 六 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等に突出物を設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。
  - 七 高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けること。
- 2 前項第一号及び第四号の規定は、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める廊下等の部分には、適用しない。

(階段)

第四条 多数の者が利用する階段は、次に掲げるものとしなければならない。

- 一 幅は、百四十センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合にあつては、手すりの幅が十センチメートルを限度として、ないものとみなして算定することができる。
- 二 けあげの寸法は、十六センチメートル以下とすること。
- 三 踏面の寸法は、三十センチメートル以上とすること。
- 四 踊場を除き、両側に手すりを設けること。
- 五 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 六 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
- 七 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 八 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 九 主たる階段は、回り階段でないこと。

(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置)

第五条 多数の者が利用する階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機（二以上の階にわたるときには、第七条に定めるものに限る。）を設けなければならない。ただし、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)

第六条 多数の者が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、階段に代わるものにあつては百五十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては百二十センチメートル以上とすること。
  - 二 勾配は、十二分の一を超えないこと。
  - 三 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。
  - 四 高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。
  - 五 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
  - 六 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
  - 七 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 2 前項第一号から第三号までの規定は、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める傾斜路の部分には、適用しない。この場合において、勾配が十二分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けなければならない。

(エレベーター)

第七条 多数の者が利用するエレベーター（次条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を設ける場合には、第一号及び第二号に規定する階に停止するかごを備えたエレベーターを、第一号に規定する階ごとに一以上設けなければならない。

- 一 多数の者が利用する居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、車いす使用者用客室又は第十三条第一号に規定する車いす使用者用浴室等がある階
  - 二 直接地上へ通ずる出入口のある階
- 2 多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。
- 一 かご及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。
  - 二 かごの奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。
  - 三 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。
  - 四 かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
  - 五 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
- 3 第一項の規定により設けられた多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。
- 一 かごの幅は、百四十センチメートル以上とすること。
  - 二 かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。
  - 三 かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- 4 不特定かつ多数の者が利用するエレベーターは、第二項第一号、第二号及び第四号並びに前項第一号及び第二号に定めるものでなければならない。
- 5 第一項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、第二項第二号、第四号及び第五号並びに第三項第二号及び第三号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。
- 一 かごの幅は、百六十センチメートル以上とすること。
  - 二 かご及び昇降路の出入口の幅は、九十センチメートル以上とすること。
  - 三 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百八十センチメートル以上とすること。
- 6 第一項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、第三項又は前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。

ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

一 かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

二 かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

三 かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

（特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機）

第八条 階段又は段に代わり、又はこれに併設する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造としなければならない。

（便所）

第九条 多数の者が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。

一 多数の者が利用する便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、車いす使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を設けること。

二 多数の者が利用する便所が設けられている階の車いす使用者用便房の数は、当該階の便房（多数の者が利用するものに限る。以下この号において同じ。）の総数が二百以下の場合には当該便房の総数に五十分の一を乗じて得た数以上とし、当該階の便房の総数が二百を超える場合は当該便房の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上とすること。

三 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四 多数の者が利用する便所に車いす使用者用便房が設けられておらず、かつ、当該便所に近接する位置に車いす使用者用便房が設けられている便所が設けられていない場合には、当該便所内に腰掛便座及び手すりの設けられた便房を一以上設けること。

2 多数の者が利用する男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

（ホテル又は旅館の客室）

第十条 ホテル又は旅館には、客室の総数が二百以下の場合には当該客室の総数に五十分の一を乗じて得た数以上、客室の総数が二百を超える場合は当該客室の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車いす使用者用客室を設けなければならない。

2 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

二 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ 便所内に車いす使用者用便房を設けること。

ロ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、前条第一項第三号イ及びロに掲げるものであること。

三 浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ 車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の浴室等（以下「車いす使用者用浴室等」という。）であること。

ロ 出入口は、次に掲げるものであること。

㊦ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

㊧ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(敷地内の通路)

第十一条 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

一 段がある部分及び傾斜路を除き、幅は、百八十センチメートル以上とすること。

二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

三 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四 段がある部分は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百四十センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が十センチメートルを限度として、ないものとみなして算定することができる。

ロ けあげの寸法は、十六センチメートル以下とすること。

ハ 踏面の寸法は、三十センチメートル以上とすること。

ニ 両側に手すりを設けること。

ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

ヘ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

五 段を設ける場合には、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けなければならない。

六 傾斜路は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、段に代わるものにあつては百五十センチメートル以上、段に併設するものにあつては百二十センチメートル以上とすること。

ロ 勾配は、十五分の一を超えないこと。

ハ 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

ニ 高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。

ホ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

2 多数の者が利用する敷地内の通路（道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路を構成するものに限る。）が地形の特殊性により前項の規定によることが困難である場合においては、同項第一号、第三号、第五号及び第六号イからハマまでの規定は、当該敷地内の通路が設けられた建築物の車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの敷地内の通路の部分に限り、適用する。

3 第一項第一号、第三号、第五号及び第六号イからハマまでの規定は、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める敷地内の通路の部分には、適用しない。この場合において、勾配が十二分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けなければならない。

(駐車場)

第十二条 多数の者が利用する駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合には当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。

(浴室等)

第十三条 多数の者が利用する浴室等を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものでなければならない。

一 車いす使用者用浴室等であること。

二 出入口は、第十条第二項第三号ロに掲げるものであること。

(標識)

第十四条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を、高齢者、障害者

等の見やすい位置に設けなければならない。

- 2 前項の標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格 Z 八二一〇に定められているときは、これに適合するもの）でなければならない。

（案内設備）

第十五条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

- 2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

- 3 案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。

（案内設備までの経路）

第十六条 道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの主たる経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、視覚障害者移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

（増築等又は修繕等に関する適用範囲）

第十七条 建築物の増築若しくは改築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。）又は建築物の修繕若しくは模様替（建築物特定施設に係るものに限る。以下「修繕等」という。）をする場合には、第二条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

一 当該増築等又は修繕等に係る部分

二 道等から前号に掲げる部分までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

三 多数の者が利用する便所のうち一以上のもの

四 第一号に掲げる部分から車いす使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

五 ホテル又は旅館の客室のうち一以上のもの

六 第一号に掲げる部分から前号に掲げる客室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

七 多数の者が利用する駐車場のうち一以上のもの

八 車いす使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

九 多数の者が利用する浴室等

十 第一号に掲げる部分から車いす使用者用浴室等（前号に掲げるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

- 2 前項第三号に掲げる建築物の部分について第九条の規定を適用する場合には、同条第一項第一号中「便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、」とあるのは「便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）に、」と、同項第二号中「便所が設けられている階の」とあるのは「便所の」と、「当該階の」とあるのは「当該便所の」と、同条第二項中「便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち」とあるのは「便所を設ける場合には、そのうち」とする。

- 3 第一項第五号に掲げる建築物の部分について第十条の規定を適用する場合には、同条中「客室の総数が二百以下の場合には当該客室の総数に五十分の一を乗じて得た数以上、客室の総数が二百を超える場合は当該客室の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上」とあるのは「一以上」とする。

- 4 第一項第七号に掲げる建築物の部分について第十二条の規定を適用する場合には、同条中「当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合には当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上」とあるのは「一以上」とする。

（特別特定建築物に関する読替え）

第十八条 特別特定建築物における第二条から前条まで（第三条第一項第三号及び第六号、第四条第八号、第六条第一項第七号、第七条第四項から第六項まで、第十条第二項並びに第十六条を除く。）の規定の適用については、これらの規定（第二条第一項及び第七条第三項を除く。）中「多数の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と、第二条第一項中「多数の者が利用する出入口（次項に規定するもの並びにかご、昇降路、便所）」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する出入口（次項に規定するもの並びにかご、昇降路、便所、車いす使用者用客室）」と、第七条第三項中「多数の者が利用する」とあるのは「主として高齢者、障害者等が利用する」と、前条中「特定建築物」とあるのは「特別特定建築物」とする。

附 則

この省令は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百九十七号

第一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十一条第二号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次の各号のいずれかに該当するものである場合とする。

一 勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの

二 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの

三 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

第二 令第十二条第五号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一第三号に定めるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第三 令第十三条第四号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一各号のいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第四 令第二十一条第一項ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、道等から案内設備までの経路が第一第三号に定めるもの又は建築物の内にいる当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が令第二十一条第二項に定める基準に適合するものである場合とする。

第五 令第二十一条第二項第二号ロに規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、第一第一号若しくは第二号に定めるもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等とする。

#### 附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第百七十五号は、廃止する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便所の構造を定める件

平成十八年十二月十五日  
国土交通省告示第千四百九十六号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十四条第一項第一号に規定する車いす使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第百七十六号は、廃止する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用浴室等の構造を定める件

平成十八年十二月十五日  
国土交通省告示第千四百九十五号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十五条第二項第二号イに規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がないエレベーター及び乗降ロビーを定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百九十四号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十八条第二項第五号リただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合とする。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第百七十七号は、廃止する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定によりエレベーターのかご内及び乗降ロビーに設ける制御装置を視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする方法を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百九十三号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十八条第二項第五号リ(2)に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件

平成十八年十二月十五日  
国土交通省告示第千四百九十二号  
最終改正 平成二十一年八月四日  
国土交通省告示第八百五十九号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第十八条第二項第六号の規定に基づき、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を次のように定める。

第一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十八条第二項第六号に規定する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、次に掲げるものとする。

一 車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が十五メートル毎分以下で、かつ、その床面積が二・二五平方メートル以下のものであって、昇降行程が四メートル以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの

二 車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に二枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を三十メートル毎分以下とし、かつ、二枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの

第二 令第十八条第二項第六号に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

一 第一第一号に掲げるエレベーターにあつては、次に掲げるものであること。

イ 平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第九号に規定するものとする。

ロ かごの幅は七十センチメートル以上とし、かつ、奥行きは百二十センチメートル以上とすること。

ハ 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあつては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。

二 第一第二号に掲げるエスカレーターにあつては、平成十二年建設省告示第千四百十七号第一ただし書に規定するものであること。

附 則

1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

2 平成十五年国土交通省告示第百七十八号は、廃止する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を視覚障害者に示す方法を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百九十一号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十条第二項に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により、認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものを定める件

平成十八年十二月十五日  
 国土交通省告示第千四百九十号  
 最終改正 平成二十八年三月二十五日  
 国土交通省告示第五百二十一号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第二十四条に規定する認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものを次のように定める。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十四条に規定する認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定める床面積は、次の各号に掲げる建築物特定施設（特別特定建築物にあっては不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの、特別特定建築物以外の特定建築物にあっては多数の者が利用するものに限る。）ごとに、それぞれ当該各号に定める数値を超える床面積の合計とする。

一 廊下等

廊下の用途		廊下の部分	両側に居室がある廊下（単位 平方メートル）	その他の廊下（単位 平方メートル）
(一)	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校における児童用又は生徒用のもの		2.30L	1.80L
(二)	病院における患者用のもの、共同住宅の住戸若しくは住室の床面積の合計が百平方メートルを超える階における共用のもの又は三室以下の専用のものを除き居室の床面積の合計が二百平方メートル（地階にあっては、百平方メートル）を超える階におけるもの		1.60L	1.20L
(三)	①及び②に掲げる廊下以外のもの		1.20L	
この表において、Lは、廊下等の長さ（単位 メートル）を表すものとする。				

二 階段

階段の用途		階段の部分	段がある部分（単位 平方メートル）	踊場（単位 平方メートル）
(一)	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）における児童用のもの		2.28H	1.68
(二)	中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）、高等学校若しくは中等教育学校における生徒用のもの又は物品販売業（物品加工修理業を含む。以下同じ。）を営む店舗で床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場における客用のもの		2.03H	1.68
(三)	直上階の居室の床面積の合計が二百平方メートルを超える地上階又は居室の床面積の合計が百平方メートルを超える地階若しくは地下		1.44H	1.44

	工作物内におけるもの		
(四)	(一)から(三)までに掲げる階段以外のもの	0.78H	0.90
この表において、Hは、階段の高さ（単位メートル）を表すものとする。			

三 傾斜路

傾斜路の用途	傾斜路の部分	傾斜がある部分（単位平方メートル）	踊場（単位平方メートル）
(一)	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校若しくは中等教育学校における児童用若しくは生徒用のもの又は物品販売業を営む店舗で床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場における客用のもの	11.20H	1.68
(二)	直上階の居室の床面積の合計が二百平方メートルを超える地上階又は居室の床面積の合計が百平方メートルを超える地階若しくは地下工作物内におけるもの	9.60H	1.44
(三)	(一)及び(二)に掲げる傾斜路以外のもの	6.00H	0.90
この表において、Hは、傾斜路の高さ（単位メートル）を表すものとする。			

四 エレベーター（かごに係る部分に限る。） 一・一〇（単位平方メートル）

五 便所（車いす使用者用便房に係る部分に限る。） 一・〇〇（単位平方メートル）

六 駐車場（車いす使用者用駐車施設に係る部分に限る。） 十五・〇〇（単位平方メートル）

附 則

- この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 平成十五年国土交通省告示第二百六十二号は、廃止する。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百八十九号

第一 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）第三条第一項第三号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次の各号のいずれかに該当するものである場合とする。

- 一 勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 二 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 三 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

第二 建築物移動等円滑化誘導基準第四条第八号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一第三号に定めるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第三 建築物移動等円滑化誘導基準第六条第一項第七号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一各号のいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第四 建築物移動等円滑化誘導基準第十六条ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、道等から案内設備までの経路が第一第三号に定めるもの又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十一条第二項に定める基準に適合するものである場合とする。

#### 附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十三号は、廃止する。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車いす使用者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百八十八号

第一 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）第三条第二項に規定する車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分とする。

第二 建築物移動等円滑化誘導基準第五条ただし書に規定する車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、階段が車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合とする。

第三 建築物移動等円滑化誘導基準第六条第二項に規定する車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分とする。

第四 建築物移動等円滑化誘導基準第十一条第三項に規定する車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分とする。

#### 附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十四号は、廃止する。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定によりエレベーターのかご内及び乗降ロビーに設ける制御装置を視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする方法を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百八十七号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第七条第六項第二号に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により視覚障害者の利用上支障がないエレベーター及び乗降ロビーを定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百八十六号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第七条第六項ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合とする。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十五号は、廃止する。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件

平成十八年十二月十五日  
国土交通省告示第千四百八十五号  
最終改正 平成二十一年八月四日  
国土交通省告示第八百五十九号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第八条の規定に基づき、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を次のように定める。

第一 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）第八条に規定する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、次に掲げるものとする。

一 車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が十五メートル毎分以下で、かつ、その床面積が二・二五平方メートル以下のものであって、昇降行程が四メートル以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの

二 車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に二枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を三十メートル毎分以下とし、かつ、二枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの

第二 建築物移動等円滑化誘導基準第八条に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

一 第一第一号に掲げるエレベーターにあつては、次に掲げるものであること。

イ 平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第九号に規定するものとする。

ロ かごの幅は七十センチメートル以上とし、かつ、奥行きは百二十センチメートル以上とすること。

ハ 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。

二 第一第二号に掲げるエスカレーターにあつては、平成十二年建設省告示第千四百十七号第一ただし書に規定するものであること。

#### 附 則

1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

2 平成十五年国土交通省告示第二百六十六号は、廃止する。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車いす使用者用浴室等の構造を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百八十四号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第十条第二項第三号イに規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十七号は、廃止する。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を視覚障害者に示す方法を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百八十三号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第十五条第二項に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の規定により認定特定建築物が特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定を受けている旨の表示を付することができるものを定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百八十二号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第十二条第一項第三号に規定する国土交通大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 宣伝用物品
- 二 情報を提供するために作成する電磁的記録

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十八号は、廃止する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十四条の規定に基づく国土交通大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百八十一号

第一 特定建築物にあっては、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）に適合すること。

第二 特定建築物以外の建築物にあっては、建築物特定施設（高齢者、障害者等の利用上支障がない部分を除く。）が次に掲げる基準に適合すること。

一 出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

二 廊下その他これに類するものは、次に掲げるものであること。

イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

ロ 幅は、住宅の用途に供する部分に設けるものにあつては八十五センチメートル（柱等の箇所にあつては八十センチメートル）以上、住宅の用途に供する部分以外の部分に設けるものにあつては九十センチメートル以上とすること。

ハ 段を設ける場合においては、当該段は、次号に定める構造に準じたものとする。

ニ 第一号に定める構造の出入口に接する部分は、水平とすること。

三 階段は、次に掲げるものであること。

イ 手すりを設けること。

ロ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

四 便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を一以上設けること。

イ 腰掛便座及び手すりの設けられた便房があること。

ロ イに掲げる便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

ハ イに掲げる便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。

五 敷地内の通路は、次に掲げるものであること。

イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

ロ 直接地上へ通ずる第一号に定める構造の出入口から道又は公園、広場その他の空地に至る敷地内の通路のうち、一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

(1) 幅は、九十センチメートル以上とすること。

(2) 段を設ける場合においては、当該段は、第三号に定める構造に準じたものとする。

附 則

1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

2 平成十五年国土交通省告示第二百七十五号は、廃止する。

## 移動等円滑化の促進に関する基本方針

平成十八年十二月十五日  
改正 平成二十三年三月三十一日  
国家公安委員会  
総務省告示第一号  
国土交通省

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること（以下「移動等円滑化」という。）の促進に関する基本方針について、国、地方公共団体、高齢者、障害者等、施設設置管理者その他の関係者が互いに連携協力しつつ移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進していくため、以下のとおり定める。

### 一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項

#### 1 移動等円滑化の意義

我が国においては、世界のどの国もこれまで経験したことがない本格的な高齢社会を迎え、今後更なる高齢化が進展すると見込まれており、高齢者の自立と社会参加による、健全で活力ある社会の実現が求められている。また、今日、障害者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す、ノーマライゼーションの理念の社会への浸透が進み、自立と共生の理念の下、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現が求められている。

このような社会の実現のためには、高齢者、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築することが重要であり、そのための環境の整備を一刻も早く推進していくことが求められている。移動及び施設の利用は、高齢者、障害者等が社会参加をするための重要な手段であることから、移動等円滑化を促進することは、このような社会の実現のために大きな意義を持つものである。

また、移動等円滑化の促進は、高齢者、障害者等の社会参加を促進するのみでなく、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、全ての利用者に利用しやすい施設及び車両等の整備を通じて、国民が生き生きと安全に暮らせる活力ある社会の維持に寄与するものである。

なお、法にいう障害者には、身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含む全ての障害者で身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれること並びに身体の機能上の制限には、知的障害者、精神障害者及び発達障害者等の知覚面又は心理面の働きが原因で発現する疲れやすさ、喉の渇き、照明への反応、表示の分かりにくさ等の負担の原因となる様々な制約が含まれることから、法が促進することとしている移動等円滑化には、このような負担を軽減することによる移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することも含まれることに留意する必要がある。

また、移動等円滑化を進めるに当たっては、高齢者、障害者等の意見を十分に聴き、それを反映させることが重要である。

#### 2 移動等円滑化の目標

移動等円滑化を実現するためには、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設について移動等円滑化のための措置が講じられることが重要である。

したがって、法では、これらの施設を設置し、又は管理する者に対して移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努める一般的な責務を課すとともに、これらの施設の中で、特に日常生活及び社会生活において通常移動手段として用いられ、又は通常利用される旅客施設及び車両等、一定の道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の各々について、新設等に際し各々に対応した移動等円滑化基準への適合を義務付けることとしている。

また、市町村が定める重点整備地区において、移動等円滑化に係る特定事業その他の事業が法第二十五条第一項の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）に即して重点的かつ一体的に実施されることとしている。

移動等円滑化の促進に当たっては、国、地方公共団体、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者が必要に応じて緊密に連携しながら、法に基づく枠組みの活用等により、次に掲げる事項を達成することを目標とする。

## (1) 旅客施設

### ① 鉄道駅及び軌道停留場

一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上である鉄道駅及び軌道停留場（以下「鉄軌道駅」という。）については、平成三十二年度までに、原則として全てについて、エレベーター又はスロープを設置することを始めとした段差の解消、ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備の整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行うこととする。また、これ以外の鉄軌道駅についても、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

ホームドア又は可動式ホーム柵については、視覚障害者の転落を防止するための設備として非常に効果が高く、その整備を進めていくことが重要である。そのため、車両扉の統一等の技術的困難さ、停車時分の増大等のサービス低下、膨大な投資費用等の課題について総合的に勘案した上で、優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進する。

### ② バスターミナル

一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上であるバスターミナルについては、平成三十二年度までに、原則として全てについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、これ以外のバスターミナルについても、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

### ③ 旅客船ターミナル

一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上である旅客船ターミナルについては、平成三十二年度までに、原則として全てについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、高齢化の進む離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについては、地域の実情を踏まえて順次、移動等円滑化を実施する。また、これ以外の旅客船ターミナルについても、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

### ④ 航空旅客ターミナル施設

一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上である航空旅客ターミナル施設については、平成三十二年度までに、原則として全てについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、これ以外の航空旅客ターミナル施設についても、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

## (2) 車両等

### ① 鉄道車両及び軌道車両

総車両数約五万二千両のうち約七十パーセントに当たる約三万六千四百両について、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。

### ② バス車両

総車両数約六万台からバス車両の構造及び設備に関する移動等円滑化基準の適用除外認定車両（以下「適用除外認定車両」という。）約一万台を除いた約五万台のうち、約七十パーセントに当たる約三万五千台について、平成三十二年度までに、ノンステップバスとする。適用除外認定車両については、平成三十二年度までに、その約二十五パーセントに当たる約二千五百台をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、可能な限りの移動等円滑化を実施する。

### ③ タクシー車両

平成三十二年度までに、約二万八千台の福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシー（流し営業にも活用されることを想定し、身体障害者のほか、高齢者や妊産婦、子供連れの人等、様々な人が利用できる構造となっている福祉タクシー車両をいう。）を含む。）を導入する。

### ④ 船舶

総隻数約八百隻のうち約五十パーセントに当たる約四百隻について、平成三十二年度までに、移動

等円滑化を実施する。また、一日当たりの平均的な利用者数が五千人以上である旅客船ターミナルに就航する船舶については、平成三十二年度までに、原則として全て移動等円滑化を実施する。

さらに、これ以外の船舶についても、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、可能な限りの移動等円滑化を実施する。

⑤ 航空機

総機数約五百三十機のうち約九十パーセントに当たる約四百八十機について、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。

(3) 道路

原則として重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する全ての道路について、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。

(4) 都市公園

① 園路及び広場

園路及び広場（特定公園施設であるものに限る。以下同じ。）の設置された都市公園の約六十パーセントについて、平成三十二年度までに、園路及び広場の移動等円滑化を実施する。

② 駐車場

駐車場の設置された都市公園の約六十パーセントについて、平成三十二年度までに、駐車場の移動等円滑化を実施する。

③ 便所

便所の設置された都市公園の約四十五パーセントについて、平成三十二年度までに、便所の移動等円滑化を実施する。

(5) 路外駐車場

特定路外駐車場の約七十パーセントについて、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。

(6) 建築物

二千平方メートル以上の特別特定建築物の総ストックの約六十パーセントについて、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。

(7) 信号機等

重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等については、平成三十二年度までに、原則として全ての当該道路において、音響信号機、高齢者等感応信号機等の信号機の設置、歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等の移動等円滑化を実施する。

二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項

施設設置管理者は、利用者の利便性及び安全性の向上を図る観点から、施設及び車両等の整備、適切な情報の提供並びに職員等関係者に対する適切な教育訓練について関係者と連携しながら、1から3までに掲げる各々の措置を適切に講ずることにより、移動等円滑化を進めることが必要である。

施設設置管理者がこれらの措置を実施するに当たっては、その措置が効果的に実施されるよう、地域の実情を把握している市町村等の関係者と連携することにより、可能な限り利便性の高い動線の確保等他の施設との連続性に配慮した措置を実施し、かつ、自らが設置し、又は管理する施設に設置される設備について、施設の特性に応じて可能な限り時間的な制約がなく利用できる等移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、公共交通事業者等にあつては、複数の事業者間又は鉄道及びバス等複数の交通機関間を乗り継ぐ際の旅客施設内の移動等円滑化にも十分配慮することが重要である。

また、施設設置管理者は、施設及び車両等の整備に当たっては、移動等円滑化のために講ずる措置について具体的な実施計画を策定すること等により順次計画的に移動等円滑化を進めていくこと、高齢者、障害者等が障害のない者と共に利用できる形での施設整備を図るユニバーサルデザインの考え方に十分留意すること、高齢者、障害者等の意見を反映させるために可能な限り計画策定等への参画を得ること等必要な措置を講ずるよう努めることが重要である。

1 施設及び車両等の整備

移動等円滑化を図るためには、まず、施設及び車両等についてのハード面の整備が必要である。したがって、法では、施設設置管理者が、自らが設置し、又は管理する旅客施設及び車両等、一定の道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物を新設等するときは、当該施設及び車両等の移動等円滑化基準への適合が義務付けられており、また、既存の施設及び車両等については、施設設置管理者は、当該施設及び車両等

を移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めることとされている。

施設設置管理者が、施設及び車両等について移動等円滑化のために必要な措置を講ずる際には、次に掲げる観点が重要である。

イ 高齢者、障害者等が施設内外の移動及び施設の利用を円滑に行うために必要な施設及び設備を整備し、連続した移動経路を一以上確保すること。また、経路確保に当たっては、高齢者、障害者等の移動上の利便性及び安全性の確保に配慮すること。

ロ 便所等附属する設備を設置する場合は、一以上は障害者対応型にするなど、高齢者、障害者等の利用に配慮したものによること。

ハ 車両等にあつては、高齢者、障害者等の乗降及び車内での移動が容易にできるように必要な措置を講ずること。

ニ 旅客施設及び車両等にあつては、運行情報等公共交通機関を利用する上で必要な情報を提供するために必要な設備を整備すること。

なお、移動等円滑化基準に定められていない内容であっても、上記の観点等から移動等円滑化に資すると考えられる措置については、施設設置管理者はこれを積極的に実施していくよう努力することが望ましい。

特に、建築物の移動等円滑化に関しては、移動等円滑化が義務化されていない特定建築物の移動等円滑化にも積極的に取り組むことが望ましい。特定建築物の新築時等における移動等円滑化に当たっては、ユニバーサルデザインの考え方に配慮した整備が求められているとともに、建築物ストックの長寿命化等その有効活用が求められていることから、誘導的な建築物移動等円滑化基準に適合する特定建築物について容積率の特例及び表示制度等を措置している認定特定建築物制度を積極的に活用することが望ましい。

## 2 適切な情報の提供

移動等円滑化を図るためには、施設及び車両等についてのハード面の整備のみならず、施設設置管理者が利用者に対して必要な情報を適切に提供することが必要である。

その際には、利用する高齢者、障害者等のニーズ、施設及び設備の用途等に応じて、例えば、路線案内、運賃案内及び運行情報等利用に当たって必要となる情報並びに緊急時の情報について、視覚情報として大きな文字又は適切な色の組合せを用いて見やすく表示すること、また、聴覚情報としてはっきりした音声により聞き取りやすく放送すること、その他図記号又は平仮名による表示の併記等を行うこと等、分かりやすく提供することに留意する必要がある。さらに、必要な情報について事前に把握できるよう、施設及び設備等に関する情報についてインターネットやパンフレット等により提供することが望ましい。

## 3 職員等関係者に対する適切な教育訓練

移動等円滑化を図るためには、施設及び車両等についてのハード面の整備のみならず、職員等関係者による適切な対応が必要であることに鑑み、施設設置管理者は、その職員等関係者が高齢者、障害者等の多様なニーズ及び特性を理解した上で、正当な理由なくこれらの者による施設及び車両等の利用を拒むことなく、円滑なコミュニケーションを確保する等適切な対応を行うよう継続的な教育訓練を実施する必要がある。

そのため、施設設置管理者は、高齢者、障害者等の意見を反映した対応マニュアルの整備及び計画的な研修の実施等をPDCAサイクルとして実施することにより、職員等関係者の教育訓練を更に充実させるよう努めるべきである。なお、その過程において、高齢者、障害者等の参画を得ることが望ましい。

## 三 基本構想の指針となるべき事項

市町村は、基本構想を作成する場合には、次に掲げる事項に基づいて作成する必要がある、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者は、これらの事項に留意する必要がある。

### 1 重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項

#### (1) 重点整備地区における移動等円滑化の意義

地域における高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するためには、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、建築物等の生活関連施設及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設について、一体的に移動等円滑化が図られていることが重要である。そのため、基本構想において、生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区を重点整備地区として定め、生活関連施設及び生活関連経路の移動等円滑化に係る各種事業を重点的かつ一体的に推進することが必要である。

#### (2) 基本構想に即した各種事業の重点的かつ一体的な推進のための基本的視点

基本構想に即した各種事業の推進については、次に掲げる基本的視点が重要である。

① 市町村の基本構想作成による事業の効果的な推進

重点整備地区における移動等円滑化に対する取組は、当該地区に最も身近な行政主体でありその地区における特性を十分に把握している市町村が、施設設置管理者、都道府県公安委員会等事業を実施すべき主体はもとより、高齢者、障害者等の関係者と協議等を行いながら基本構想を作成することにより、これらの事業の効果的な推進が図られることが重要である。

② 基本構想作成への関係者の積極的な協力による事業の一体的な推進

移動等円滑化に係る事業の実施主体となる施設設置管理者、都道府県公安委員会等及び高齢者、障害者等の関係者は基本構想の作成に積極的に協力し、各種事業を一体的に推進していくことが必要である。

③ 地域住民等の理解及び協力

重点整備地区における移動等円滑化を図るに当たり、基本構想に位置付けられた各種事業が円滑に実施されるためには、地域住民等の理解及び協力が重要である。

(3) 基本構想作成に当たっての留意事項

市町村は、効果的に移動等円滑化を推進するため、次に掲げる事項に留意して基本構想を作成する必要がある。

① 目標の明確化

各種事業の実施に当たっては、当該重点整備地区における移動等円滑化について、市町村を始め、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者の施策を総合的に講ずる必要があることから、各者間で共通認識が醸成されることが重要である。したがって、基本構想には、地域の実情に応じ、可能な限り具体的かつ明確な目標を設定する。

② 都市計画との調和

基本構想の作成に当たっては、都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二第一項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「市町村マスタープラン」という。）との調和が保たれている必要がある。

③ 地方自治法に規定する基本構想との整合性

市町村は、その事務を処理するに当たっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項に規定する基本構想に即して行う必要があるため、基本構想もこの基本構想に即していなければならない。

④ 地方公共団体の移動等円滑化に関する条例、計画、構想等との調和

地方公共団体において、移動等円滑化に関する条例、計画、構想等を有している場合は、基本構想はこれらとの調和が保たれている必要がある。特に、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第九条第三項に規定する市町村障害者計画、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画等の市町村が定める高齢者、障害者等の福祉に関する計画及び中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条に規定する基本計画等都市機能の増進に関する計画との調和が保たれていることに留意する必要がある。

⑤ 各種事業の連携と集中実施

移動等円滑化に係る各種の事業が相互に連携して相乗効果を生み、連続的な移動経路の確保が行われるように、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者間で必要に応じて十分な調整を図って整合性を確保するとともに、事業の集中的かつ効果的な実施を確保する。

また、複数の事業者間又は鉄道及びバス等複数の交通機関間を乗り継ぐ際の旅客施設内の移動等円滑化並びに当該市町村においてタクシー事業者、自家用有償旅客運送者等が行っているスペシャル・トランスポート・サービス（要介護者等であって単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者を対象に、必要な介護などと連続して、又は一体として行われる個別的な輸送サービスをいう。）の在り方にも十分配慮する。

さらに、特定事業に係る費用の負担については、当該事業の性格を踏まえた適切な役割分担に応じた関係者間の負担の在り方について十分な調整を図って関係者間の共通認識を確保する。

⑥ 高齢者、障害者等の提案及び意見の反映

施設及び車両等の利用者である高齢者、障害者等を始め関係者の参画により、関係者の意見が基本

構想に十分に反映されるよう努める。このため、基本構想の作成に当たっては、法第二十六条に規定する協議会（以下「協議会」という。）を積極的に活用し、高齢者、障害者等の参画を得ることが求められる。この際、既に同条第二項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用している場合、又は、他の法令に基づいて同項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用しようとする場合は、当該協議体制度を協議会と位置付けることも可能である。なお、意見を求めるべき障害者には、視覚、聴覚、内部障害等の身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者も含まれることに留意する必要がある。

また、法第二十七条に規定する基本構想の作成等に係る提案制度が積極的に活用されるよう環境の整備に努めるとともに、当該提案を受けた際には、その内容について十分な検討を加えることが求められる。

#### ⑦ 段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）

移動等円滑化の内容については、基本構想作成に係る事前の検討段階から事後の評価の段階に至るまで、高齢者、障害者等の利用者及び住民が積極的に参加し、この参加プロセスを経て得られた知見を共有化し、スパイラルアップを図ることが望まれる。

そのため、市町村は、基本構想が作成された後も、施設を利用する高齢者、障害者等の利用の状況並びに重点整備地区における移動等円滑化のための施設及び車両等の整備状況等を把握するとともに、協議会の活用等により基本構想に基づき実施された事業の成果について評価を行い、それに基づき、必要に応じ、基本構想の見直し及び新たな基本構想の作成を行うことが望ましい。

また、法附則第二条第二号の規定による廃止前的高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）第六条第一項の規定により作成された基本構想については、法の趣旨を踏まえ、見直しを行うことが重要であることに留意する必要がある。

## 2 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項

### (1) 重点整備地区の要件

法では、市町村は、法第二条第二十一号イからハまでに掲げる要件に該当するものを、移動等円滑化に係る事業を重点的かつ一体的に推進すべき重点整備地区として設定することができることとされている。また、重点整備地区の区域を定めるに当たっては、次に掲げる要件に照らし、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて行うことが必要である。

#### ① 「生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」（法第二条第二十一号イ）

生活関連施設に該当する施設としては、相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要である。

また、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区をいい、地区全体の面積がおおむね四百ヘクタール未満の地区であって、原則として、生活関連施設のうち特定旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね三以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であると見込まれることが必要である。

なお、重点整備地区を設定する際の要件として、特定旅客施設が所在することは必ずしも必須とはならないが、連続的な移動に係る移動等円滑化の確保の重要性に鑑み、特定旅客施設を含む重点整備地区を設定することが引き続き特に求められること、及び特定旅客施設の所在地を含む重点整備地区を設定する場合には、法第二十五条第三項の規定に基づき当該特定旅客施設を生活関連施設として定めなければならないとされていることに留意する必要がある。

#### ② 「生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。」（法第二条第二十一号ロ）

重点整備地区は、重点的かつ一体的に移動等円滑化のための事業を実施する必要がある地区であることが必要である。

このため、高齢者、障害者等の徒歩若しくは車椅子による移動又は施設の利用の状況、土地利用及び諸機能の集積の実態並びに将来の方向性、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断して、当該地区における移動等円滑化のための事業に一体性があり、当該事業の実施が特に必要であると認められることが必要である。

- ③ 「当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。」（法第二条第二十一号ハ）

高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能など都市が有する様々な機能の増進を図る上で、移動等円滑化のための事業が重点的に、かつ、各事業の整合性を確保して実施されることについて、実現可能性及び集中的かつ効果的な事業実施の可能性等の観点から判断して、有効かつ適切であると認められることが必要である。

(2) 留意事項

市町村は、重点整備地区を定めるに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

① 重点整備地区の数

市町村内に特定旅客施設が複数ある場合等、生活関連施設の集積の在り方によっては、複数の重点整備地区を設定することも可能であるが、当該生活関連施設相互間の距離、移動の状況等地域の実情から適当と判断される場合には、一つの重点整備地区として設定することも可能である。

② 複数の市町村及び都道府県の協力

生活関連施設の利用者が複数の市町村にまたがって移動しており、重点整備地区の範囲が複数の市町村にまたがる場合など、当該市町村が利用者の移動の実態に鑑み適当であると認めるときは、共同して基本構想を作成し、一体的に推進していくことが重要である。

また、これらの施設が大規模であり、利用者が広域にわたり、かつ、関係者間の調整が複雑となるような場合には、協議会への参加を求める等により都道府県の適切な助言及び協力を求めることが重要である。

③ 重点整備地区の境界

重点整備地区の境界は、可能な限り市町村の区域内の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めることが必要である。

3 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項

重点整備地区において長期的に実現されるべき移動等円滑化の姿を明らかとする観点から、生活関連施設、生活関連経路等については次に掲げるとおり記載することが望ましい。

(1) 生活関連施設

生活関連施設を選定するに当たっては、2(1)に留意するほか、既に移動等円滑化されている施設については、当該施設内の経路について、生活関連経路として移動等円滑化を図る場合等、一体的な移動等円滑化を図る上で対象と位置付けることが必要な施設につき記載するものとする。また、当面移動等円滑化のための事業を実施する見込みがない施設については、当該施設相互間の経路について、生活関連経路として移動等円滑化を図る場合等、一体的な移動等円滑化を図る上で対象と位置付けることが必要な施設につき、生活関連施設として、長期的展望を示す上で必要な範囲で記載することにも配慮する。

(2) 生活関連経路

生活関連経路についても(1)同様、既に移動等円滑化されている経路については、一体的な移動等円滑化を図る上で対象として位置付けることが必要な経路につき記載するものとする。また、当面移動等円滑化のための事業実施の見込みがない経路については、長期的展望を示す上で必要な範囲で記載することにも配慮する。

(3) 移動等円滑化に関する事項

基本構想の対象となる施設及び車両等において実施される移動等円滑化の内容について記載するものとする。当面具体的な事業実施に見込みがないものについては、事業実施の見込みが明らかになった段階で記載内容を追加又は変更する等基本構想を見直し、移動等円滑化の促進を図るものとする。

4 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項

(1) 特定事業

特定事業としては、公共交通特定事業、道路特定事業に加え、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業があり、各々の事業の特性を踏まえ、必要となる事業について基本構想に記載するものとする。

なお、法第二十五条第二項第四号括弧書に規定されているとおり、旅客施設の所在地を含まない重点整備地区にあっては、当該重点整備地区と同一の市町村の区域内に所在する特定旅客施設との間の円滑な移動を確保するために、当該特定旅客施設の移動等円滑化を図る事業及び当該重点整備地区と当該特定旅客施設を結ぶ特定車両の移動等円滑化を図る事業についても、公共交通特定事業として記載することが可能である。

一般的には、建築物特定事業の対象となり得る生活関連施設である建築物が多数存在することから、基本構想作成時の協議及び事業実施を確実かつ円滑に行うためには、対象となる生活関連施設の規模及び利用状況等、他の特定事業との関連等について、当該地域の実情に照らして判断し、必要性等の高いものから基本構想に順次位置付けていくことが望ましい。

また、事業の着手予定時期、実施予定期間について可能な限り具体的かつ明確に記載することとし、当面事業の実施の見込みがない場合にあっては、事業の具体化に向けた検討の方向性等について記載し、事業が具体化した段階で、基本構想を適宜変更して事業の内容について記載を追加するものとする。

## (2) その他の事業

その他の事業としては、特定旅客施設以外の旅客施設、生活関連経路を構成する駅前広場、通路等（河川施設、港湾施設、下水道施設等が生活関連経路を構成する場合にあっては、これらの施設を含む。）の整備があり、おおむねの事業内容を基本構想に記載するものとする。

## (3) 留意事項

市町村は、基本構想を作成しようとするときは、これに定めようとする特定事業その他の事業に関する事項について、関係する施設設置管理者、都道府県公安委員会等と十分に協議することが必要であり、事業の記載に当たっては、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用の状況、都市計画及び市町村マスタープランの位置付け、事業を実施することとなる者の意向等を踏まえることが重要である。

また、特定事業を記載するに当たっては、事業を実施することとなる者の意向等を踏まえること並びに関連する特定事業間の連携及び調整を図ることが必要不可欠であることから、協議会制度を有効に活用し、基本構想の作成及び事業実施の円滑化を図ることが求められる。なお、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならないこととされていることに留意する必要がある。

特定事業その他の事業については、合理的かつ効率的な施設及び車両等の整備及び管理を行うことを念頭に、生活関連施設及び生活関連経路の利用者、利用状況及び移動手段並びに生活関連経路周辺の道路交通環境及び居住環境を勘案して記載することが必要である。この際、特定事業その他の事業の実施に当たっては、交通の安全及び円滑の確保並びに生活環境の保全についても配慮する必要があることに留意する必要がある。また、交通安全特定事業のうち違法駐車行為の防止のための事業に関しては、歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上等の自動二輪車等の違法駐車、横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車等、移動等円滑化を特に阻害する違法駐車行為の防止に資する事業が重点的に推進されるとの内容が基本構想に反映されるよう留意する必要がある。

## 5 4に規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

### (1) 土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関する基本的な事項

重点整備地区における重点的かつ一体的な移動等円滑化を図るために実施される4に規定する事業を実施する場合、重点整備地区における市街地の状況並びに生活関連施設及び生活関連経路の配置の状況によっては、これらの事業を単独で行うのではなく、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業と併せて行うことが効果的な場合がある。

#### ① 具体的事業の内容

4に規定する事業と併せて行う事業の選択に当たっては、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用の状況、都市計画及び市町村マスタープランの位置付け等を踏まえて判断することが重要である。

## ② 記載事項

基本構想には、事業の種類、おおむねの位置又は区域等をそれぞれ記載するものとする。

なお、土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例を活用し、土地区画整理事業と併せて生活関連施設又は一般交通用施設（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第五項に規定する公共施設を除く。）であって基本構想において定められた施設を整備しようとする場合には、それぞれの施設の主な用途、おおむねの位置等についても記載する必要がある。

### (2) 自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項

移動等円滑化の妨げとなっている自転車その他の車両の放置及び違法駐車を防止するための抜本的な施策として、駐輪場等自転車その他の車両の駐車のための施設を特定事業その他の事業と一体的に整備することは極めて有効であることから、具体的な位置等これらの整備に関するおおむねの内容を記載するほか、その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項について記載することとする。

### (3) その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

#### ① 推進体制の整備

基本構想到位置付けられた各種の事業を円滑かつ効果的に実施していくためには、基本構想の作成段階又は基本構想に基づく各種の事業の準備段階から、関係者が十分な情報交換を行いつつ連携を図ることが必要であり、協議会を有効に活用することが求められる。

#### ② 事業推進上の留意点

##### イ 地域特性等の尊重及び創意工夫

各種の事業の実施に当たっては、事業効果を高めるため、地域特性等を尊重して、様々な創意工夫に努めることが重要である。

##### ロ 積雪及び凍結に対する配慮

積雪及び凍結により移動の利便性及び安全性が損なわれる可能性がある場合は、積雪時及び路面凍結時の安全かつ円滑な移動のための措置を講ずるよう努めることが必要である。

##### ハ 特定事業に関する公的な支援措置の内容

基本構想到即して特定事業を円滑に実施するため公的な支援措置が講じられる場合には、その内容を明確にすることが重要である。

##### ニ 基本構想到即した特定事業計画の作成上の留意事項

施設設置管理者及び都道府県公安委員会が基本構想到即して特定事業計画を作成するに当たっては、早期作成の重要性を十分認識するとともに、協議会を活用することによって当事者である高齢者、障害者等を始め関係者の参画を図ること等により、関係者の意見が特定事業計画に十分に反映されるよう努めることが重要である。

##### ホ 基本構想作成後の特定事業その他の事業の実施状況の把握等

基本構想作成後、特定事業その他の事業が早期に、かつ、当該基本構想で明記された目標に沿って順調に進展するよう、市町村は、事業の実施状況の把握、これに係る情報提供、協議会の活用等による事業を実施すべき者との連絡調整の適切な実施等事業の進展に努めることが必要である。

##### ヘ 高齢者、障害者等への適切な情報提供

施設設置管理者及び都道府県公安委員会は、高齢者、障害者等に対して、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な情報を適切に提供するよう努めることが重要である。

#### ③ その他基本構想の作成及び事業の実施に当たっての留意事項

基本構想は、市町村の発意及び主体性に基づき自由な発想で作成されるものであるため、この基本方針の三に定めのない事項についても基本構想到記載することが望ましい。

## 四 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

### 1 国の責務及び講ずべき措置

#### (1) 国の責務（スパイラルアップ及び心のバリアフリー）

国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講

ずるよう努めることにより、スパイラルアップを図るものとする。

また、移動等円滑化を進めるためには、施設及び車両等の整備のみならず、国民の高齢者、障害者等に対する理解及び協力、すなわち国民の「心のバリアフリー」が不可欠であることを踏まえ、国は広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する関係者の連携及び国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努める。

#### (2) 設備投資等に対する支援、情報提供の確保及び研究開発等

施設設置管理者等による移動等円滑化のための措置を促進するため、設備投資等に対する必要な支援措置を講ずる。

また、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を確保するためには、施設設置管理者等による移動等円滑化のための事業の実施状況に関する情報が利用しやすい形で提供される必要があることから、国は、施設設置管理者等による移動等円滑化のための事業の実施状況に関する情報が確実に収集され、利用しやすいよう加工された上で、利用者に提供されるような環境の確保に努めることとする。

さらに、国は、移動等円滑化を目的とした施設及び車両等に係る新たな設備等（情報を提供する手法に係るものを含む。以下同じ。）の実用化及び標準化、既存の設備等の利便性及び安全性の向上、新たな設備等の導入に係るコストの低減化等のための調査及び情報通信技術等の研究開発の促進を図るとともに、それらの成果が幅広く活用されるよう、施設設置管理者等に提供するほか、地方公共団体による移動等円滑化のための施設の整備に対する主体的な取組を尊重しつつ、地方公共団体が選択可能な各種支援措置の整備を行う。

#### 2 地方公共団体の責務及び講ずべき措置

地方公共団体は、地域住民の福祉の増進を図る観点から、国の施策に準じ、1に掲げる責務を果たすとともに、措置を講ずることが必要である。特に、地域の実情に即して、移動等円滑化のための事業に対する支援措置、移動等円滑化に関する地域住民の理解を深めるための広報活動等移動等円滑化を促進するために必要な措置を総合的かつ計画的に講ずるよう努めることが必要である。

なお、建築物の移動等円滑化に関しては、地方公共団体が所要の事項を条例に定めることにより、地域の実情に応じた建築物の移動等円滑化を図ることが可能な仕組みとなっているので、積極的な活用に努めることが必要である。また、建築物の部分のうち駅等に設けられる一定の要件を満たす通路等については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第十四項第一号の規定による容積率制限の特例を受けることが可能であるので、同法に規定する特定行政庁は、当該規定の適切な運用に努めることが重要である。

#### 3 施設設置管理者以外の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置又は管理する者の責務

高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現するために、地下街、自由通路、駅前広場その他の高齢者、障害者等が日常生活及び社会生活において移手段として利用し得る施設を設置し、又は管理する者においても、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めることが必要である。

#### 4 国民の責務（心のバリアフリー）

国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性並びにそのために高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現することの必要性について理解を深めるよう努めなければならない。その際、外見上分かりづらい聴覚障害、内部障害、精神障害、発達障害など、障害には多様な特性があることに留意する必要がある。

また、視覚障害者誘導用ブロック上への駐輪、車椅子使用者用駐車施設への駐車等による高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないことのみならず、必要に応じ高齢者、障害者等の移動及び施設の利用を手助けすること等、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を確保することに積極的に協力することが求められる。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第14条に基づく地方条例の概要（2016年12月現在）

### (1) 特別特定建築物の義務付け対象規模の設定状況

	特別支援学校	病院又は診療所	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	集会場、又は公会堂	展示場	百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗	ホテル又は旅館	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（全として高齢者、障害者等が利用するものに限る）	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	体育館、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る）若しくはボートリング場又は遊技場	博物館、美術館又は図書館
政令	第5条第一号	第5条第二号	第5条第三号	第5条第四号	第5条第五号	第5条第六号	第5条第七号	第5条第八号	第5条第九号	第5条第十号	第5条第十一号	第5条第十二号
岩手県	—	1000㎡以上	—	—	—	—	—	—	1,000㎡以上	1000㎡以上※1	—	—
山形県	1,000㎡以上	1,000㎡以上	—	—	—	—	—	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上※1	—	—
埼玉県	全ての規模	全ての規模※1	※2	全ての規模	200㎡以上	200㎡以上※3	200㎡以上	全ての規模	全ての規模	全ての規模	500㎡	全ての規模
東京都	全ての規模	全ての規模※1	1,000㎡以上	全ての規模※2	1,000㎡以上	500㎡以上	1,000㎡以上	全ての規模	全ての規模	全ての規模	1,000㎡以上	全ての規模
世田谷区	全ての規模	全ての規模※1	1,000㎡以上	全ての規模※2	1,000㎡以上	200㎡以上	1,000㎡以上	全ての規模	全ての規模	全ての規模	1,000㎡以上	全ての規模
練馬区	全ての規模	全ての規模※1	1,000㎡以上	全ての規模※2	1,000㎡以上	200㎡以上	1,000㎡以上	全ての規模	全ての規模	全ての規模	1,000㎡以上	全ての規模
神奈川県	500㎡以上	500㎡以上	1,000㎡以上	500㎡以上	1,000㎡以上	500㎡以上	1,000㎡以上	500㎡以上	500㎡以上	500㎡以上	1,000㎡以上	500㎡以上
横浜市	1000㎡以上	全ての規模	300㎡以上	※1	1000㎡以上	300㎡以上	1,000㎡以上	全ての規模	全ての規模	全ての規模	1,000㎡以上	全ての規模
川崎市	全ての規模	全ての規模※1	1,000㎡以上	500㎡以上	1,000㎡以上	500㎡以上	1,000㎡以上	全ての規模	全ての規模	全ての規模	1,000㎡以上	全ての規模
石川県	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上
長野県	1,000㎡以上	1,000㎡以上	—	—	—	—	—	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	—	—
高山市	全ての規模	全ての規模※1	500㎡以上	1000㎡以上	1000㎡以上	500㎡以上	1000㎡以上	全ての規模	全ての規模	全ての規模	1000㎡以上	全ての規模
京都府	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	—	1,000㎡以上
京都市	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	—	1,000㎡以上
大阪府	全ての規模※1	全ての規模※1	500㎡以上	全ての規模※1※2	500㎡以上	200㎡以上※1	1,000㎡以上	全ての規模※1	全ての規模※1	全ての規模※1	1,000㎡以上	全ての規模※1
兵庫県	全ての規模	全ての規模	全ての規模	全ての規模	100㎡以上	100㎡以上	100㎡以上	全ての規模	全ての規模	全ての規模	全ての規模※1	全ての規模
鳥取県	全ての規模	全ての規模	全ての規模	全ての規模	全ての規模	全ての規模	全ての規模	全ての規模	全ての規模	全ての規模	全ての規模	全ての規模
徳島県	1,000㎡以上	1,000㎡以上	—	—	—	—	—	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上※1	1,000㎡以上※2	1,000㎡以上
大分県	1,000㎡以上	1,000㎡以上	—	—	—	—	—	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上
熊本県	1,000㎡以上	1,000㎡以上	—	—	—	—	—	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上

公衆浴場	飲食店	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る）	公衆便所	公共用歩廊	
第5条第十三号	第5条第十四号	第5条第十五号	第5条第十六号	第5条第十七号	第5条第十八号	第5条第十九号	
—	—	—	—	—	—	—	※1 児童厚生施設を除く。 ※2 幼稚園及び特別支援学校を除く。
—	—	—	—	—	—	—	※1 児童厚生施設その他これらに類するものを除く。 ※2 小学校、中学校、高等学校に限る。
200㎡以上	200㎡以上	200㎡以上 ※4	—	500㎡以上	—	—	※1 患者の収容施設がないものにおいては200㎡以上。 ※2 観覧場：全ての規模 劇場、映画館又は演芸場：500㎡以上 ※3 物品販売業を営む店舗（コンビニエンスストア（食料品を中心に販売し、かつ、営業時間が一日十四時間以上であるセルフサービス方式を採用している店舗をいう。）であって、直接地上へ通ずる出入口のある階に売場を有するものに限る。）においては150㎡以上 マーケットにおいては500㎡ ※4 銀行又は郵便局（日本郵便株式会社の営業所であって、簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行うものをいう。）においては全ての規模
1,000㎡以上	500㎡以上	500㎡以上	全ての規模	500㎡以上	全ての規模	—	※1 診療所（患者の収容施設を有しないもの）においては500㎡以上。 ※2 集会場（全てに集会室の床面積が200㎡以下のもの）においては1000㎡以上。 ※3 寄宿舎、下宿を除く。 ※4 料理店に限る。
1,000㎡以上	200㎡以上	200㎡以上	全ての規模	500㎡以上	全ての規模	—	※1 診療所（患者の収容施設を有しないもの）においては200㎡以上。 ※2 集会場（全てに集会室の床面積が200㎡以下のもの）においては1000㎡以上。
1,000㎡以上	200㎡以上	200㎡以上	全ての規模	500㎡以上	全ての規模	—	※1 診療所（患者の収容施設を有しないもの）においては200㎡以上。 ※2 集会場（全てに集会室の床面積が200㎡以下のもの）においては1000㎡以上。
500㎡以上	500㎡以上	500㎡以上	500㎡以上	—	—	—	
1000㎡以上	300㎡以上	300㎡以上	全ての規模	1,000㎡以上	※2	—	※1 集会場（一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る。）又は公会堂：全ての規模 集会場（全ての集会室の床面積が200㎡以下のものに限る。）：1000㎡以上 ※2 公衆便所（地方公共団体が設置するものに限る。）：全ての規模
500㎡以上	500㎡以上	500㎡以上	全ての規模	—	—	—	※1 診療所（患者の収容施設を有しないもの）においては500㎡以上。
1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	—	1,000㎡以上	※1 幼稚園、専修学校、専門学校を除く
—	—	—	—	—	—	—	
500㎡以上	500㎡以上	500㎡以上	全ての規模	500㎡以上	全ての規模	—	※1 患者の収容施設が無い診療所は500㎡以上
1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	—	—	—	
1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上	—	—	1,000㎡以上	
1,000㎡以上	200㎡以上※1	200㎡以上※1	全ての規模 ※1	500㎡以上	全ての規模 ※1	—	※1 階と階との間の上下の移動に係る部分の適用については、500㎡以上。 ※2 集会場にあつては、一の集会室の床面積が200㎡以上のものに限る。
100㎡以上	100㎡以上	100㎡以上※2	全ての規模	500㎡以上	全ての規模	全ての規模	※1 遊技場は100㎡以上 ※2 銀行、質屋その他これらに類するものは全ての規模。
全ての規模	全ての規模	全ての規模	全ての規模	全ての規模	全ての規模	全ての規模	※ 建築物の主たる出入口の構造に係る基準適用面積は0㎡であり、それ以外の建築物移動等円滑化基準は内容と用途により基準適用面積は50、100、200、500、1000、2000、5000㎡となる。
—	—	—	—	—	—	—	※1 児童厚生施設その他これらに類するものを除く。 ※2 ボーリング場又は遊技場は、2,000㎡以上
—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	

(2) 特定建築物の義務付け対象の追加及び義務付け対象規模の設定状況

	学校（政令第5条第一号の用途を除く）	卸売市場	事務所（政令第5条第八号の用途を除く）	共同住宅、寄宿舎、下宿	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（政令第5条第九号の用途を除く）	体育館、水泳場、ホールディング場その他これらに類する運動施設（政令第5条第十一号の用途を除く）
政令	第4条第一号	第4条第六号	第4条第八号	第4条第九号	第4条第十号	第4条第十二号
岩手県	2000㎡以上※2	—	—	—	—	—
山形県	2,000㎡以上	—	—	—	—	—
埼玉県	全ての規模※7	—	—	2000㎡以上※5	全ての規模※6※7	500㎡以上
東京都	全ての規模	—	—	2,000㎡以上※3	全ての規模	1000㎡以上
世田谷区	全ての規模	—	—	1,000㎡以上※3	全ての規模	1,000㎡以上
練馬区	全ての規模	—	—	1,000㎡以上※3	全ての規模	1,000㎡以上
神奈川県	500㎡以上	—	—	2,000㎡以上※1	500㎡以上	—
横浜市	1,000㎡以上	—	—	—	全ての規模	1,000㎡以上
川崎市	全ての規模	—	—	2,000㎡以上※2	全ての規模	1,000㎡以上
石川県	1,000㎡以上※1	—	—	—	—	—
長野県	—	—	—	—	—	—
高山市	全ての規模	—	—	※2	全ての規模	—
京都府	2,000㎡以上	—	3,000㎡以上	3,000㎡以上	2,000㎡以上	—
京都市	1,000㎡以上	—	3,000㎡以上	3,000㎡以上※1	1,000㎡以上	—
大阪府	全ての規模※1	—	—	共同住宅：2,000㎡以上又は住戸の数20以上※3 寄宿舎：2,000㎡以上又は住戸の数50以上	全ての規模※1	1,000㎡以上
兵庫県	全ての規模	—	3000㎡以上	2,000㎡以上又は21戸以上※3	全ての規模	全ての規模
鳥取県	全ての規模	—	—	全ての規模	全ての規模	全ての規模
徳島県	1,000㎡以上※3	—	—	—	—	—
大分県	—	—	—	—	—	—
熊本県	2,000㎡以上	—	—	—	—	—

キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	工場	自動車の停留又は駐車のための施設（政令第5条第十七号の用途を除く）工場	
第4条第十五号	第4条第十七号	第4条第十八号	第4条第二十号	
-	-	-	-	※2 幼稚園及び特別支援学校を除く。
-	-	-	-	
500㎡以上	-	-	-	※5 下宿を除く。 ※6 保育所に限る。 ※7 幼保連携型認定こども園を含む
1,000㎡以上※4	-	-	-	※3 寄宿舎、下宿を除く。 ※4 料理店に限る。
1,000㎡以上※4	-	-	-	※3 寄宿舎、下宿を除く。 ※4 料理店に限る。
1,000㎡以上※4	-	-	-	※3 寄宿舎、下宿を除く。 ※4 料理店に限る。
-	-	-	-	※1 寄宿舎、下宿を除く。
-	-	-	-	
-	-	-	-	※2 寄宿舎、下宿を除く。
-	-	-	-	※1 幼稚園、専修学校、専門学校を除く
-	-	-	-	
-	-	-	-	※2 共同住宅のみ 2000㎡以上
-	2,000㎡以上※1	-	-	※1 華道教室、囲碁教室その他これらに類するものを除く。
-	1,000㎡以上※2	-	-	※1 下宿を除く。 ※2 華道教室、囲碁教室その他これらに類するものを除く。
-	1000㎡以上	200㎡以上 ※1※4	-	※1 階と階との間の上下の移動に係る部分の適用については、500㎡以上。 ※3 共同住宅にあっては、2000㎡未満かつ20戸から49戸においては、地上階にある住戸の出入口（地上階に住戸がなく、当該建築物にエレベーターが設置されている場合は、地上階にある当該エレベーターの出入口）までのバリアフリー化のみ求める。 ※4 自動車修理工場（不特定かつ多数の者が利用するものに限る）に限る。
-	全ての規模※4	100㎡以上	3,000㎡以上	※3 寄宿舎については2,000㎡以上又は51室以上。下宿を除く。 ※4 学習塾は100㎡以上に限る
-	全ての規模	-	-	※ 建築物の主たる出入口の構造に係る基準適用面積は0㎡であり、それ以外の建築物移動等円滑化基準は内容と用途により基準適用面積は50, 100, 200, 500, 1000, 2000, 5000㎡となる。
-	-	-	-	※3 幼稚園を除く。
-	-	-	-	
-	-	-	-	

(3) 建築物特定施設の構造及び配置に関する基準の付加状況

施行令	条	11	12	13	14	15	16	17	18						
	項 号								1	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6
		廊下等	階段	傾斜路	便所	ホテル又は旅館の客室	敷地内の通路	駐車場	1以上の移動等円滑化経路の設置	移動等円滑化経路 (段の禁止)	移動等円滑化経路 (出入口)	移動等円滑化経路 (廊下等)	移動等円滑化経路 (傾斜路)	移動等円滑化経路 (エレベーター)	移動等円滑化経路 (エレベーター)
岩手県	基準強化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	基準追加	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山形県	基準強化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	基準追加	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
埼玉県	基準強化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	基準追加	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
東京都	基準強化	-	○	-	-	-	-	-	○	-	○	○	○	○	-
	基準追加	-	○	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○
世田谷区	基準強化	-	○	-	-	-	-	-	○	-	○	○	○	○	-
	基準追加	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
練馬区	基準強化	-	○	-	-	-	-	-	○	-	○	○	○	○	-
	基準追加	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	基準強化	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	基準追加	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-
横浜市	基準強化	-	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-
	基準追加	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	-
川崎市	基準強化	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-
	基準追加	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
石川県	基準強化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	基準追加	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
長野県	基準強化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	基準追加	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○	-
高山市	基準強化	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
	基準追加	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	○	○	-
京都府	基準強化	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	○	○	○	-
	基準追加	-	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○
京都市	基準強化	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	○	○	○	-
	基準追加	-	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○
大阪府	基準強化	○	○	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	○	-
	基準追加	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○	-
兵庫県	基準強化	○	○	○	-	-	-	○	○	-	-	-	-	○	-
	基準追加	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○
鳥取県	基準強化	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
	基準追加	○	○	○	○	○	-	○	-	-	○	○	-	○	-
徳島県	基準強化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	基準追加	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大分県	基準強化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	基準追加	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
熊本県	基準強化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	基準追加	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

18	19	20	21	—	—	—	—	
2								
7								
(敷地内の通路)	移動等円滑化経路	標識	案内設備	案内設備までの経路	浴室等	エスカレーター	出入口	条例で付加する規定の緩和
—	—	—	—	/	/	/	/	
—	—	—	—	—	—	—	—	※ 付加された基準強化及び、基準追加はなし
—	—	—	—	/	/	/	/	
—	—	—	—	—	—	—	—	※ 付加された基準強化及び、基準追加はなし
—	—	—	—	/	/	/	/	
—	—	—	—	—	—	—	—	○
○	—	—	—	/	/	/	/	
○	—	—	—	○	—	—	—	○
○	—	—	—	/	/	/	/	
○	—	—	—	○	—	—	—	○
○	—	—	—	/	/	/	/	
○	—	—	—	—	—	—	—	○
○	○	—	—	○	—	—	—	○
○	—	—	—	/	/	/	/	
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	/	/	/	/	
○	—	—	—	—	—	—	—	—
○	—	—	—	/	/	/	/	
○	—	—	—	○	—	—	—	○
○	—	—	—	/	/	/	/	
○	—	—	—	○	—	—	—	○
—	—	○	○	/	/	/	/	
○	—	—	○	○	○	—	—	○
—	—	○	—	/	/	/	/	
○	○	○	○	○	—	—	○	○
—	—	—	—	/	/	/	/	
○	—	○	○	—	—	—	—	○
—	—	—	—	/	/	/	/	
—	—	—	—	—	—	—	—	※ 付加された基準強化及び、基準追加はなし
—	—	—	—	/	/	/	/	
—	—	—	—	—	—	—	—	※ 付加された基準強化及び、基準追加はなし
—	—	—	—	/	/	/	/	
—	—	—	—	—	—	—	—	※ 付加された基準強化及び、基準追加はなし

凡例：「○」条例の規定あり  
「—」条例の規定なし  
「/」バリアフリー法における規定なし

### 3. 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計のあり方に関する 検討委員会について

#### (1) 委員会名簿

(2016 (平成 28) 年 12 月 22 日時点)

##### 【学識経験者】

高橋 儀平	東洋大学ライフデザイン学部	教授
佐藤 克志	日本女子大学家政学部住居学科	教授
松田 雄二	東京大学大学院 工学系研究科建築学専攻	准教授
布田 健	国土技術政策総合研究所 住宅研究部住宅生産研究室	室長

##### 【障害者団体等】

今西 正義	特定非営利活動法人 DPI 日本会議	バリアフリー担当顧問
大竹 浩司	一般財団法人 全日本ろうあ連盟	理事
小幡 恭弘	公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会	事務局長
大日方 邦子	一般社団法人 日本パラリンピアンズ協会	副会長
齊藤 秀樹	公益財団法人 全国老人クラブ連合会	常務理事
田中 正博	全国手をつなぐ育成会連合会	統括
妻屋 明	公益社団法人 全国脊髄損傷者連合会	理事長
土岐 達志	社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会	副会長
橋口 亜希子	一般社団法人 日本発達障害ネットワーク	事務局長
藤井 貢	社会福祉法人 日本盲人会連合	組織部長 (理事)

##### 【施設管理者・設計施工関係団体等】

風間 淳	一般社団法人 日本ホテル協会 福祉・環境問題等委員会	副委員長
梶原 優	一般社団法人 日本病院会	副会長
黒田 和孝	一般社団法人 全日本駐車協会	専務理事
粉川 季雄	一般社団法人 全日本シティホテル連盟	専務理事
小山 修司	一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会	
高橋 寛	一般社団法人 日本ビルディング協会連合会	政策委員
高橋 広直	一般社団法人 日本建設業連合会 設計企画部会	委員
中山 庚一郎	公益社団法人 国際観光施設協会	名誉会長
成藤 宣昌	公益社団法人 日本建築士会連合会	専務理事
早川 文雄	一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会	
村上 哲也	一般社団法人 日本ショッピングセンター協会	事務局長
連 健夫	公益社団法人 日本建築家協会	委員長

### 【審査側団体】

大宅 宏之	大阪府 住宅まちづくり部 建築指導室 建築企画課	課長補佐
木戸 麻亜子	神奈川県 県土整備局 建築住宅部 建築指導課	主任技師
工藤 秀仁	東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課	課長代理

### 【オブザーバー】

名畑 徹	内閣官房 東京リノベーション競技大会・パブリック競技大会推進本部 参事官補佐 事務局	
前田 百合香	横浜市 建築局 建築指導部 建築環境課	技術職員
西村 文彦	文部科学省大臣官房施設企画部施設企画課	課長補佐
久保 幸司	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課	課長補佐
橋口 真依	厚生労働省 老健局 高齢者支援課	課長補佐
安倍 利男	厚生労働省 大臣官房会計課 施設整備室	営繕専門官
島村 泰彰	国土交通省 総合政策局安心生活政策課	課長補佐
西村 研二	国土交通省 大臣官房官庁営繕部 整備課	課長補佐
中西 浩	国土技術政策総合研究所住宅研究部住宅ストック高度化研究室室長	
小野 久美子	国立研究開発法人建築研究所 建築生産研究グループ	主任研究員

### 【事務局】

国土交通省住宅局建築指導課  
一般社団法人 新・建築士制度普及協会  
一般財団法人 国土技術研究センター  
株式会社 市浦ハウジング&プランニング

### (2) 委員会の開催経緯

第1回	平成28年9月9日	: 都市センターホテルにて
第2回	平成28年10月27日	: 国土交通省11階特別会議室にて
第3回	平成28年11月21日	: 国土交通省11階特別会議室にて
第4回	平成28年12月22日	: 国土交通省11階特別会議室にて

## 参考文献

- ・国土交通省「知的障害、発達障害、精神障害のある人のための施設整備のポイント集」 (<http://www.mlit.go.jp/common/000045596.pdf>)
- ・神奈川県「カラーバリアフリー サインマニュアル（平成21年3月）」
- ・日本建築学会「ハンディキャップ者配慮の設計手引き／日本建築学会設計計画パンフレット26（昭和59年）」（発行：彰国社）
- ・「床の性能評価方法の概要と性能の推奨値（案）（2008年6月）」（（社）日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG）
- ・JIS T 9201:2016「手動車椅子」
- ・JIS T 9203:2016「電動車椅子」
- ・JIS T 9251:2014「高齢者・障害者配慮設計指針－視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列」
- ・JIS S 0026:2007「高齢者・障害者配慮設計指針－公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置」
- ・JIS Z 8210:2016「案内用図記号」
- ・JIS A 1454:2016「高分子系張り床材試験方法」
- ・国土交通省総合政策局「障害者等用駐車スペースの適正利用等の促進に関する調査研究（平成22年度）」 ([http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09\\_hh\\_000030.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000030.html))
- ・国土交通省総合政策局「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編 平成25年6月」 ([http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_mn\\_000001.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_mn_000001.html))
- ・国土交通省総合政策局「安心して子育てができる環境整備のあり方に関する調査研究（平成21年度）」 ([http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_fr\\_000006.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_fr_000006.html))

## メーカー等

- ・TOTO株式会社「バリアフリーブック（パブリックトイレ編）」
- ・株式会社LIXIL「住宅設備機器総合カタログ」
- ・三菱電機株式会社 エレベーターカタログ
- ・東芝エレベーター株式会社 エスカレーターカタログ
- ・社団法人日本オストミー協会資料
- ・社団法人日本エレベーター協会資料